

「令和4年度産業保安等技術基準策定調査研究等事業 (製品安全政策の在り方に関する調査事業)」 調査報告書

2023年2月 みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

Mizuho Research & Technologies, Ltd.



目次

▶ はじめに	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	2
1. インターネットモールの製品安全に関する調査		6
□ 1.1 海外における規制動向		6
□ 1.2 海外における電子商取引に関する調査		81
▶ 2. 子どもの製品事故拡大防止に向けた調査		84
□ 2.1 海外における規制調査		84
□ 2.2 基準・規格の対象に関する調査		101
▶ 3. 調査に係る有識者検討会の開催		118



事業目的

- 製品安全4法*は、時代毎にそのあり方について幾度も見直しが行われ、社会情勢にあった形へと姿を変化させてきた。昨今の製品安全行政をめぐっては、インターネットモールによる取引の拡大を代表とし、その前提となる国民を取り巻く社会経済環境が大きく変化しており、実態について改めて整理が必要な状況であると考えられる。
- □ 例えば、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、我が国のEC市場は12兆円を超えるなど、EC市場の存在感は一段と高まっている。他方で、インターネットモールや自社ECサイト(以下「ECサイト」という。)で販売された、主に海外から輸入された製品による法令に違反した製品の販売や重大製品事故も増加している。また、近年、様々な国で製造された多種多様な製品が子供向けの玩具として流入している。子どもは誤飲などのリスクも高いことから、子ども向けに製造される製品については、成人向けの製品以上の安全が求められる。
- □ こうした社会状況を踏まえて、本事業では、社会情勢の変化による製品安全にかかる状況の変化に関し、実態把握をするとともに、製品安全を巡る社会背景の変化を踏まえ、時代に即した効果的な制度の在り方について、製品安全に関する有識者・関係機関・企業等の協力を得ながら、調査を実施した。

*消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の4つの法律



▶ 事業内容

(1)インターネットモールの製品安全に関する調査

- □ インターネットモールにおける製品安全を確保するため、モール連絡会合の開催など、国とインターネットモール事業者で連携し様々な取組が行われてきた。他方で近年、インターネットモール上で取引された、リチウムイオン蓄電池製品などによる製品事故や、法令に基づく表示違反などが増加傾向にある。
- □ そこで、各ECサイトで提供されている当該サービス等の実態について、特に出品商品の流通経路に 着目し調査を行い、消費者の安全確保の観点に関わる課題について整理した。加えて、諸外国(ア メリカ、EU、オーストラリア、カナダ、韓国、中国、台湾、タイ、シンガポール)における、ECサイトに対 する規制制度(調査対象は製品安全関連の規制を主とする)についても調査を行いその結果をまと めた。

(2)子どもの製品事故拡大防止に向けた調査

- □ 子どもの製品事故については、一般成人とは異なる傾向の事故も見受けられるところ、子どもが扱う可能性のあるあるいは対象となっている製品に関して、国内外の規格調査を行い、傾向について把握した。また、諸外国((1)と同様)における、子ども向け製品の規制体系についても調査を行いその結果をまとめた。
- □ 把握した実態を用いて、我が国において子どもの製品事故拡大を防ぐために必要と考え得る措置について、諸外国との比較も行いつつ、消費者の安全確保の観点に関わる課題について整理した。

▶ 事業内容(続き)

(3)調査に係る有識者検討会の開催

- □ 上記(1)~(2)の調査についてより効果的に行うために、有識者による検討会を定期的に開催し、 調査内容や方法についての議論を実施した。単純な調査内容の報告の場とはせず、調査内容・方 法の正確性や不足点について、有識者と双方向的に議論を行える場とした。
- □ 検討会については、製品安全に精通した学識経験者や外部有識者等、12人の委員で構成した。 2023年1~2月に全3回開催し、その都度調査状況について報告を行うとともに、各会の議事次第に 沿って委員より調査内容・方法について意見をいただき、その後の調査に活用した。なお活発な議 論が生まれるよう、一部の検討会を非公開とした。
- □ 委員の選定にあたっては、産業構造審議会保安・消費生活用製品分科会製品安全小委員会及び消費経済審議会製品安全部会の委員構成を参考にした。また、必要に応じて、各業界団体(家電製品やガス機器の業界、ECサイト事業者団体等)・関係省庁(消費者庁等を想定)をオブザーバーとして参加を依頼した。なお、これらについては、製品安全課と相談の上で行った。
- □ なお、有識者を交えた検討会は、製品安全課と相談の上で、対面とWeb開催の混合により実施した。

1.1 海外における規制動向



1.1 海外における規制動向



(1)EU

- 〇一般製品安全指令(GPSD: General Product Safety Directive) 2001/95/EC
 - □ GPSDの概要は以下のとおりである。

■ 発効: 2001年12月3日

■ 目的: 高いレベルで消費者の健康と安全を保護すること。

対象: 市場に出される製品、あるいは消費者向けに供給される製品、消費者向けでないとしても合理的に予 測可能な条件下で消費者が使用する可能性のある製品(他の規則等で対象としていない製品)。

- 規定内容: 一般的な安全要件、事業者(製造者と販売者)の一般的な義務、特定のケースにおける共同体レベルでの迅速な情報交換と行動等。
- □ GPSDでは事業者に以下を義務付けている。
 - 安全な製品のみを市場に投入する。
 - 提供する製品に関するあらゆるリスクを消費者に知らせる。
 - 消費者へのリスクを回避するために、市場に存在する危険な製品を追跡し撤去できることを確約する。
 - ▼ 事業者は、上記に関連して、国家当局に危険な製品を報告するためのシステム「Product Safety Business Alert Gateway」を利用することができる。
- □ GPSDでは、各国における指定の国家当局に以下のような市場監視を義務付けている。
 - 市場で入手できる製品の安全性を検査する。
 - 製品安全規制や規則が製造事業者や流通経路に適用されて売ることを確認する。
 - 必要に応じて制裁措置を講じる。
 - ✓ 各国当局は、市場で発見された危険な製品に係る措置に関する情報を「Safety Gateway」に送信している。

【出典】Directive 2001/95/EC of the European Parliament and of the Council of 3 December 2001 on general product safety (2002年1月)

https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/product-safety-and-requirements/product-safety/consumer-product-safety_en (2022年11月閲覧)を基に作成。



1.1 海外における規制動向



(1)EU

(参考)Product Safety Business Alert Gateway

- □ Product Safety Business Alert Gatewayは、事業者 (製造者及び販売者。代理人を含む)が危険な製品を 国家当局に知らせるシステムである。
- □ 国家当局は、提出された届出情報について、Safety Gate への送信を判断の上、実施する。

(参考)Safety Gate

- □ Safety Gate(旧・RAPEX)は、危険な製品(食品を除く)に係る警告をEU各国間で迅速に発信するシステムである。
- □ 各警告には、検出された危険な製品の種類、リスクの詳細、 及び事業者によって取られた措置、または当局によって 命じられた措置に関する情報が含まれている。すべての 警告は、他国の当局によってフォローアップされ、自国の 市場で同じ製品を見つけた場合、同国内で措置を講じ、 情報をSafety Gateでも共有することが義務付けられている。

<Product Safety Business Alert Gatewayのイメージ> **Product Safety Business Alert Gateway** Get started Notify a dangerous product to the authorities Create form confirmation Restricted Area for National Authorities Digital inbox Member State Processing

【出典】https://webgate.ec.europa.eu/gpsd/screen/public/home (2022年11月閲覧)を基に作成。https://ec.europa.eu/safety-gate/#/screen/home (2022年11月閲覧)を基に作成。



1.1 海外における規制動向

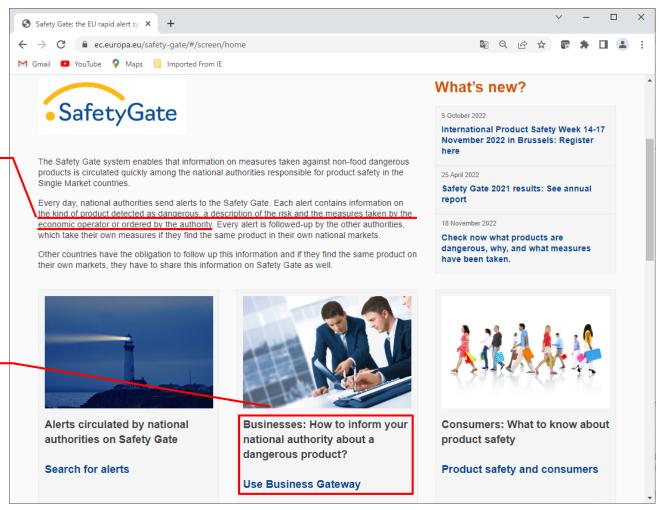


(1)EU

(参考) Safety Gate(続き)

警告には、検出された危険な製品の種類、 リスクの詳細、及び事業者によって取られた 措置、または当局によって命じられた措置に 関する情報が含まれている。

事業者はProduct Safety Business Alert Gatewayを使って、国家当局に知らせる。



【出典】https://ec.europa.eu/safety-gate/#/screen/home (2022年11月閲覧)を基に作成。



1.1 海外における規制動向



(1)EU

〇消費者アジェンダ (Consumer Agenda) (2020年)

- □ 製品安全における諸課題(より環境に優しく安全なデジタル化の実現、脆弱な消費者*の保護、国際協力の強化)が、新型コロナウイルス感染拡大も背景として緊急性を増し、健康面や経済面のみならず、オンラインでの製品購入が一般的になり詐欺や違法に販売される製品の被害にあう等、より多くの消費者が脆弱な立場に置かれるようになった。
- □ 上記を背景として、2020年11月に欧州委員会は消費者アジェンダ(Consumer Agenda)を採択し、 優先的な重要目標として以下の5つを掲げている。
 - 1 グリーン・トランジション
 - ② デジタル・トランスフォーメーション
 - (3) 消費者の権利の保障及び執行
 - 4 特定の消費者グループの固有ニーズ
 - 5 国際協力
- □ 特に②において、「消費者は、オンラインでもオフラインでも同等のレベルで保護されるべき」とし、以下を指摘した上で、2021年の一般製品安全指令(GPSD)の改正提案での対応を指摘している。
 - 国家当局はEC(電子商取引)市場監視のための十分効果的な手段を必ずしも持っていない。
 - 電子商取引によって、消費者はEU域外の事業者から直接購入できるようになり、EU単一市場に入る製品の 安全性を確認することがより困難になっている。

【出典】(2022年11月閲覧) COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT AND THE COUNCIL New Consumer AgendaStrengthening consumer resilience for sustainable recovery (2020年11月13日)を基に作成

※脆弱な消費者(vulnerable consumer):個人的境遇により、特に事業者が適切なレベルの配慮を行わない場合に、不利益を被る可能性が特に高い人(Financial Conduct Authority「Consumer credit and consumers in vulnerable circumstances」(2014年4月))



1.1 海外における規制動向



(1)EU

- 〇欧州消費者機構(BEUC: Bureau Européen des Unions de Consommateurs)(2020年)
 - □ 2021年6月のGPSR案採択に先行する形で、2021年2月にBEUCは国際消費者テスト機構(ICRT: International Consumer Research & Testing)と協力し、6つのインターネットモール(Amazon、Amazon Marketplace、AliExpress、eBay、Wish、及びLightInTheBox)から購入した250の製品の試買検査結果を公表し、同結果に基づき、BEUCはECの法的枠組みを改善することを目的とした政策提言「Is it safe to shop on online marketplaces?」を作成した。試買検査は、全品を対象とした目視による外観検査、一部の製品を対象とした技術基準適合検査の2段階で実施された。
 - □ 購入及び検査対象の品目は以下の15種類である(①~⑥:子ども向け製品、⑦~⑨:電気用品、⑩~⑮:その他)。
 - ソフトプラスチックのおもちゃ(Soft plastic toys)
 - ② 赤ちゃんや小さな子供向けのおもちゃ(Toys for babies and small children)
 - ③ 歯固め・おしゃぶり(Teething toys)
 - 4 音響玩具(Acoustic toys)
 - 5 子供用メイクアップ (Make-up for children)
 - 6 子供服(Children's clothing)
 - USB充電器、旅行用電源アダプタ、モバイルバッテリー(USB Chargers, travel adapters and power banks)
 - 8 クリスマスツリーライト(Christmas tree lights)
 - 9 煙検知器、一酸化炭素検知器(Smoke detectors, CO detectors)
 - 10 風船(Balloons)
 - 11) 宝飾類(Jewellery)
 - ① 歯の美白製品(Teeth whitening products)
 - ① 大人用化粧品(Cosmetics for adults)
 - (14) ヘルメット(Helmets)
 - 15 双眼鏡(Binoculars)

【出典】BEUC「Is it safe to shop on online marketplaces?」(2021年2月)を基に作成

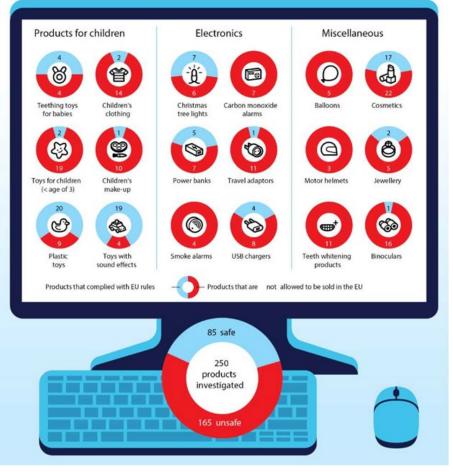


1.1 海外における規制動向



(1)EU

- 〇欧州消費者機構(BEUC: Bureau Européen des Unions de Consommateurs) (2020年) (続き)
 - □ 試買検査では、250品のうち、165品がEUの技術基準に適合していないという結果だった。



前日	試料致	週台	个週台
歯固め・おしゃぶり	8	4	4
子供服	16	2	14
赤ちゃんや小さな子供向けのおもちゃ(3歳以下)	21	2	19
子供用メイクアップ	11	1	10
ソフトプラスチックのおもちゃ	29	20	9
音響玩具	23	19	4
クリスマスツリーライト	13	7	6
一酸化炭素検知器	7	7	0
モバイルバッテリー	12	5	7
旅行用電源アダプタ	12	1	11
煙検知器	4	0	4
USB充電器	12	4	8
風船	5	0	5
大人用化粧品	39	17	22
ヘルメット	3	0	3
宝飾類	7	2	5
歯の美白製品	11	0	11
双眼鏡	17	1	16
合計	250	85	165

【出典】BEUC「Is it safe to shop on online marketplaces?」(2021年2月)を基に作成



1.1 海外における規制動向



(1)EU

- 〇欧州消費者機構(BEUC: Bureau Européen des Unions de Consommateurs)(2020年)(続き)
 - □ BEUCはインターネットモールのビジネスモデルを①消費者が商品を注文し代金を支払うといった販売者と消費者の仲介、②保管、包装、出荷、及び販売後の返品や返金の処理などの消費者対応(フルフィルメント)の販売店代行、③小売業者として独自のブランド製品を販売、の3つと分類し、特に①について、製品を郵便や宅配便で直接消費者の家庭に送る販売者はEU域外に所在することが多いとしている。
 - □ ①~③のビジネスモデルは全て同じレベルで規制を受けておらず、製品の安全性確認の問題点について、以下のような点を指摘している。
 - ■特にEU域外の販売者からの製品は規制の適用外。
 - EU域外の国境でこうした物品の遮断を担当する税関はほとんど人手不足。
 - オンラインプラットフォームも、ウェブサイトに掲載される前に製品の安全性を確認していない。



1.1 海外における規制動向



(1)EU

- 〇欧州消費者機構(BEUC: Bureau Européen des Unions de Consommateurs)(2020年)(続き)
 - □ 試買検査やインターネットモールの販売状況分析を踏まえ、BEUCは以下のような政策提言を行っている。
 - 1. 一般製品安全指令(GPSD)
 - 製品の市場監視とコンプライアンスに関するEU規則をすべての消費者製品に適用する必要がある。フルフィルメントセンターに入ってテスト用のサンプルを採取したり、オンライン市場で匿名購入を実行したりする権利など、オンライン市場における製品安全法のより良い執行のために加盟国に与えられた新しいツールは、すべての消費者製品の執行行動に利用できるようにすべきである。
 - 市場監視当局は、オンライン市場に対する安全関連のすべての強制措置に対処し、特定の状況下で、最終的に不適合の責任を負わせることができるべきである。市場監視当局に新たな権限が与えられなければ(オンライン市場と実店舗の間に公平な競争条件が生まれる)、消費者は同じレベルの保護を受けることはできない。
 - 2. 電子商取引指令とデジタルサービスの単一市場に関する規則(DSA:デジタルサービス法)
 - デジタルサービス法を消費者のために機能させるため、消費者保護と安全を現行指令の主要な法的目的に 追加しなければならない。
 - オンラインマーケットプレースと、同じ企業内を含む他の種類のホスティングサービスとは明確に区別されるべきである。例えば、Facebookは、ソーシャルネットワークとしても、マーケットプレースとしても、消費者が製品を購入できる広告会社としても機能する。事業の一部を市場とみなすことができるのであれば、電子商取引に関する法的要件は、事業のその部分に完全に適用されるべきである。

MIZUHO

1.1 海外における規制動向



(1)EU

○欧州消費者機構(BEUC:Bureau Européen des Unions de Consommateurs)(2020年)(続き)

3. 製造物責任指令

- 現在のEU製造物責任規則は、流通チェーンに介入するすべての関係者を対象としているわけではない。製品に接触する多くの仲介業者は、依然として製造物責任指令の対象外である。しかし、製造物責任規則は、これらの仲介者の役割を十分に考慮する必要がある。
- オンライン市場は、(1) 生産者を特定できない、(2) 市場は、消費者に生産者の身元を適時に通知せず、消費者と生産者の間の連絡を、関連する連絡先の詳細を提供することによって可能にしない、(3) 市場は、プラットフォーム上の非準拠製品に関する明確な証拠を受け取った、(4) 生産者は特定されているが、損害を救済するための措置を取らない、または (5) 市場が取引チェーンにおいて支配的な影響力または支配力を持っている場合、の少なくとも1つの条件が満たされた場合に責任を負うべきである。

4. 市場監視と税関管理の強化

- 製品カテゴリごとに採取するサンプル数を含め、チェックの統一条件と頻度を決定する。これには、オンライン市場をチェックするための具体的なアプローチが含まれるべきである。
- 税関と市場監視当局の間で危険な製品に関する情報交換を容易にするために、データベースや既存のデータベースのインターフェースなど、必要なデジタルツールを設定する。
- 加盟国はまた、規制の数を増やすために、税関と市場監視当局に追加の人的、財政的、技術的資源をよりうまく提供すべきである。これは、税関当局が国境で疑わしい製品を止めた場合にのみ、新規則が最大4日間の放出停止を予測していることを考慮することと、特に関連している。市場監視当局がこの期間内に対応しなければ、それらの製品は消費者に提供されることになる。

MIZHO

1.1 海外における規制動向



(1)EU

- 〇欧州消費者機構(BEUC: Bureau Européen des Unions de Consommateurs) (2020年) (続き)
 - 5. より安全なオンラインショッピングのための国際ルール
 - WTOの「電子商取引」に関する貿易交渉の成果は、消費者をより良く保護するために、世界中の規制当局 間の協力の改善を奨励すべきである。消費者保護、市場監視、執行、競争、救済、紛争解決で協力すべき である。



1.1 海外における規制動向



(1)EU

- O一般製品安全規則(GPSR: General Product Safety Regulation)の提案(2021年採択、2022年12月 修正)の概要
 - □ 消費者アジェンダ(2020年)に沿って、欧州委員会は現行のGPSDに代わる規制として、一般製品安全規則(GPSR)を提案し、2021年6月30日に採択した。

■ 目的:

- ① 非食品消費者製品の安全性に関する一般的な枠組みの更新及び近代化
- 2 消費者のセーフティネットとしての役割の維持
- ③ 新技術や電子商取引がもたらす課題への規定の適応
- 4 事業者のための公平な競争の場の確保

■ 方向性:

- ① 消費者向け製品が「安全」であることを要求すること
- ② 事業者に一定の義務を課すこと
- ③ 一般安全要件を支える規格開発の規定を含むこと
- □ 2022年7月20日に、EU加盟国はGPSRの提案に関する欧州議会との交渉に向けた委任について合意し、理事会の常設代表委員会により承認された。理事会議長国は近く欧州議会との交渉を開始する予定である。
- □ 2022年12月21日に開催された常設代表委員会で最終的な修正案が合意に向けて承認したことを受け、議長府は 当該妥協案を欧州議会IMCO(the Internal Market and Consumer Protection:域内市場・消費者保護)委員会の 議長に送付したことを代表団に通知した。
- □ 次ページ以降に2022年12月21日に常設代表委員会で合意した修正案の内容を示す。

【出典】https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/product-safety-and-requirements/product-safety/consumer-product-safety_en (2022年11月閲覧)
https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-16312-2022-INIT/en/pdf (2022年12月21日)
https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/07/20/general-product-safety-regulation-council-adopts-its-position/ (2022年11月閲覧)を基に作成。



1.1 海外における規制動向



(1)EU

- 〇一般製品安全規則(GPSR: General Product Safety Regulation)の提案(2022年12月)の内容: 第一章 総則(抜粋)
 - □ 第1条 主題
 - この規則の目的は、高いレベルの消費者保護を提供しつつ、域内市場の機能を改善させることである。
 - 市場に流通する、または市場で入手可能な消費者製品の安全性に関する基本的な規則を定める。
 - □ 第2条 適用範囲
 - 当該製品の安全性を規制するEU法規則に同じ目的を持つ特定の規定がない限りにおいて、第3条1に定義され、流通する、または市場で入手可能な製品に適用される。
 - 製品がEU法令によって課される固有の安全要件の対象となる場合、本規則は、それらの要件の対象とならない側面及びリスクまたはリスクのカテゴリーにのみ適用するものとする。
 - 特に、第3条25に定義されているEU整合法令(EU harmonisation legislation)によって課される特定の要件の対象となる製品に関して、
 - ① 第二章はEU整合法令の対象となるリスクまたはリスクのカテゴリーに関する限りにおいて、適用されないものとする。
 - 2 第三章第一節、第五章及び第七章、第九章から第十一章までは適用されない。

【出典】https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-16312-2022-INIT/en/pdf (2022年12月21日)を基に作成。



1.1 海外における規制動向



(1)EU

- 〇一般製品安全規則(GPSR: General Product Safety Regulation)の提案(2022年12月)の内容: 第一章 総則(抜粋)(続き)
 - □ 第2条 適用範囲(続き)
 - 以下には適用されない。
 - 1 人または動物用の医薬品
 - 2 食品
 - **3** 飼料
 - ④ 生きている動植物、遺伝子組換え生物及び遺伝子組換え微生物であって含有用途のもの、並びに将来の繁殖に直接 関係する動植物の生産物
 - 5 動物副産物及び派生製品
 - 6 植物保護製品
 - ⑦ 消費者に提供されるサービス環境の範囲内でサービス提供者によって<mark>当該機器が直接</mark>操作され、消費者が乗車または移動する機器、かつ消費者自身によって操作されない機器
 - ⑧ 規則2018/1139の第2条3(d)にいう航空機
 - 9 骨董品
 - 新品、中古品、修理品または改造品を問わず、市場に流通する、または市場で入手可能な製品に適用される。使用前に修理または再調整される製品が市場に出回る場合には適用されない。
 - 本規則は、予防原則を十分に考慮して実施されるものとする。

【出典】https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-16312-2022-INIT/en/pdf (2022年12月21日)を基に作成。



1.1 海外における規制動向



(1)EU

〇一般製品安全規則(GPSR: General Product Safety Regulation)の提案(2022年12月)の内容: 第一章 総則(抜粋)(続き)

□ 第3条 定義

- 1. 製品(product):他の品目と相互接続されているか否かを問わず、サービスの提供の環境において、対価のためであるか否かを問わず、提供されまたは利用可能とされた品目で、消費者を対象としているか、または消費者を対象としていない場合であっても、合理的に予見可能な条件の下で消費者が使用する可能性があるもの。
- 8. 製造者(manufacturer):製品を製造する、あるいは製品を設計または製造させ、その製品をその名称または商標で販売する個人または法人。
- 9. 公認代理人(authorised representative):本規定における製造者の義務に関し、特定の業務に関して自己に代わって行動するために製造者から書面により委任された、EU内に設立された個人または法人。
- 10. 輸入者(importer):第三国からの製品をEU市場に投入するEU内に設立された個人または法人。
- 11. 販売者(distributor):製品を市場で入手可能にする、製造者または輸入者以外のサプライチェーン内の個人または法人。
- 12. フルフィルメントサービスプロバイダ(fulfilment service provider): 商業活動の過程において次のサービスのうち少なくとも2つを提供する個人または法人: 関連する製品の所有権を持たない、倉庫、梱包、宛名書き及び発送。ただし、欧州指令97/67/EC第2条1項に定義されている郵便サービス、欧州規則2018/644第2条2項に定義されている小包配送サービス及びその他の郵便サービスまたは貨物輸送サービスを除く。
- 13. 事業者(economic operator):本規則に則り製品を市場で入手可能にする、製造者、公認代理人、輸入者、販売者、フルフィルメントサービスプロバイダ、または製品の製造に関して義務の対象となるその他の個人または法人。

【出典】https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-16312-2022-INIT/en/pdf (2022年12月21日)を基に作成。



1.1 海外における規制動向



(1)EU

- 〇一般製品安全規則(GPSR: General Product Safety Regulation)の提案(2022年12月)の内容: 第一章 総則(抜粋)(続き)
 - □ 第3条 定義(続き)
 - 14. オンラインマーケットプレースプロバイダ(provider of online market place):製品の販売のために消費者が業者と遠隔契約(distance contract)を締結することを可能にする、オンラインインターフェースを使用する仲介サービスの提供者。
 - 15. オンラインインターフェース(online interface): ウェブサイト、ウェブサイトまたはアプリケーションの一部、モバイルアプリケーションを含むソフトウェア。
 - 15a.遠隔契約(distance contract): 指令2011/83/EUの第2条、ポイント(7)に定義される遠隔契約。
 - 23. リコール(recall): 既に消費者に提供された製品の回収を達成することを目的とした措置。
 - 24. 取り下げ(withdrawal): サプライチェーン内の製品が市場で入手可能になることを回避することを目的とした措置。
 - 25. EU整合法令(Union harmonisation legislation): 市場監視規則(EU) 2019/1020の附属書Iに掲げる連合 立法及び当該規則が適用される製品の販売条件を調和させるその他の連合立法。
 - 25.a骨董品(antiques): 収集品や美術品など、消費者が最新の安全基準を満たすことを合理的に期待できない製品。

【出典】https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-16312-2022-INIT/en/pdf (2022年12月21日)を基に作成。



1.1 海外における規制動向



(1)EU

- 〇一般製品安全規則(GPSR: General Product Safety Regulation)の提案(2022年12月)の内容: 第一章 総則(抜粋)(続き)
 - □ 第4条 遠隔販売
 - オンラインまたはその他の遠隔販売により販売のために提供された製品は、その提供がEU内の消費者を対象としている場合、市場で入手可能であるとみなされる。販売の提示は、当該事業者が何らかの方法でその活動を1つ以上の加盟国で行う場合に、EU内の消費者を対象とするものとみなされる。





1.1 海外における規制動向



(1)EU

- 〇一般製品安全規則(GPSR: General Product Safety Regulation)の提案(2022年12月)の内容: 第二章 安全要件(抜粋)
 - □ 第5条 一般安全要件
 - □ 第5条a製品の安全性を評価するための観点
 - □ 第6条 一般的な安全要求事項への適合性推定
 - □ 第7条 製品の安全性評価するために考慮するべき追加要素

【出典】https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-16312-2022-INIT/en/pdf (2022年12月21日)を基に作成。



1.1 海外における規制動向



(1)EU

- 〇一般製品安全規則(GPSR: General Product Safety Regulation)の提案(2022年12月)の内容: 第三章 事業者の義務 第一節(抜粋)
 - □ 第8条 製造者の義務
 - 1. 製造者は、製品を市場に投入する際、第5条に規定された一般的な安全要件に従って設計及び製造されていることを確認しなければならない。
 - 2. <削除>
 - 3. <削除>
 - 4. 製品を市場に投入する前に、製造者は内部リスク分析を実施し、少なくとも製品の一般的な説明と安全性の評価に関連する本質的な特性を含む技術文書を作成しなければならない。 製品に関連する潜在的なリスクに関して適切な場合には、技術資料には、適宜以下を含めるものとする。
 - 1 <削除>
 - ② 製品に関連する可能性のあるリスクと、そのようなリスクを排除または軽減するために採用された解決策の分析(製造者または製造者の代わりに別の当事者が実施したテストの結果を含む)。
 - ③ 第5条に規定された一般安全要件を満たすために適用される、第6条 (1) 項aに規定された欧州基準のリスト、または 第7条 (3) 項に規定されたその他の要素。

ただし、第6条(1)または第7条(3)で言及されている欧州基準、健康安全要件または要素のいずれかが部分的にしか適用されていない場合は、適用されている部分を特定するものとする。

- 5. 製造者は、第4項に規定する技術文書が最新のものであることを保証しなければならない。製造者は、製品が市場に投入されてから10年間、市場監視当局の要請に応じて、技術資料を保管しなければならない。
- **5a**. 製造者は、連続生産された製品が第5条に定める一般安全要件に適合し続けるための手順が整備されていることを確保しなければならない。

【出典】https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-16312-2022-INIT/en/pdf (2022年12月21日)を基に作成。



1.1 海外における規制動向



(1)EU

- 〇一般製品安全規則(GPSR: General Product Safety Regulation)の提案(2022年12月)の内容: 第三章 事業者の義務 第一節(抜粋)(続き)
 - □ 第8条 製造者の義務(続き)
 - 6. 製造者は、製品に、消費者が容易に目に見えて判読できる製品の識別を可能にするタイプ、バッチまたはシリアル番号、またはその他の要素を付けること、または製品のサイズや性質が許容しない場合は、必要な情報をパッケージまたは製品に付属する文書に提供することを保証しなければならない。
 - 7. 製造者は、その名称、登録商号または登録商標、郵便及び電子住所、及び異なる場合は連絡可能な単一 の連絡先の郵便または電子住所を表示するものとする。この情報は製品に記載するか、それが不可能な 場合はパッケージまたは製品に付属する文書に記載するものとする。
 - 8. 製造者は、製品が利用可能になっている加盟国が決定した、消費者が容易に理解できる言語による説明 書及び安全情報を製品に添付することを保証するものとする。この要件は、そのような指示及び安全情報 なしに、製品を安全かつメーカーの意図通りに使用できる場合には適用されないものとする。
 - 9. <削除>
 - 10. 製造者は、保有する情報に基づいて、自らが販売した製品が<mark>危険な</mark>製品であると考え、またはそう信じる理由がある場合には、直ちに、該当する場合には、回収またはリコールを含め、当該製品を<mark>効果的に</mark>適合させるために必要な是正措置を講じるものとする。
 - 10a. 10項で言及された製品が危険である場合、メーカーは第33条または第34条に従って直ちに消費者に通知しなければならない。メーカーは、第25条で言及されているSafety Business Gatewayを介して、製品が市場で入手可能になった加盟国の市場監視当局に直ちに通知するものとする。加盟国は、特に、消費者の健康と安全に対するリスク及び既に講じられた是正措置の詳細、及び可能であれば、市場で流通している製品の加盟国別の数量の詳細を提供するものとする。

【出典】https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-16312-2022-INIT/en/pdf (2022年12月21日)を基に作成。



1.1 海外における規制動向



(1)EU

- 〇一般製品安全規則(GPSR: General Product Safety Regulation)の提案(2022年12月)の内容: 第三章 事業者の義務 第一節(抜粋)(続き)
 - □ 第8条 製造者の義務(続き)
 - 11. <削除>
 - 11a. 欧州委員会は、消費者への注意喚起を目的とした情報が、第25条に規定するSafety Business Gateway を介して製造者から提供され、不当な遅滞なくセーフティゲートポータルで消費者に提供されることを確保するものとする。
 - 11b. 製造者は、関係するサプライチェーン内の他の経済事業者、責任者、及びオンラインマーケットプレースプロバイダが、特定した安全上の問題について適時に情報を得られるようにしなければならない。
 - 11c. 製造者は、障害者のアクセシビリティニーズを考慮して、電話番号、電子住所、ウェブサイトの専用セクションなどのコミュニケーションチャネルを公開し、消費者が苦情を申し立て、製品で経験した事故や安全上の問題を知らせることができるようにしなければならない。
 - 11d. 製造者は、入手した苦情及び事故に関する情報のうち、市場に出した製品の安全性に関するもので、苦情を申し立てた者によって危険であると申し立てられたものを調査し、それらの苦情ならびに製品リコール及び製品を適合させるためにとられた是正措置に関する内部登録を保持しなければならない。
 - 11e. 苦情の内部登録簿に保存されている個人データは、危険が疑われる製品に関する苦情を製造者が調査 するために必要な個人データのみとする。このようなデータは、調査のために必要である限り、かつ、暗号 化されてから5年以内に限り保存されなければならない。

【出典】https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-16312-2022-INIT/en/pdf (2022年12月21日)を基に作成。



1.1 海外における規制動向



(1)EU

- 〇一般製品安全規則(GPSR: General Product Safety Regulation)の提案(2022年12月)の内容: 第三章 事業者の義務 第一節(抜粋)(続き)
 - □ 第9条 公認代理人の義務
 - 1. 製造者は、書面による委任により、公認代理人を指名することができる。
 - 2. 権限を与えられた代理人は、製造者から受け取った委任に指定された作業を行うものとする。要請があれば、委任状の写しを市場監視当局に提供するものとする。委任は、権限を与えられた代表者に少なくとも以下の業務を行わせるものとする。
 - 市場監視当局の正当な要求に応じて、その当局が理解できる公用語で製品の安全性を証明するために必要なすべての情報と資料を市場監視当局に提供する。
 - ② 公認代理人において問題となっている製品が危険と考える理由がある場合は、製造者に知らせる。
 - ②a 情報がまだ製造者から提供されていない場合または製造者の指示により提供されていない場合には、第25条に規定 するSafety Business Gatewayにおける通知を通じて、その委任の対象となる製品がもたらすリスクを排除するために とられた措置について権限のある国の当局に通知する。
 - ③ 権限のある国の当局の要請により、その委任の対象となる製品がもたらすリスクを<mark>効果的に</mark>排除するためにとられる 措置に協力する。

【出典】https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-16312-2022-INIT/en/pdf (2022年12月21日)を基に作成。



1.1 海外における規制動向



(1)EU

- 〇一般製品安全規則(GPSR: General Product Safety Regulation)の提案(2022年12月)の内容: 第三章 事業者の義務 第一節(抜粋)(続き)
 - □ 第10条 輸入者の義務
 - 1. 輸入者は、製品を市場に出す前に、当該製品が第5条に定める一般安全要件に適合していること、及び製造者が第8条(4)、(6)及び(7)に定める要件に適合していることを確認しなければならない。
 - 2. 輸入者は、保有する情報に基づき、製品が第5条並びに第8条(4)、(6)及び(7)に適合していないと思料し、またはそのように信ずるに足りる理由がある場合には、適合するようになるまで当該製品を市場に出してはならない。さらに、製品が危険な場合は、輸入者は製造者に通知し、第25条に規定するSafety Business Gatewayを通じて市場監視当局に直ちに通知するものとする。
 - 3. 輸入者は、その名称、登録商号または登録商標、連絡先となる郵便及び電子住所、及び異なる場合は連絡可能な単一の連絡先の郵便または電子住所を表示するものとする。この情報は製品に記載するか、それが不可能な場合はパッケージまたは製品に付属する文書に記載するものとする。製造者が提供するラベルの情報が、追加のラベルによって隠されないようにするものとする。
 - 4. 輸入者は、その名称、登録商号または登録商標、郵便・電子住所、及び異なる場合には連絡が可能な単一の連絡先の郵便・電子住所を表示しなければならない。この情報は製品に記載するか、それが不可能な場合はパッケージまたは製品に付属する文書に記載するものとする。製造者が提供するラベルの情報が、追加のラベルによって隠されないようにするものとする。
 - 5. 輸入者は、製品がその責任の下にある間、保管または輸送の条件が第5条に定める一般的な安全要件への適合性及び第8条(6)及び(7)への適合性を損なうことがないことを確保しなければならない。

【出典】https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-16312-2022-INIT/en/pdf (2022年12月21日)を基に作成。



1.1 海外における規制動向



(1)EU

- 〇一般製品安全規則(GPSR: General Product Safety Regulation)の提案(2022年12月)の内容: 第三章 事業者の義務 第一節(抜粋)(続き)
 - □ 第10条 輸入者の義務(続き)
 - 6. 輸入者は、第8条 (11 c) 第二項で言及されている通信経路が、消費者が苦情を提示し、製品に関して経験した事故または安全上の問題を伝達することを可能にするように、消費者が公に利用できるかどうかを検証しなければならない。そのようなチャネルが利用できない場合、輸入者は、障害者のアクセシビリティのニーズを考慮して、それらを提供するものとする。輸入者は自らが市場で入手可能にした製品の安全性に関する苦情及び受領した事故に関する情報で、苦情を申し立てた者が危険であると主張したものを調査し、第8条 (11 b) 第二項にいう登録簿または自らの内部登録簿に、当該苦情並びに製品のリコール及び当該製品を適合させるためにとられた是正措置を提出しなければならない。輸入者は、製造者、販売者、及び必要に応じてフルフィルメントサービスプロバイダ及びオンラインマーケットプレースプロバイダに対し、実施された調査及び調査結果を適時に通知しなければならない。
 - 7. 輸入者は、製品の安全性を確保するために、市場監視当局及び製造者と協力しなければならない。
 - 8. 輸入者は、自らが保有する情報に基づいて、自らが販売した製品が危険と考え、またはそう信じるに足る理由がある場合には、直ちに製造者に通知し、当該製品を適合させるために必要な是正措置(必要に応じて取下げまたはリコールを含む)が効果的にとられることを確保しなければならない。このような措置がとられていない場合、輸入者はこれをとらなければならない。輸入者は、第25条で言及されているSafety Business Gatewayを通じて、消費者が該当する場合にはリスクについて即座にかつ効果的に警告されるようにしなければならず、また、特に消費者の健康と安全に対するリスクと既にとられている是正措置の詳細を提供して、その旨を製品を利用可能にした加盟国の市場監視当局に直ちに通知されるようにしなければならない。

【出典】https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-16312-2022-INIT/en/pdf (2022年12月21日)を基に作成。



1.1 海外における規制動向



(1)EU

- 〇一般製品安全規則(GPSR: General Product Safety Regulation)の提案(2022年12月)の内容: 第三章 事業者の義務 第一節(抜粋)(続き)
 - □ 第10条 輸入者の義務(続き)
 - 8a. 輸入者は、製品が危険である場合には、第33条または第34条に従って、消費者に直ちにその旨が通知されるようにしなければならない。輸入者は、第25条で言及されているSafety Business Gatewayを介して、製品が市場で入手可能になった加盟国の市場監視当局に直ちに通知するものとする。加盟国は、特に、消費者の健康と安全に対するリスク、及び既に講じられた是正措置の詳細、及び可能であれば、市場でまだ流通している製品の量を加盟国別に示すものとする。
 - 9. 輸入者は、第8条 (4) 第1項に記載されている技術文書の写しを、市場監視当局が自由に製品を市場に投入した後10年間保管し、要請があれば第8条 (4) に記載されている文書を当該当局が利用できるようにしなければならない。
 - 9a. 苦情登録簿に保存される個人データは、輸入者が危険物とされる苦情を調査するために必要な個人データ のみとする。このようなデータは、調査のために必要である限り、かつ、暗号化されてから5年以内にのみ保存されなければならない。

【出典】https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-16312-2022-INIT/en/pdf (2022年12月21日)を基に作成。



1.1 海外における規制動向



(1)EU

- 〇一般製品安全規則(GPSR: General Product Safety Regulation)の提案(2022年12月)の内容: 第三章 事業者の義務 第一節(抜粋)(続き)
 - □ 第11条 販売者の義務
 - 1. 販売者は、製品を市場に提供する前に、製造者及び該当する場合に輸入者が第8条 (6)、(7)及び (8)並びに第10条 (3)及び (4)に規定されている要件に適合していることを確認しなければならない。
 - 2. 販売者は、製品がその責任の下にある間、保管または輸送条件が、第5条に規定された一般的な安全要件 への適合性、及び第8条(6)、(7)及び(8)ならびに該当する場合には第10条(3)及び(4)への適合性を 脅かさないことを確保しなければならない。
 - 3. 販売者は、保有する情報に基づいて、製品が第5条、第8条第6項から第8項、第10条第3項及び第4項に適合していないと考え、またはそのように考える理由がある場合は、適合性が確保されていない製品を市場に提供してはならない。さらに、製品が危険である場合には、販売店は、該当する場合には、直ちに製造者または輸入者に通知し、第25条に規定するSafety Business Gatewayを通じて、市場監視当局に確実に通知するものとする。
 - 4. 販売者は、保有する情報に基づき、市場に出した製品が危険である、または第8条(6)、(7)、(8)及び第10条 (3)、(4)に適合していないと考えまたは考える理由がある場合は、適宜、製品の回収または取り下げ等、当該製品を適合させるために必要な是正措置が採用されるようにするものとする。さらに、製品が安全でない場合、販売者は、該当する場合、製造者または輸入者にその旨を直ちに通知し、第25条に言及するSafatey Business Gatewayを通じて、その旨を、特に健康及び安全に対するリスク並びに効果的にとられた是正措置の詳細を示して、製品を提供した加盟国の市場監視当局に確実に通知しなければならない。

【出典】https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-16312-2022-INIT/en/pdf (2022年12月21日)を基に作成。



1.1 海外における規制動向



(1)EU

- 〇一般製品安全規則(GPSR: General Product Safety Regulation)の提案(2022年12月)の内容: 第三章 事業者の義務 第一節(抜粋)(続き)
 - □ 第11条 販売者の義務
 - 4a. 4項で言及された製品が危険である場合、販売者は、該当する場合には直ちに製造者または輸入者に通知しなければならず、また、第25条で言及されたSafety Business Gatewayを介して、製品が利用可能になった加盟国の市場監視当局に、消費者の健康と安全に対するリスク、関係する製品の数、及び既に講じられている是正措置について、利用可能な適切な詳細とともに、直ちに通知されるようにしなければならない。





1.1 海外における規制動向



(1)EU

- 〇一般製品安全規則(GPSR: General Product Safety Regulation)の提案(2022年12月)の内容: 第三章 事業者の義務 第一節(抜粋)(続き)
 - □ 第12条 製造者の義務が他の事業者にも適用される場合
 - □ 第13条 製品安全のための内部プロセス
 - □ 第14条 事業者と市場監視当局との連携
 - □ 第15条 EU市場に出品する商品の責任者
 - 1. 本規則の対象となる製品は、当該製品に関して規則 (EU) 2019/1020の第4条 (3) に規定された業務に責任を負う欧州連合内に設立された事業者が存在する場合に限り、市場に出すことができる。規則 (EU) 2019/1020の第4条 (2) 及び (3) は、本規則の対象となる製品に適用するものとする。本規則の適用上、規則 (EU) 2019/1020の第4条 (3) において「連合調和法令」及び「適用される連合調和法令」というときは、「本規則」と読み替えるものとする。
 - 2. 本規則に基づく事業者の義務を損なうことなく、市場監視規則 (EU) 2019/1020の第4条 (3) に定める業務 に加えて、また、製品に関連して起こりうるリスクに関して適切な場合には、責任を負う製品の安全性を確保 するために、1項に規定する事業者は、定期的に以下を確認するものとする。
 - A) 製品が第8条(4)に従って技術文書に適合していること
 - B) 第8条第6項から第8項の要件に適合していること

1にいう事業者は、市場監視当局の要請があれば、実施された検査の証拠書類を提供しなければならない。

3. 1に規定する事業者の名称、登録商号または登録商標並びに郵便及び電子住所を含む連絡先を製品またはその包装、小包または添付書類に表示しなければならない。

【出典】https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-16312-2022-INIT/en/pdf (2022年12月21日)を基に作成。



1.1 海外における規制動向



(1)EU

- 〇一般製品安全規則(GPSR: General Product Safety Regulation)の提案(2022年12月)の内容: 第三章 事業者の義務 第二節
 - □ 第16条 事業者への情報提供
 - □ 第17条 製品のトレーサビリティ
 - □ 第18条 遠隔販売の場合の事業者の義務
 - 事業者がインターネットその他の通信販売の方法により商品を市場に提供する場合には、当該商品の提供には、少なくとも次の事項を明瞭かつ視覚的に表示しなければならない。
 - ① 製造者の名称、登録商号または登録商標、及び連絡先の郵便及び電子住所。
 - ② 製造者がEU内に設立されていない場合は、本規則第15条 (1)または規則 (EU) 2019/1020第4条(1) の意味における 責任者の氏名、住所、電話番号、郵便及び電子住所。
 - ③ 製品の写真、種類、その他の製品識別情報など、製品の識別を可能にする情報。
 - ④ 本規則または適用されるEUの整合法令に従い、消費者が容易に理解できる言語で製品または包装または添付書類に添付される警告または安全情報。

【出典】https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-16312-2022-INIT/en/pdf (2022年12月21日)を基に作成。



1.1 海外における規制動向



(1)EU

- 〇一般製品安全規則(GPSR: General Product Safety Regulation)の提案(2022年12月)の内容: 第三章 事業者の義務 第二節(続き)
 - □ 第19条 製品に係る事故または安全上の問題が発生した場合の事業者の義務
 - 1. 製造業は、第25条で言及されているSafety Business Gatewayを通じて、市場に投入または提供された製品に起因する事故が、事故を知った時点から<mark>不当な遅滞なく</mark>、事故が発生した加盟国の管轄当局に通知されることを確保するものとする。通知には、製品の種類と識別番号、及び事故の状況が判明した場合はその状況を含めるものとする。製造者は、要請があれば、所管官庁にその他の関連情報を通知するものとする。
 - 1a. 第1項の目的のために、製造者は、個人の死亡または健康及び安全性に永続的または一時的な重大な悪影響(傷害、身体に対するその他の損傷、疾病及び慢性的な健康への影響を含む)をもたらした製品の使用に関連する事象を通知しなければならない。
 - 2. 輸入者及び販売者は、自らが市場に流通させ、販売した製品に起因する事故を知ったときは、不当に遅滞なく、製造者に通知しなければならず、製造者は、第1項の規定による届出を行うことができ、または輸入者もしくは販売者の一人に対し、当該届出を行うよう指示することができる。
 - 3. 製品の製造者が欧州連合内に設立されていない場合、本規則第15条 (1) または規則 (EU) 2019/1020第4条 (1) の意味における責任者で事故に関する知識を有する者は、通知が確実に行われるようにしなければならない。

【出典】https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-16312-2022-INIT/en/pdf (2022年12月21日)を基に作成。



1.1 海外における規制動向



(1)EU

- 〇一般製品安全規則(GPSR: General Product Safety Regulation)の提案(2022年12月)の内容:第四章 オンラインマーケットプレース
 - □ 第20条 商品の安全性に関するオンラインマーケットプレースプロバイダの具体的な義務
 - 1. オンラインマーケットプレースプロバイダは、デジタルサービスの単一市場に関する規則 (EU) [.../...] (デジタルサービス法) の第11条及び改正指令2000/31/ECに規定された一般的義務を損なうことなく、製品の安全性の問題に関して、特に2項に基づいて発行された命令を通知する目的で、加盟国の市場監視当局との電子的手段による直接通信を可能にする単一の連絡先を指定するものとする。 オンラインマーケットプレースプロバイダは、Safety Gate Portalに登録し、単一の連絡先に関する情報を示すものとする。
 - 1a. オンラインマーケットプレースプロバイダは、デジタルサービスの単一市場に関する規則 (EU) [.../...] (デジタルサービス法) 第12条及び改正指令2000/31/ECに規定された一般的な義務を損なうことなく、製品の安全性の問題に関して、消費者が直接迅速に通信できるようにするための単一の窓口を指定するものとする。
 - 1b. オンラインマーケットプレースプロバイダは、不当な遅滞なく本規則の関連する要件に適合するために、製品 安全のための内部プロセスが整備されていることを保証しなければならない。

【出典】https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-16312-2022-INIT/en/pdf (2022年12月21日)を基に作成。

※赤字は2021年6月に採択された案に対し、2022年12月の修正により変更あるいは追加された内容。



1.1 海外における規制動向



(1)EU

- 〇一般製品安全規則(GPSR: General Product Safety Regulation)の提案(2022年12月)の内容: 第四章 オンラインマーケットプレース(続き)
 - □ 第20条 商品の安全性に関するオンラインマーケットプレースプロバイダの具体的な義務
 - 2. 市場監視規則(EU)2019/1020の第14条に従って加盟国が与えた権限に関しては、加盟国は、オンラインマーケットプレースプロバイダに対して、危険な製品の提供に言及する特定のコンテンツを当該オンラインインターフェイスから削除すること、そのコンテンツへのアクセスを無効にすること、または明示的な警告を表示することを課すために必要な権限を市場監視当局に与えるものとする。このような命令は、デジタルサービスの単一市場に関する規則(EU)[.../...](デジタルサービス法)の第9条(2)及び指令2000/31/ECの改訂に定められた最低条件に従って発行されるものとする。
 - オンラインマーケットプレースプロバイダは、本項に基づいて発行された命令を受領し処理するために必要な措置を講じなければならず、不当な遅滞なく、いかなる場合でも命令を受領してから2営業日以内に行動しなければならない。彼らは、Safety Gate Portalに公開されている市場監視機関の連絡先を使用して、電子的手段によって命令に与えられた効果を発行市場監視機関に通知するものとする。
 - 2c. 2項に基づいて出される命令は、当該命令に示された期間中、オンライン市場の提供者に対し、当該危険な製品の提供に言及しているすべての同一のコンテンツをそのオンラインインターフェイスから削除すること、そのコンテンツへのアクセスを無効にすること、または明示的な警告を表示することを要求することができる。ただし、当該コンテンツの検索は当該命令で特定された情報に限定され、提供者がそのコンテンツの独立した評価を行うことを要求するものではなく、また、検索と削除は信頼できる自動化ツールによって比例的に実行できることを条件とする。

【出典】https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-16312-2022-INIT/en/pdf (2022年12月21日)を基に作成。

※赤字は2021年6月に採択された案に対し、2022年12月の修正により変更あるいは追加された内容。

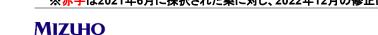


1.1 海外における規制動向



(1)EU

- 〇一般製品安全規則(GPSR: General Product Safety Regulation)の提案(2022年12月)の内容: 第四章 オンラインマーケットプレース(続き)
 - □ 第20条 商品の安全性に関するオンラインマーケットプレースプロバイダの具体的な義務(続き)
 - 3. オンラインマーケットプレースプロバイダは、必要に応じて、自社のマーケットプレースでの危険な製品の提供に言及しているコンテンツを検出、特定、削除、またはアクセス不能にすることを目的とした自主的な措置を適用するために、さらに第23条に従ってSafety Gateway Portalへの相互運用可能なインターフェイスを利用して、Safety Gateway Portalを介して受け取った第24条に沿って市場監視当局から通知された危険な製品に関する定期的な情報を考慮すること。彼らは、Safety Gateway Portalに公開されている市場監視当局の連絡先を使用して、通知を行った当局に、措置を通知しなければならない。
 - 3a. デジタルサービスの単一市場(デジタルサービス法)に関する規則 (EU) [.../...] の第31条 (3) に準拠する目的で、製品の安全性に関して、オンラインマーケットプレースプロバイダは少なくともSafety Gateway Portal を使用するものとする。



1.1 海外における規制動向



(1)EU

- 〇一般製品安全規則(GPSR: General Product Safety Regulation)の提案(2022年12月)の内容: 第四章 オンラインマーケットプレース(続き)
 - □ 第20条 商品の安全性に関するオンラインマーケットプレースプロバイダの具体的な義務(続き)
 - 4. オンラインマーケットプレースプロバイダは、デジタルサービスのための単一市場に関する規則(EU) [.../...](デジタルサービス法)の第16条及び改正指令2000/31/ECに従って受け取った、オンラインマーケットプレースプロバイダによるサービスを通じてオンラインで出品する製品に関する製品安全の問題に関わる通知を、不当な遅延なく、いかなる場合でも3営業日以内に処理しなければならない。
 - 5. 製品の安全性に関する情報に関して、デジタルサービスのための単一市場に関する規則(EU)[.../...]の第 31条(1)及び(2)並びに改正指令2000/31/ECの要件を遵守するため、オンラインマーケットプレースプロバイダは、製品を提供する取引者が提供する各製品について少なくとも次の情報を提供できるようにオンラインインターフェースを設計及び組織し、製品リスト上に表示するかその他の方法で消費者が容易にアクセスできることを保証するものとする。
 - ① 製造者の名称、登録商号または登録商標、並びに製造者に連絡可能な郵便及び電子住所。
 - ② 製造者が連合内に設立されていない場合、本規則第15条第1項または規則(EU)2019/1020第4条第1項の意味にお ける責任者の氏名、郵便及び電子住所。
 - ③ 製品の写真、種類及びその他の製品識別子を含む、製品の識別を可能にする情報。
 - ④ 消費者が容易に理解できる言語による、本規則または適用されるEU整合法令に従って製品に貼付または添付される 警告または安全性情報。

【出典】https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-16312-2022-INIT/en/pdf (2022年12月21日)を基に作成。

※赤字は2021年6月に採択された案に対し、2022年12月の修正により変更あるいは追加された内容。



1.1 海外における規制動向



(1)EU

- 〇一般製品安全規則(GPSR: General Product Safety Regulation)の提案(2022年12月)の内容: 第四章 オンラインマーケットプレース(続き)
 - □ 第20条 商品の安全性に関するオンラインマーケットプレースプロバイダの具体的な義務(続き)
 - 5a. 第1b項にいう内部プロセスは、取引者が以下を提供することを可能にする仕組みを含まなければならない。
 - ↑ 組合内に設立された製造者または該当する場合には責任者に関する情報を含む本条第5項に基づく情報。
 - ② 該当する場合には、DSA第30条第1項に従って、本規則に適合する製品及び追加の識別情報のみを提供することを約 東する自己証明書。
 - 5b. デジタルサービスのための単一市場に関する規則(EU)[...](デジタルサービス法)の第20条に準拠するため、オンラインマーケットプレースプロバイダは、本規則に準拠していない製品を頻繁に提供するトレーダに対して、事前に警告を行った後、妥当な期間そのサービスの提供を停止するものとする。

【出典】https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-16312-2022-INIT/en/pdf (2022年12月21日)を基に作成。 ※赤字は2021年6月に採択された案に対し、2022年12月の修正により変更あるいは追加された内容。



1.1 海外における規制動向



(1)EU

- 〇一般製品安全規則(GPSR: General Product Safety Regulation)の提案(2022年12月)の内容: 第四章 オンラインマーケットプレース(続き)
 - □ 第20条 商品の安全性に関するオンラインマーケットプレースプロバイダの具体的な義務(続き)
 - 6. オンラインマーケットプレースプロバイダは、そのサービスを通じてオンラインで提供される、または提供されていた製品によってもたらされるリスクを排除する、またはそれが不可能な場合は軽減するために取られる行動を促進するために、市場監視当局、取引者、関連事業者と協力するものとする。 特に、オンラインマーケットプレースプロバイダは、以下のことを行わなければならない。
 - (2) 消費者に適切かつタイムリーな情報を提供するために、次のことを確実に行わなければならない。
 - A) 実際に知っている製品の安全性に関するリコールの場合、または製品の安全な使用を確保するために消費者 の注意を喚起しなければならない特定の情報(「安全警告」)の場合、そのインターフェースを通じて関連製品を 購入した影響を受けるすべての消費者に直接通知する[第33条及び34条に基づく]。
 - B) オンラインのインターフェースで製品の安全性に関するリコール情報を公表すること。
 - (-) 危険な製品のオファーに言及するコンテンツへのアクセスを削除または無効にする決定を関連する事業者に通知すること。
 - ① 市場監視当局及び関連する事業者と協力し、製品リコールの障害となるものを排除することを含め、効果的な製品リコールを確保すること。
 - ② 第25条に言及されるSafety Business Gatewayを通じて、オンラインインターフェースで提供された実際に知っている 危険な製品について、消費者の健康と安全に対するリスク、市場にまだ流通している製品の加盟国別の数量がある場合はそれに関する適切な詳細、及び自分の知る限り既に取られた是正措置について、当該製品が入手可能になった加盟国の市場監視当局に直ちに通知すること。

【出典】https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-16312-2022-INIT/en/pdf (2022年12月21日)を基に作成。

※赤字は2021年6月に採択された案に対し、2022年12月の修正により変更あるいは追加された内容。



1.1 海外における規制動向



(1)EU

- 〇一般製品安全規則(GPSR: General Product Safety Regulation)の提案(2022年12月)の内容: 第四章 オンラインマーケットプレース(続き)
 - □ 第20条 商品の安全性に関するオンラインマーケットプレースプロバイダの具体的な義務(続き)
 - (2.5) 通知された事故に関して、以下を含む方法で協力する。
 - A) 関連する取引業者及び事業者に対し、当該取引業者がインターフェースを通じて当該製品を提供していることを 知る場合、事故または安全上の問題に関して受け取った情報を遅滞なく通知すること。
 - B) 第25条で言及されたSafety Business Gatewayを通じて、その市場で提供される製品に起因する事故(消費者の健康または安全に対する重大なリスクまたは実際の損害につながる)を通知され、その製造者に通知すること。
 - ③ オンラインマーケットプレースプロバイダが本条に基づき削除した出品に関する定期的かつ体系的な情報交換を通じて、欧州不正防止局を含む国内及びEUレベルの法執行機関と協力すること。
 - ④ 危険な製品を特定するために市場監視当局が運営するオンラインツールのインターフェースへのアクセス<mark>を許可</mark>すること。
 - (4.5) 関連する情報が公開されていない場合、データの要求に応じることにより、危険な製品のサプライチェーンを可能な限り特定することに協力すること。
 - ⑤ 市場監視当局の合理的な要求により、オンラインマーケットプレースプロバイダまたはオンライン販売者の提供者が、そのオンラインインターフェースからのデータの抽出(データスクレイピング)に対して技術的障害を設けている場合、要求した市場監視当局が提供した識別パラメータに基づいて製品安全目的のためのみに当該データのスクレイピングを許可すること。

本項第2号の4及び5の目的には、本規則の第31条が適用されるものとする。

【出典】https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-16312-2022-INIT/en/pdf (2022年12月21日)を基に作成。

※赤字は2021年6月に採択された案に対し、2022年12月の修正により変更あるいは追加された内容。



1.1 海外における規制動向



(1)EU

OGPSR案と、現行GPSD及び業界団体による提言・ガイドラインとの比較

- □ 遠隔販売及びオンラインマーケットプレースについて、GPSR案の規定項目・内容と現行GPSD、BEUCの政策提言、CONSUMERS INTERNATIONALのガイドラインの比較・分析を行った。
- □ 詳細を次ページ以降に示す。



1.1 海外における規制動向



(1)EU

OGPSR案と、現行GPSD及び業界団体による提言・ガイドラインとの比較(続き)

GPSR案	GPSD	BEUC	CONSUMERS INTERNATIONAL
 第4条 遠隔販売 ● オンラインまたはその他の遠隔 販売により販売のために提供された製品は、その提供がEU内 の消費者を対象としている場合、 市場で入手可能であるとみなされる。販売の提示は、当該事業 者が何らかの方法でその活動を 1つ以上の加盟国で行う場合に、 EU内の消費者を対象とするもの とみなされる。 	なし(遠隔販売の定義がない)	○電子商取引のグローバル化がもたらす安全上の課題(抜粋) ● 消費者は、外国のトレーダーから購入していることにさえ気づいていないことが多い。これは、販売者に関するウェブサイト上の情報がやけられず、わかりやすでは見つけられず、われないよと関係している。EU加盟国のドメスしたり、EU加盟国のドメスしたり、EU加盟国のドメスしたり、EU加盟国のドメスしたり、Eの曲域がらEU内のウェブサイトに表別の地域がらEU内の地域がらEUの出するもの地域がらEUの出する観点がある。 ○eコマースのグローバル化によかられている。 ○eコマースのグローバル化によからは、フルフィルメントセンタースのがローバルとによからないるものだけである。 ○をはなれた課題に対処する観点がよったは大力の表別できるである。	 ○包括的な原則(抜粋) ● 政府は、オンライン市場を通じて販売される製品の安全性を規制し、プラットフォームを通じて販売される製品の安全性に対する制品の安全性に対する他の当事者の責任と責任を明確に確立すべきである。 ● 政府は、オンライン市場を通じて販売された製品の安全性に関する侵害が発生した場合、法律を施行すべきである。

【出典】-https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-16312-2022-INIT/en/pdf (2022年12月21日)

- -Directive 2001/95/EC of the European Parliament and of the Council of 3 December 2001 on general product safety (2002年1月)
- -BEUC「BEUC AND ANEC VIEWS FOR A MODERN REGULATORY FRAMEWORK ON PRODUCT SAFETY」(2021年2月)
- Consumers Internatiol「Consumers International Guidelines for Online Product Safety」(2021年12月)を基に作成



1.1 海外における規制動向



(1)EU

OGPSR案と、現行GPSD及び業界団体による提言・ガイドラインとの比較(続き)

GPSR案	GPSD	BEUC	CONSUMERS INTERNATIONAL
 第18条 遠隔販売の場合の事業者の義務 ● 事業者によるオンラインまたはその他の遠隔販売手段によって製品が市場で入手可能になる場合、製品の関連する提供物は、少なくとも以下の情報を明まればならない。 ① 製造者の名称、登録商号または登録商子住所。 ② 製造者がEU内に設立されていない場合、本規則第15条(1)または規則(EU)2019/1020第4条(1)の意味における責任者の氏名、郵便及び電子住所。 ③ 製品の写真、種類及びその他の製品識別子を含む、類品の調別を可能にする情報。 ④ 消費者が容易に理解できる言語で、本規則または適用されるEU整合法令によって製品、包装または添付文書によって製品、包装または添けされるべき警告または安全情報。 	なし(遠隔販売の定義がない)	○eコマースのグローバル化によって提起された課題に対処する観点から(抜粋) ● 単一市場における製造者またはその次に責任ある事業者の名前と連絡先の詳細を、製品またはその包装に表示する必要がある。これらの革新は、GPSDの対象となる製品にも適用されることが重要である。	 ●製品に関する情報の提供(抜粋) ●製品に関する情報には、安全性認証のほか、安全な使用、アレルゲン、使用者の法定最いであると変がある。 ● 情報は、オンラインメナントは性質を含める必要があるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるが

【出典】-https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-16312-2022-INIT/en/pdf (2022年12月21日)

- -Directive 2001/95/EC of the European Parliament and of the Council of 3 December 2001 on general product safety (2002年1月)
- -BEUC「BEUC AND ANEC VIEWS FOR A MODERN REGULATORY FRAMEWORK ON PRODUCT SAFETY」(2021年2月)
- Consumers Internatiol「Consumers International Guidelines for Online Product Safety」(2021年12月)を基に作成



1.1 海外における規制動向



(1)EU

OGPSR案と、現行GPSD及び業界団体による提言・ガイドラインとの比較(続き)

GPSR案	GPSD	BEUC	CONSUMERS INTERNATIONAL
第20条 商品の安全性に関するオンラインマーケットプレースプロバイダの具体的な義務 ● デジタルサービスのための単一市場に関する規則(EU)[/](デジタルサービス法)及び改正指令2000/31/ECに関する規則の第11条に規定する一般義務を損なうことなく、オンラインマーケットプレースプロバイダは、製品安全問題に関連して、特に第2項に従って発せられた命令を通知する目的で、加盟国の市場監視当局と電子手段で直接連絡できる単一の窓口を指定するものとする。オンラインマーケットプレースプロバイダは、Safety Gate Portalに登録し、ポータルに単一の連絡先に関する情報を表示する。	なし(オンラインマーケットプレースの定義がなく、またオンラインマーケットプレースは販売店とは異なる)	 ○eコマースのグローバル化によって提起された課題に対処する観点から(抜粋) ● 製品の不適合の場合、オンラインマーケットプレースと情報サービスプロバイダーは当局に協力する必要がある。 ● 安全に関するすべての事項について当局に協力する。 	 ○コンプライアンスとアカウンタビリティ(抜粋) マーケットプレースは、当局と協力して、ウェブサイトを通じて販売された安全でない製品を削除し、製品の削除要求に迅速に対応し、情報の要求に対応する必要がある。 ○オンライン市場からの安全でない製品の特定と削除(抜粋) マーケットプレースは、規制当局、企業、消費者からプラットフォームを通じて販売される安全でない製品に関する情報を受け取るためのオープンなデジタルチャネルを持つべきである。

【出典】·https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-16312-2022-INIT/en/pdf (2022年12月21日)

- -Directive 2001/95/EC of the European Parliament and of the Council of 3 December 2001 on general product safety (2002年1月)
- -BEUC「BEUC AND ANEC VIEWS FOR A MODERN REGULATORY FRAMEWORK ON PRODUCT SAFETY」(2021年2月)
- -Consumers Internatiol「Consumers International Guidelines for Online Product Safety」 (2021年12月)を基に作成



1.1 海外における規制動向



(1)EU

OGPSR案と、現行GPSD及び業界団体による提言・ガイドラインとの比較(続き)

GPSR案	GPSD	BEUC	CONSUMERS INTERNATIONAL
第20条 商品の安全性に関するオンラインマーケットプレースプロバイダの具体的な義務(続き) ● 規則(EU)2019/1020の第14条に従って加盟国が付与する権限に関して、加盟国は、オンラインマーケットプレースプロバイダに対して、そのオンラインインターフェースから危険な製品の提供に言及する特定のコンテンツの削除、それへのアクセスの無効化、または明確な警告の表示を課すために必要な権限を市場監視当局に付与しなければならない。このような命令は、デジタルサービスのための単一市場に関する規則(EU)[/](デジタルサービス法)の第9条2項に規定され、指令2000/31/ECを修正する最低条件に従って出されるものとする。 ● オンラインマーケットプレースプロバイダは、本項に基づいて発行された命令を受領し、処理するために必要な措置を講じなければならず、不当な遅延なく、いかなる場合でも命令の受領から2営業日以内に行動しなければならない。発行した市場監視当局に、Safety Gate Portal に掲載されている市場監視当局の連絡先を用いて、電子的手段で命令の効果を通知するものとする。	なンンケレのがまンンケレは店異しラマッー定なたラマッー販となイープス義くオイープス売はる	Oeコマースのグローバル化にする記された課題に対けたい対し、対して提起された課題に対し、アプリケーションを表がしていからではあり、ファーにはあらられている。というではあいます。というではある。というではある。というではある。というではある。というではある。というではある。というではある。というではある。というではある。というでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	○オンライン市場からの安全でない製品の特定と削除(抜粋) ■ マーケットプレースは定期的にデータベースを更新し、プラットフォームを通じて削いる安全でない製品を特定して削除する必要がある。 ■ マーケットプレースは国内、地域、及びにの関係では、安全でないと特定された製品を出るのでは、安全でないと特定された製品の方でないと対し、安全でないと関連するマーケティンがある。 ■ されてのリストと関連するマーケティンがまたは情報を削除し、その製品が特定された場合、市場といるよい製品が特定された場合、市場といるのでは、製品が特定された場合、市場といるのでは、警告の発行、製品のリコールので、対な措置を対し、これが含まれるべきである。

【出典】-https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-16312-2022-INIT/en/pdf (2022年12月21日)

- -Directive 2001/95/EC of the European Parliament and of the Council of 3 December 2001 on general product safety (2002年1月)
- -BEUC「BEUC AND ANEC VIEWS FOR A MODERN REGULATORY FRAMEWORK ON PRODUCT SAFETY」(2021年2月)
- Consumers Internatiol「Consumers International Guidelines for Online Product Safety」(2021年12月)を基に作成



1.1 海外における規制動向



(1)EU

OGPSR案と、現行GPSD及び業界団体による提言・ガイドラインとの比較(続き)

GPSR案	GPSD	BEUC	CONSUMERS INTERNATIONAL
第20条 商品の安全性に関するオンラインマーケットプレースプロバイダの具体的な義務(続き) ● オンラインマーケットプレースプロバイダは、第24条に基づき市場監視当局から通知された危険物に関する定期的な情報をSafety Gateを介して受信し、そのマーケットプレース上の危険物の提供に言及するコンテンツを検出、特定、削除またはアクセス不能にすることを目的とした自主的措置を、適用できる場合は第23条に基づきSafety Gateポータルとの相互運用性を有するインターフェースを利用することによっても、考慮しなければならない。また、Safety Gate Portalに掲載されている市場監視当局の連絡先を用いて、Safety Gateへの通知を行った当局に、実施した措置を通知するものとする。 ● オンラインマーケットプレースプロバイダは、デジタルサービスのための単一市場に関する規則(EU) [/](デジタルサービス法)の第16条及び改正指令2000/31/ECに従って受け取ったオンラインマーケットプレースプロバイダによるサービスを通じてオンラインで出品する製品に関する製品安全の問題に関わる通知を、過度の遅延なしに、いかなる場合でも3営業日以内に処理しなければならない。 ● 製品の安全性に関する情報に関して、デジタルサービスのための単一市場に関する規則(EU)[/]の第31条(1)及び(2)並びに改正指令2000/31/ECの要件を遵守するため、オンラインマーケットプレースプロバイダは、製品を提供する取引者が提供する各製品について少なくとも次の情報を提供できるようにオンラインインターフェースを設計及び組織し、製品リスト上に表示するかその他の方法で消費者が容易にアクセスできることを保証するものとする。	なラケレ定まイケレ販はしイントスがオマトス店となっている。	○eコマースのグロースのグロースのグロースのグロースのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	○オンライン市場からの安全でない製品の特定と削除(抜粋) ● マーケットプレースは、規制当局、企業、消費売される安全であたる安全であれる安全であれるである。 日間であるであるである。のは、カープンながオンラインを関するがオーンの安全であれるである。のは、カーケットプレースがオンラインである。である。である。は、現制の情には、現制の情によるであい、現制の特によるであい、は、ないの特にである。の対し、以前では、は、以前にである。の対し、以前にである。の対し、は、というにである。の対し、は、というにである。の対し、は、というには、は、というには、は、は、というには、は、は、というには、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、

【出典】·https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-16312-2022-INIT/en/pdf (2022年12月21日)

- -Directive 2001/95/EC of the European Parliament and of the Council of 3 December 2001 on general product safety (2002年1月)
- -BEUC「BEUC AND ANEC VIEWS FOR A MODERN REGULATORY FRAMEWORK ON PRODUCT SAFETY」(2021年2月)
- Consumers Internatiol「Consumers International Guidelines for Online Product Safety」(2021年12月)を基に作成



1.1 海外における規制動向



(1)EU

OGPSR案と、現行GPSD及び業界団体による提言・ガイドラインとの比較(続き)

GPSR案	GPSD	BEUC	CONSUMERS INTERNATIONAL
第20条 商品の安全性に関するオンラインマーケットプレースプロバイダの具体的な義務(続き) ● オンラインマーケットプレースプロバイダは、そのサービスを通じてオンラインで提供される、または提供されていた製品によってもたらされるリスクを排除する、またはそれが不可能な場合は軽減するために取られる行動を促進するために、市場監視当局、取引者、関連事業者と協力するものとする。	なし(オンライ ンマーケットプ レースの定義 がなく、またオ ンラインマー ケットプレース は販売店とは 異なる)	○eコマースのグローバル 化によって提起された課題 に対処する観点から(抜粋) ● 製品の不適合の場合、 オンラインマーケットプレースと情報サービスプロバイダーは当局に協力する必要がある。 ● 安全に関するすべての事項について当局に協力する。	 ○コンプライアンスとアカウンタビリティ(抜粋) ▼ーケットプレースは、当局と協力して、ウェブサイトを通じて販売された安全でない製品を削除し、製品の削除要求に迅速に対応し、情報の要求に対応する必要があります。

【出典】·https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-16312-2022-INIT/en/pdf (2022年12月21日)

- -Directive 2001/95/EC of the European Parliament and of the Council of 3 December 2001 on general product safety (2002年1月)
- BEUC「BEUC AND ANEC VIEWS FOR A MODERN REGULATORY FRAMEWORK ON PRODUCT SAFETY」(2021年2月)
- Consumers Internatiol「Consumers International Guidelines for Online Product Safety」(2021年12月)を基に作成



1.1 海外における規制動向

(2)国際

OCONSUMERS INTERNATIONAL(2021年12月)

- □ 2021年12月に、国際的な消費者団体のConsumers Internationalは、電子商取引における消費者保護の緊急の必要性に対処するため、「オンライン製品安全のためのガイドライン(Consumers International Guidelines for Online Product Safety)」を発表した。
- □ 同ガイドラインは、消費者向けにオンラインで販売される製品の安全性と透明性が欠如しているデジタル市場の現状に対応するものであり、消費者の権利とニーズを電子商取引の規制と慣行の設計に確実に組み入れるために、政府と企業が取るべき行動に関する以下のような国際的な勧告を提示している(抜粋)。

1. 包括的な原則

- ① オンライン市場を通じて販売される製品は、製品が販売される国及び/または地域の安全規制に準拠する必要がある
- ② オンライン市場で販売される製品の安全性を確保する責任は、消費者を保護するために最適な立場にある 人々にあるべきである。オンラインマーケットプレースは、サイトで販売される製品の安全性を確保する責任 と責任をより大きく持つべきであり、規制当局はこれを強制すべきである。
- ③ マーケットプレースは、製品の安全性に関して、すべての国で同じ高水準の基準を採用する必要がある。消費者は、住んでいる国を理由に製品安全性のリスクが高まるべきではない。



1.1 海外における規制動向

(2)国際

OCONSUMERS INTERNATIONAL(2021年12月)(続き)

- 2. オンラインで販売される製品安全性確保のための政府アクション
 - ① 政府は、オンライン市場を通じて販売される製品の安全性を規制し、プラットフォームを通じて販売される製品の安全性に対する市場の責任と責任、及び取引に関与する他の当事者の責任と責任を明確に確立すべきである。
 - ② 政府は、オンライン市場を通じて販売された製品の安全性に関する侵害が発生した場合、法律を施行すべきである。
 - ③ 政府は、国の製品安全データベースを確立し、特定された安全でない製品及び/またはリコールされた製品に関する情報を公表すべきである。政府は、市場やその他の利害関係者が国のデータベースに簡単にアクセスし、接続できるようにすべきである。
 - ④ 政府は、安全でない製品が国内に入るのを防ぐ規制を実施すべきである。
 - ⑤ 政府は、オンライン市場(消費者保護、競争、貿易、健康、環境、税関など)を通じて販売される製品の安全性を向上させるための効果的かつ調整された政策アプローチを確保するために、すべての関係省庁が協議され、関与することを確保すべきである。
 - ⑥ 企業は、自社製品を国内及び国際基準で認証するよう奨励されるべきである。
 - ⑦ 政府は、第三国からの安全でない製品を特定し、その製品の輸出禁止を要請する場合には、第三国の当局に通知すべきである。



1.1 海外における規制動向

(2)国際

OCONSUMERS INTERNATIONAL(2021年12月)(続き)

- 3. オンラインマーケットプレースの責任
 - ① オンラインマーケットプレースは、販売する製品の安全性を確保するために、すべての法的要件、義務的及び自主規制のシステムと手順、及び義務的及び自主的な基準を遵守する必要がある。
 - ② マーケットプレースは、当局と協力して、ウェブサイトを通じて販売された安全でない製品を削除し、製品の削除要求に迅速に対応し、情報の要求に対応する必要がある。
 - ③ 市場がオンラインで販売する製品の安全性を確保するために採用するシステムとプロセスは、規制当局と消費者グループの精査に公開され、独立した第三者によって認証されるべきである。
 - 4 オンライン市場やオンラインで製品を提供するその他の企業は、電子商取引やプラットフォームを介しているかどうかにかかわらず、市場に置かれたすべての製品が安全であることを保証するために必要なすべての措置を講じるべきである。
 - (5) オンラインマーケットプレースでは、安全でない製品をオンラインで販売するために出品しようとする場合、デジタル及び非デジタルツールを使用して、それらの製品を特定する必要があります。これには、サイトで活動する販売者のコンプライアンスの監査や、提供する製品のランダムチェックの実施などが含まれる。
 - ⑥ オンラインマーケットプレースでは、販売者が関連するすべての安全要件を認識していることを確認するために、登録の一部として教育パッケージを完成させる必要があります。
 - ⑦ 安全性の証明が必要な場合、マーケットプレースはチェックを行い、証明されていない製品をそのプラットフォームを通じて購入に供することを認めてはならない。



1.1 海外における規制動向

(2)国際

OCONSUMERS INTERNATIONAL(2021年12月)(続き)

- 3. オンラインマーケットプレースの責任(続き)
 - 8 市場と販売者は、取引が完了する前に製品の安全性に関する情報を消費者に提供し、消費者が取引後に製品の安全性に関する問い合わせを提起したり、説明を求めたりできるチャネルを提供する必要がある。
 - ⑨ 製品に関する情報には、安全性認証のほか、安全な使用、アレルゲン、使用者の法定最低年齢または推奨 年齢などについて必要な警告を含める必要がある。
 - 情報は明確に提示され、読みやすく(すなわち、オンラインメディアの種類に応じた適切なフォントサイズと表示形式)、消費者にとって大きな障壁なくアクセスできるものであるべきである。
- 4. 苦情及び救済の仕組み
 - ① マーケットプレースは、サイトで販売された製品が消費者の健康や身体の安全に害を及ぼす場合、救済措置を講じるべきである。
 - ② 政府は、安全でない製品による消費者問題を解決するために、アクセス可能で効率的かつ効果的な紛争解 決スキームを確立し、救済が利用可能であることを確保すべきである。
- 5. 消費者情報と教育
 - ① 企業や政府は、オンライン市場で販売される製品の安全性について、消費者への永続的な情報の流れを確保すべきである。
 - ② 製品がもたらす可能性のある脅威やリスクに関する消費者の認識と教育、及び製品の安全性の重要性は、 販売者、市場、政府、消費者団体によって奨励されるべきであり、提供するためのデジタルツールを最大限 に活用して、トレーニングが利用可能であるべきである。
 - ③ 安全な製品を提供する販売者と市場の能力を示す製品安全遵守評価は、政府と市場によって実施されるべきである。

【出典】Consumers Internatiol「Consumers International Guidelines for Online Product Safety」(2021年12月)を基に作成



1.1 海外における規制動向



(3)米国

〇消費者製品安全法の概要

□ 1972年施行の消費者製品安全法(Consumer Product Safety Act: CPSA、Title 15, United States Code, Chapter 47, Section 2051-2089)は、以下の6項目を背景、4項目を目的とし、連邦政府機関とは独立して活動を行う消費者製品安全委員会(CPSC: Consumer Product Safety Commission)の設立と権限を定義するものである。

■ 背景(議会の認識):

- ① 容認できない数の不当な傷害リスクを伴う消費者製品が商取引で流通している。
- ② 消費者製品の複雑さと、それを頻繁に使用する消費者の多様な性質と能力は、利用者がリスクを予測し、十分に自分自身を守ることができない結果となる。
- ③ 消費者製品に伴う不当な傷害リスクから国民を保護すべきである。
- 4 消費者製品に関連する傷害の不当なリスクの、州及び地方自治体による管理は不十分であり、製造者にとって負担となる可能性がある。
- ⑤ 既存の連邦当局は、不当な傷害リスクを示す消費者製品への接触から消費者を保護するには不十分である。
- ⑥ 流通または使用が州間取引または外国貿易に影響を及ぼす消費者製品の規制が、本法の履行のため に必要である。

■ 目的:

- ① 消費者製品に関連する怪我の不当なリスクからの国民を保護
- ② 消費者製品の比較安全性を評価する際に消費者を支援
- ③ 消費者製品のための統一された安全基準を開発し、相反する州及び地域の規制を最小化
- 4 製品関連の死亡、疾病、及び怪我の原因と予防に関する研究と調査を促進

【出典】Consumer Product Safety Act: CPSA(https://www.cpsc.gov/s3fs-public/pdfs/blk_media_cpsa.pdf?epslanguage=en) (2023年2月)を基に作成



1.1 海外における規制動向



(3)米国

- ○消費者製品安全法の内容:定義
 - □ SEC. 3. [15 U.S.C. § 2052]
 - 1. 商取引(COMMERCE):以下のような貿易、交通、商取引、または輸送。
 - a. 州内の場所と州外のあらゆる場所との間で行われる
 - b. a.に記載された貿易、交通、商業または輸送に影響を及ぼす
 - 5. 消費者製品(CONSUMER PRODUCT):以下のために生産または販売される物品またはその構成部分。
 - a. 恒久的もしくは一時的な家庭もしくは住居、学校、レクリエーションその他の場所において使用するために消費者に販売する
 - b. 恒久的もしくは一時的な家庭もしくは住居、学校、レクリエーションその他の場所において消費者が個人的に使用し、消費し、または享有する

ただし、次のものは含まれない。

- a. 消費者への販売、消費者による使用または消費、または消費者の娯楽のために、慣習的に生産または配布されていない物品
- b. タバコとタバコ製品
- c. 自動車または自動車装備
- d. 農薬
- e. 火器及び弾薬
- f. 航空機、航空機エンジン、プロペラまたは機器
- q. 船舶及び船舶の附属物
- h. 連邦食品・医薬品・化粧品法で定義する医薬品、装置または化粧品
- i. 食品

【出典】Consumer Product Safety Act: CPSA(<u>https://www.cpsc.gov/s3fs-public/pdfs/blk_media_cpsa.pdf?epslanguage=en</u>) (2023年2月)を基に作成



1.1 海外における規制動向



(3)米国

- ○消費者製品安全法の内容:定義(続き)
 - □ SEC. 3. [15 U.S.C. § 2052](続き)
 - 7. 販売者(DISTRIBUTOR):商取引上の流通を目的として消費者製品を引き渡しされ、または販売される者をいう。ただし、当該消費者製品の製造者または小売業者は含まない。
 - 8. 商取引上の流通(DISTRIBUTION IN COMMERCE): 商取引において販売すること、商取引への導入のために導入または納入すること、あるいは商取引への導入後に販売または流通のために保有すること。
 - 9. 輸入(IMPORT): 米国で製造または加工された消費者製品の全部または一部を再輸入することも含む。
 - 11. 製造者(MANUFACTURER):消費者製品を製造または輸入する者
 - 12. プライベートラベラー(PRIVATE LABELER): 消費者製品のラベルに表示されているブランドまたは商標の 所有者。
 - 13. 小売業者(RETAILER):消費者に対し、その者が販売し、または販売する目的で、消費者製品を引き渡し、 または販売する者。
 - 16. 第三者物流プロバイダ(THIRD-PARTY LOGISTICS PROVIDER): 消費者製品を通常の業務の過程においてのみ受領し、保有し、またはその他の方法で輸送する者であって、当該製品の所有権を保有しない者。



1.1 海外における規制動向



(3)米国

- 〇消費者製品安全法の内容:消費者製品安全基準
 - □ SEC. 7. [15 U.S.C. § 2056]
 - A) CPSCは、消費者製品安全基準を公布することができる。消費生活用製品の安全基準は、次のいずれか1 つ以上の要件で構成される。
 - a. 性能要件で表される要件。
 - b. 消費者製品に明確かつ適切な警告または指示を表示または添付するための要件、または警告または指示の形式に関する要件
 - B) (1) CPSCは、当該自主基準を遵守することで傷害のリスクが排除または適切に低減され、かつ当該自主 基準への実質的な遵守が見込まれる場合には、A)に記述した要件を規定する消費者製品安全基準を公布 するのではなく、自主基準に依拠するものとする。
 - (2) CPSCは、以下の自主基準の遵守を監視するための手順を考案するものとする。
 - a. CPSCが依拠する自主基準
 - b. CPSCの参加により開発された自主基準
 - c. CPSCの監視の下開発された自主基準
 - □ SEC.8 [15 U.S.C. § 2057]
 - CPSCが次の両方を発見した場合はいつでも、そのような製品を禁止有害製品と宣言する規則を公布することができる。
 - a. 消費者製品が商業的に流通している、または流通する予定であり、そのような消費者製品は不合理な危険性を示す
 - b. この法律に基づく実行可能な消費者製品安全基準は、当該製品に関連する不合理な危険から公衆を十分に保護する ものではない

【出典】Consumer Product Safety Act: CPSA(https://www.cpsc.gov/s3fs-public/pdfs/blk_media_cpsa.pdf?epslanguage=en) (2023年2月)を基に作成



1.1 海外における規制動向



(3)米国

- 〇消費者製品安全法の内容: 重大な製品ハザード
 - □ SEC. 15. [15 U.S.C. § 2064]
 - A) 重大な製品ハザード(SUBSTANTIAL PRODUCT HAZARDS)とは以下のいずれかを指す。
 - a. 本法に基づき適用される消費生活用製品安全規則、または委員会が施行する他の法律に基づく同様の規則、規制、 基準もしくは禁止に従わず、公衆に重大な損害を与えるおそれがあること
 - b. 製品の欠陥であって(欠陥のパターン、商取引で流通する不良品の数、リスクの重大性、その他の理由により)公衆に 危害を加える実質的な危険をもたらすもの
 - B) 商取引で流通している消費者製品、またはCPSCが施行する他の法律に基づいてCPSCが管轄権を有するその他の製品または物質のすべての製造者、及び当該製品のすべての販売者及び小売業者であって、当該製品が次のいずれかに該当するという結論を合理的に裏付ける情報を入手している者は、当該製造者、販売者または小売業者が、CPSCが当該欠陥、不適合、または当該リスクについて十分な情報を得ていることを実際に知っている場合を除き、当該不適合、当該欠陥、または当該リスクについてCPSCに直ちに通知するものとする。
 - a. 適用される消費者製品安全規則、またはCPSCが依拠している自主的消費者製品安全基準に適合しない
 - b. 本法またはCPSCが施行する他の法律に基づく他の規則、規制、基準または禁止を遵守していない
 - c. A)a.に記載されている重大な製品ハザードを引き起こす可能性のある欠陥が含まれている
 - d. 重大な負傷または死亡の不当な危険を生じさせる



1.1 海外における規制動向



(3)米国

- 〇消費者製品安全法の内容:重大な製品ハザード(続き)
 - □ SEC. 15. [15 U.S.C. § 2064](続き)
 - C) (1)CPSCが、商取引で流通する製品が重大な製品ハザードを示し、かつそのような重大な製品ハザードから公衆を適切に保護するために届出が必要であると判断した場合、またはCPSCが、製造者に通知した後に、製品を差し迫った危険性のある消費者製品であると判断し、訴訟を提起した場合、CPSCは、当該製品の製造者または販売者もしくは小売業者に対し、以下のいずれか一つ以上の措置をとるよう命じることができる。
 - a. 製品の流通を停止する。
 - b. 本製品を輸送、保管、流通その他の方法で取り扱う者または本製品を輸送、販売、流通その他の方法で取り扱う者に対し、直ちに本製品の流通を停止するよう通知する。
 - c. 適切な州及び地方の公衆衛生当局に通知する。
 - d. 欠陥または不適合について公示すること。これには、インターネットウェブサイトに明確かつ目立つように掲示すること、 当該製造者、小売業者、販売者またはライセンサーが製品を販売するために置いている第三者のインターネットウェブ サイトに通知を行うこと、リコールが向けられる相当数の消費者が他の通知では到達できないとCPSCが判断した場合 に英語以外の言語及びラジオ・テレビで発表することが含まれる。
 - e. 当該製品の製造者、販売者または小売業者である各人に通知書を郵送すること。
 - f. 通知義務者がそのような製品が納入または販売されたことを知っているすべての人に通知を郵送する。



1.1 海外における規制動向



(3)米国

- ○消費者製品安全法の内容:禁止行為
 - □ SEC. 19. [15 U.S.C. § 2068]
 - A) 何人も、以下を行うことは違法である。
 - 1. 本法またはCPSCが施行するその他の法律に基づいて規制され、本法に基づいて適用される消費者製品安全規則、 またはCPSC施行するその他の法律に基づいて同様の規則、規制、基準、禁止に適合しない消費者製品またはその 他の製品または物質を米国に販売、販売の申込み、販売のための製造、商業での流通、または輸入する。
 - 2. 次のような消費者製品またはその他の製品または物質を米国に販売、販売のための提供、販売のための製造、商取引での流通、または輸入する。
 - a. 製造者がCPSCと協議してとった自主的な是正措置の対象となり、その措置についてCPSCが公衆に通知しているか、または販売店、販売者、または製造者がその自主的な是正措置を知っていたか、知っているべきであった製品
 - b. 本法に基づいて発行される命令の対象である製品
 - c. 連邦有害物質法の意味における禁止有害物質
 - 12. 認定適合性評価機関が所有する登録安全認証マークが、その認証マークの所有者が認めていない方法で使用されていることが分かっている、または分かっているはずの消費者製品を販売、販売の申し出、商取引における配布、または 米国に輸入する。
 - 13. CPSCの役員または職員に対し、措置の対象となる消費者製品の範囲について虚偽の説明をすること、または本法もしくはCPSCが施行する他の法律に基づく調査の過程において、かかる役員または職員に対し重大な虚偽の説明をする。
 - B) (1)当該消費者製品がすべての該当する消費者製品安全規則に適合している旨の証明書を保有する者(当該消費者製品が適合しないことを知っている場合はこの限りではない)、または(2)当該製品が適用される製品安全規則の対象外であるという当該製品の製造者または販売者の表明に誠実に依拠した者には、本セクションA)の(1)項及び(2)項は適用されない。

【出典】Consumer Product Safety Act: CPSA(https://www.cpsc.gov/s3fs-public/pdfs/blk_media_cpsa.pdf?epslanguage=en) (2023年2月)を基に作成



1.1 海外における規制動向



(3)米国

OINFORM Consumers法の概要

□ 2022年12月29日に連邦議会は、INFORM Consumers法(Integrity, Notification, and Fairness in Online Retail Marketplaces for Consumers Act)を可決した。同法は2023年6月27日に施行予定である。

■ 背景:

「オンラインマーケットプレースにおける大量の第三者販売者の透明性を確保することにより、盗品、偽造品、危険な消費者製品のオンライン販売に対抗する」ことを目的に、超党派の議員により提出。

■ 目的:

- オンラインマーケットプレースに対し、当該オンラインマーケットプレースにおける消費者製品の大規模 第三者販売店(high-volume third party seller: 当該オンラインマーケットプレースでの年間総収益の合計が2万ドル以上)に関する特定の情報を確認し、当該大規模第三者販売店に関する特定の連絡先及びその他の情報を消費者に開示することを要求するもの。
- オンラインマーケットプレースは、特定の情報(例えば、販売者の名前と連絡先)を販売店の商品リストを通じて消費者が利用できるようにし、マーケットプレースでの疑わしい活動を電子的及び電話で報告する方法を消費者に提供する必要がある。
- □ 同法では、これらの要求を執行する権限を連邦取引委員会(FTC: Federal Trade Commission)に 与えている。

【出典】117th CONGRESS 2d Session H. R. 5502 AN ACT(https://www.congress.gov/117/bills/hr5502/BILLS-117hr5502eh.xml) (2023年2月閲覧)

https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/5502 (2023年2月閲覧)

https://www.jdsupra.com/legalnews/inform-act-aimed-to-curb-online-sales-7589231/2/3 (2023年2月閲覧)

https://www.gibsondunn.com/wp-content/uploads/2023/01/new-inform-consumers-act-imposes-seller-diligence-and-disclosure-requirements-for-online-marketplaces.pdf (2023年2月閲覧) を基に作成



1.1 海外における規制動向



(3)米国

OINFORM Consumers法の内容: SEC.2 消費者に周知するためのオンラインマーケットプレースによる情報の収集・検証・公開 (a)情報の収集と検証

1. 収集

- A) 一般:オンラインマーケットプレースでは、当該オンラインマーケットプレースのプラットフォーム上の大量のサードパーティ販売者は、当該プラットフォーム上の大規模第三者販売店としての資格を得てから10日以内に以下の情報をオンラインマーケットプレースに提供することを要求する。
 - 銀行口座
 - 一般:銀行口座番号、またはそのような販売者が銀行口座を持っていない場合は、オンラインマーケットプレースがそのような販売者に対して発行する支払いの受取人の名前。
 - Ⅲ 情報の提供:1.で要求される銀行口座または受取人の情報は、以下の要領で販売者から提供され得る。
 - a. オンラインマーケットプレースへ提供される。
 - b. オンラインマーケットプレースが当該情報を保持するために契約した決済処理業者またはその他の第三者へ提供される。ただし、オンラインマーケットプレースは、当該決済処理業者またはその他の第三者から3営業日以内に当該情報を入手可能であることを保証することを前提とする。
 - ii. 連絡先:以下のような販売店の連絡先
 - I. 個人である大規模第三者販売者については、個人の名前。
 - II. 個人ではない大規模第三者販売者については、次のいずれかの連絡先。
 - a. 当該販売店の代理を務める個人の有効な政府発行の個人名を含む身分証明書の写し。
 - o. 販売店の事業名と住所を含む、政府発行の有効な記録または税務書類の写し。
 - iii. 納税者番号:事業税識別番号、または当該販売店が事業税識別番号を持っていない場合は納税者識別番号。
 - iv. 有効な電子メールと電話番号: 当該販売店の現在の有効な電子メールアドレスと電話番号。

【出典】117th CONGRESS 2d Session H. R. 5502 AN ACT(https://www.congress.gov/117/bills/s936/BILLS-117s936is.pdf) (2023年2月)

<u>https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/5502</u> (2023年2月閲覧)を基に作成



1.1 海外における規制動向



(3)米国

OINFORM Consumers法の内容: SEC.2 消費者に周知するためのオンラインマーケットプレースによる情報の収集・検証・公開 (a)情報の収集と検証(続き)

1. 収集(続き)

- B) 変更のお知らせ;年次認定:オンラインマーケットプレースは、以下をいずれも実施する。
 - i. A) に基づいて収集された情報を最新の状態に維持する必要があることを、定期的に(1年に1回以上)、当該オンラインマーケットプレースのプラットフォーム上の大規模第三者販売店に通知する。
 - ii. i.に基づく通知を受けてから10日以内に、当該オンラインマーケットプレースのプラットフォーム上の大規模第三者販売 店が、次のいずれかを電子的に証明することを要求する。
 - l. 販売店は、当該情報に変更があった場合は、当該変更をオンラインマーケットプレースに提供している。
 - Ⅱ. 当該販売者の情報に変更はない。
- C) 停止:オンラインマーケットプレースは、大規模第三者販売店が本項に基づき要求される情報または証明を 提供しない場合、当該販売店に書面または電子的通知を行い、当該通知の発行から10日以内に当該情報 または証明を提供する機会を与えた後、当該販売店が当該情報または証明を提供するまで当該販売店の 今後の販売活動を停止することとする。

2. 検証

- A) 一般:オンラインマーケットプレースは、以下をいずれも実施する。
 - i. 1.A)の規定に基づいて収集された情報を当該収集後10日以内に確認する。
 - ii. 1.B)の規定に基づき大規模第三者販売業店から当該情報の変更の通知を受けてから、10日以内に当該情報の変更について確認する。
- B) 検証の推定:有効な政府発行の税務書類の写しを提供する大規模第三者販売店の場合、その書類に含まれる情報は、その書類の発行日において証明されたものと推定する。

【出典】117th CONGRESS 2d Session H. R. 5502 AN ACT(https://www.congress.gov/117/bills/s936/BILLS-117s936is.pdf) (2023年2月)

<u>https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/5502</u> (2023年2月閲覧)を基に作成



1.1 海外における規制動向



(3)米国

- OINFORM Consumers法の内容:SEC.2 消費者に周知するためのオンラインマーケットプレースによる 情報の収集・検証・公開 (a)情報の収集と検証(続き)
 - 3. データ利用制限:セクションの要件に準拠するためだけに収集されたデータは、法律で要求されて いる場合を除き、他の目的に使用することはできない。
 - 4. データのセキュリティ要件:オンラインマーケットプレースは、本セクションの要件に準拠するために 収集されたデータを不正な使用、開示、アクセス、破壊、または変更から保護するために、データの 性質及びデータが使用される目的に適した、管理上、物理的、及び技術上の保護を含む合理的な セキュリティ手順及び取組みを実践し、維持しなければならない。



【出典】117th CONGRESS 2d Session H. R. 5502 AN ACT(https://www.congress.gov/117/bills/s936/BILLS-117s936is.pdf) (2023年2月)

1.1 海外における規制動向



(3)米国

OINFORM Consumers法の内容: SEC.2 消費者に周知するためのオンラインマーケットプレースによる情報の収集・検証・公開 (b)公開請求

1. 要件

- A) 一般:オンラインマーケットプレースは、以下をいずれも実施する。
 - i. B)に記載されている情報をオンラインマーケットプレースに提供するために、当該オンラインマーケットプレースでの年間総収益の合計が2万ドル以上の、当該オンラインマーケットプレースのプラットフォームを使用している大規模第三者販売店に要求する。
 - ii. B)に記載された情報を、以下のいずれかの方法で、明確かつ目に見える形で消費者に開示する。
 - 製品一覧ページ(ハイパーリンクを含む)。
 - II. 購入が確定した後に消費者に対して行われる注文確認メッセージその他の文書または通信、及び消費者アカウントの取引履歴。
 - iii. 納税者番号:事業税識別番号、または当該販売店が事業税識別番号を持っていない場合は納税者識別番号。
 - iv. 有効な電子メールと電話番号: 当該販売店の現在の有効な電子メールアドレスと電話番号。
- B) 情報の規定:本項で既定する情報は次のとおり。
 - i. 2.の下、以下のすべてを含む大規模第三者販売店の身元。
 - I. 販売店のフルネーム(販売者名または販売店の会社名を含む場合がある)、または販売者または会社がオンラインマーケットプレースで運営している名前
 - Ⅱ. 販売店の住所
 - II. オンラインマーケットプレースのユーザーによる大規模第三者販売店との直接的で妨げのないコミュニケーションを可能にする、販売 店の以下のいずれか連絡先情報、ただし、本項目の要件は、オンラインマーケットプレースが、大規模第三者販売店とオンラインマー ケットプレースのユーザーとの間の通信を、詐欺、乱用、またはスパムのために監視することを妨げない。
 - a. 現在有効な電話番号
 - b. 現在の有効なメールアドレス
 - c. その他の直接的な電子メッセージの手段(オンラインマーケットプレースにより当該販売者に提供される場合がある)。

【出典】117th CONGRESS 2d Session H. R. 5502 AN ACT(https://www.congress.gov/117/bills/s936/BILLS-117s936is.pdf) (2023年2月)

<u>https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/5502</u> (2023年2月閲覧) を基に作成



1.1 海外における規制動向



(3)米国

OINFORM Consumers法の内容: SEC.2 消費者に周知するためのオンラインマーケットプレースによる情報の収集・検証・公開 (b)公開請求(続き)

1. 要件

- B) 情報の規定:本項で既定する情報は次のとおり。(続き)
 - ii. 大規模第三者販売店が、消費者製品購入時に製品を消費者に供給するために別の販売者を使用したかどうか、また、 購入前に商品リストに記載されている大規模第三者販売店と異なる場合には、認証された購入者の要求により、購入 者に消費者製品を供給した当該販売店に関するi.に記載されている情報。

2. 例外

- A) 一般: B)の下、大規模第三者販売店の要請があった場合には、オンラインマーケットプレースは、以下の状況において、1.B)i.の規定により要求される個人情報の一部開示を提供することができる。
 - i. 当該販売店がオンラインマーケットプレースに対して、販売店が事業所の住所を持っておらず、居住者の住所のみを持っている、または事業所と居住者の住所を組み合わせて持っていることを証明した場合、オンライン市場は以下をいずれも行い得る。
 - 販売店が所持している州及び該当する場合はその州のみを開示する。
 - II. 販売店が利用できるビジネスアドレスがないこと、及び消費者の問い合わせは電話、電子メール、またはオンラインマーケットプレースによって当該販売店に提供されるその他の電子メッセージ手段によって販売店に送信されるべきであることを消費者に通知する。
 - ii. 当該販売者がオンラインマーケットプレースに対して、販売店が製品返品のための物理的な住所を持つ事業者であることを証明した場合、オンラインマーケットプレースは販売店の製品返品のための物理的な住所を開示することができる。
 - iii. 販売店が個人の電話番号以外の電話番号を持っていないことをオンラインマーケットプレースに証明した場合、オンラインマーケットプレースは、販売者が利用できる電話番号がないこと、及び消費者の問い合わせは販売者の電子メールアドレスまたはオンライン市場が販売者に提供するその他の電子メッセージ手段に送信する必要があることを消費者に通知しなければならない。

【出典】117th CONGRESS 2d Session H. R. 5502 AN ACT(https://www.congress.gov/117/bills/s936/BILLS-117s936is.pdf) (2023年2月)

<u>https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/5502</u> (2023年2月閲覧)を基に作成



1.1 海外における規制動向



(3)米国

- OINFORM Consumers法の内容: SEC.2 消費者に周知するためのオンラインマーケットプレースによる情報の収集・検証・公開 (b)公開請求(続き)
 - 2. 例外(続き)
 - B) 例外の制限: 大規模第三者販売業店がA) に基づく部分開示の提供を正当化するために、オンラインマーケットプレースに対して虚偽の表明を行ったこと、またはA) に基づく部分開示の提供を要求し、受領した大規模第三者販売業店が、電話、電子メール、またはオンラインマーケットプレースから販売者に提供されたその他の電子的メッセージ手段によって、販売業店に提出された消費者の問い合わせに対して、合理的な期間内に回答を提供しなかったことをオンライン市場が認識した場合、オンライン市場は、書面または電子的な通知と、その通知の発行後10日以内に回答する機会を販売業店に提供した後、そのような販売者の今後の販売活動を停止しなければならない。
 - 3. 報告メカニズム:オンラインマーケットプレースは、大量のサードパーティ販売者の製品リストに、疑わしいマーケットプレース活動を電子的及び電話でオンラインマーケットプレースに報告できる報告メカニズムを、明確かつ目に見える形で消費者に開示しなければならない。
 - 4. コンプライアンス: 大規模第三者販売店が本サブセクションに基づく情報の提供及び開示の要件を 遵守しない場合、オンラインマーケットプレースは、書面または電子通知を販売店に提供した後、 当該通知の発行から10日以内に当該情報を提供または開示する機会を提供した後、販売店が当 該要件を遵守するまで、当該販売店の今後の販売活動を停止するものとする。

https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/5502 (2023年2月閲覧)を基に作成

【出典】117th CONGRESS 2d Session H. R. 5502 AN ACT(https://www.congress.gov/117/bills/s936/BILLS-117s936is.pdf) (2023年2月)



1.1 海外における規制動向



(3)米国

- OINFORM Consumers法の内容: SEC.2 消費者に周知するためのオンラインマーケットプレースによる情報の収集・検証・公開 (f)定義
 - 委員会(COMMISSION):連邦取引委員会(Federal Trade Commission)
 - 2. 消費者製品(CONSUMER PRODUCT): 商取引で流通している有形の個人財産であって、通常、個人用、家族用または家庭用に使用されるもの(不動産に添付し、または設置することを目的とするものであって、その有無を問わないものを含む)。
 - ※ 本定義は、1975年施行のマグナソンモス保証法 (Magnuson–Moss Warranty Act: MMA、Title 15, United States Code, Chapter 50, Section 2301-2312)による。
 - 3. 大規模第三者販売店(HIGH-VOLUME THIRD PARTY SELLER)
 - A) 一般:オンラインマーケットプレースのプラットフォームに参加している第三者販売店で、過去24か月間の継続的な12か月間に、新規または未使用の消費者製品を200回以上個別に販売または取引し、総収益が合計で5,000ドル以上になった者。
 - B) 説明:A) に基づく個別の販売または取引の数または総収益の合計を計算する目的では、オンラインマーケットプレースは、オンラインマーケットプレースを通じて行われた販売または取引で、支払いがオンラインマーケットプレースによって直接またはその支払い処理者を通じて処理されたもののみをカウントすることが要求されるものとする。

【出典】117th CONGRESS 2d Session H. R. 5502 AN ACT(https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/5502 (2023年2月閲覧) を基に作成



1.1 海外における規制動向



(3)米国

- OINFORM Consumers法の内容: SEC.2 消費者に周知するためのオンラインマーケットプレースによる情報の収集・検証・公開 (f)定義(続き)
 - 4. オンラインマーケットプレース:次のことを行う消費者向けの電子ベースの、またはアクセス可能な プラットフォームを運営する個人または事業体をいう。
 - A) 第三者販売店が米国で消費者製品の販売、購入、支払い、保管、出荷、または配送に従事できるようにする機能が含まれている。
 - B) 当該目的のために1人以上の第三者販売店によって使用される。
 - C) 消費者製品を購入するためのプラットフォームの使用を管理する消費者と契約、または類似の関係を持っている。
 - 5. 販売店(SELLER):オンラインマーケットプレースのプラットフォームを介して消費者製品を販売、 販売の申し出、または販売の契約をする者。
 - 6. 第三者販売店(THIRD PARTY SELLER):
 - A) 一般:オンラインマーケットプレースとは独立して、消費者製品を販売、販売の提案、または販売の契約を行うすべての販売店。
 - B) 除外:オンラインマーケットプレースに関して以下を除く。
 - i. オンラインマーケットプレースのプラットフォームを運営する販売店。
 - ii. 次のようなビジネス事業体
 - I. 事業体名称、所在地、有効な連絡先を一般公開している。
 - II. 消費者製品の製造、流通、卸売、または出荷の履行をオンラインマーケットプレースに提供するためのオンラインマーケットプレースとの継続的な契約関係を締結している。
 - III. 「(a) 情報の収集と検証」のとおり規定、検証された識別情報をオンラインマーケットプレースに提供する。

【出典】117th CONGRESS 2d Session H. R. 5502 AN ACT(https://www.congress.gov/117/bills/s936/BILLS-117s936is.pdf) (2023年2月)

<u>https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/5502</u> (2023年2月閲覧)を基に作成



1.1 海外における規制動向



(3)米国

- OINFORM Consumers法の内容: SEC.2 消費者に周知するためのオンラインマーケットプレースによる情報の収集・検証・公開 (f)定義(続き)
 - 7. 検証(VERIFY):本セクションに基づいてオンラインマーケットプレースに提供された情報を確認すること。これには、提供された情報及びドキュメントが有効であり、販売店または販売店の代理として行動する個人に対応し、不正流用されておらず、偽造されていないことをオンラインマーケットプレースが確実に判断できるようにする1つ以上の方法の実施が含まれる場合がある。



1.1 海外における規制動向



(4)カナダ

- 〇消費者製品と化粧品のオンライン販売: オンライン マーケットプレースとオンライン販売者向けの情報
 - □ カナダ連邦政府として、オンラインマーケットプレースに対する個別の規制法は存在しない。
 - □ 連邦政府が2023年1月6日に公開したレポート「消費者製品と化粧品のオンライン販売: オンラインマーケットプレースとオンライン販売者向けの情報(Selling consumer products and cosmetics online: Information for online marketplaces and online sellers)」では、オンラインマーケットプレースとオンライン販売者を対象としたベストプラクティスを紹介している。
 - □ 上記レポートで提示している事項と内容を以下に示す。 <消費者製品と化粧品のオンライン販売: オンラインマーケットプレースとオンライン販売者向けの情報>

フォームの第三者販売店にも同じことを行うよう奨励する。

大項目 小項目 概要 製品の安全性 ・カナダの消費者製品の安全性と化粧品に関する法律をよく理解し、遵守する。 製品安全問題 ・カナダ保健省のウェブサイトにアクセスして、消費者製品及び化粧品に対するカナダの要件に関する業界ガイダンスを確認する。 の防止 ・消費者製品に関する法律や化粧品のメーリングリストに関する最新情報を電子メールで購読し、サプライヤーや第三者販売店にも同じことを勧める。 ・カナダ人に販売される製品のサプライヤー及び第三者販売店に、カナダの製品安全要件に関する情報を提供する。 ・消費者製品及び化粧品に関するカナダの規制要件を満たすために、サプライヤー及び第三者販売店に安全コンプライアンス情報(テストレポート、安全認 証など)を要求する。 ・カナダのリコール及び安全警告サイト、及び製品リコールに関する OECD グローバル ポータルなどの国際的なリコール サイトに登録して監視し、リコール 製品安全性の 問題を検出し された製品の通知を受け、適切な措置を講じる。 た場合の対応 ・アルゴリズムやフィルターなどのプロセスとメカニズムを設定して、禁止、リコール、及びその他の非準拠製品を特定し、プラットフォームでの販売を防止ま たは停止する。 ・プラットフォームを定期的に監視して、製品の安全性の問題を特定する。 ・消費者、カナダ保健省などによって特定された製品の安全性に関する問題を調査し、行動する。 ・消費者製品の安全性に関する義務に違反する第三者販売店に制裁を科すことを検討する。これには、違反を繰り返した販売者を停止することも含む。 カナダ保健省との協力 ・組織内に、カナダ保健省の情報要求と通知のための明確な連絡先を確立する。 ・リコールを実施する必要がある場合、または製品の安全性の問題を特定した場合は、カナダ保健省に問い合わせる。 ・消費者向け製品のインシデント報告要件に準拠する。 ・明確で正確な製品説明、高品質の製品画像、成分リスト、ラベル、使用説明書、警告、認証情報を、必要に応じてフランス語と英語で提供する。 消費者への情報提供 ・消費者が傷害または製品の欠陥をオンラインマーケットプレース、第三者販売店、及びカナダ保健省に報告するための明確な手段を提供します。

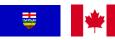
【出典】Consumer product safety reports (https://www.canada.ca/en/health-canada/services/consumer-product-safety/legislation-guidelines/g

・プラットフォームを通じて購入した製品がリコールされた場合、消費者に直接かつ迅速に通知する。

・連絡先情報を確認する。また、オンライン マーケットプレースの場合は、第三者販売店の名前、場所、連絡先の詳細が表示されていることを確認する。
・プラットフォームで販売されている製品に関連する消費者の製品の安全性に関する懸念に迅速に対応し、オンラインマーケットプレースの場合は、プラット



1.1 海外における規制動向



(4)カナダ

〇アルバータ州: インターネット販売契約規則

- □ アルバータ州は、「インターネット販売契約規則(Internet Sales Contract Regulation)」(2010年施行)で、アルバータ州の居住者、またはオンラインで販売するアルバータ州の企業から、価値が50ドルを超える製品またはサービスを購入する人々を対象とした規則を定めている。
- □ 内容はオンラインマーケットプレースやオンライン販売者に求められる要件ではなく、消費者がオンラインマーケットプレースやオンライン販売者から製品またはサービスを購入するにあたっての注意や確認するべき事項や内容等を提示したもので、消費者の権利を保証するものである。
- □ 主な事項及び概要を以下に示す。

くカナダ アルバータ州:インターネット販売契約規則 概要>

	(パング・アプレ・アグロ・ローグ・ローグ 水のに入中の方に入中の方に入り
事項	概要
契約書	・開示要件:オンラインマーケットプレースやオンライン販売者が開示するべき情報。 ・契約締結 ・契約書のコピーの取得 ・契約の解除:契約を解除できる条件 ・契約の解除方法 ・払い戻し
安全な購入	・プライバシーの保護 ・支払いシステム
記録の保存	•詐欺

【出典】Internet shopping (https://open.alberta.ca/publications/internet-shopping) (2023年2月閲覧)を基に作成



1.1 海外における規制動向



(5)オーストラリア

○1999 年電子取引法の概要

□ 1999年に施行された「1999年電子取引法(Electronic Transactions Act 1999)」は、主に電子通信による取引が 有効であることを保証するためのものである。本法によりペーパーレス取引が許可された。この法律のその他の機 能のほとんどは、オーストラリア消費者法(Australian Consumer Law)の下にもあるため、電子商取引企業また は実店舗と取引しているかどうかにかかわらず、消費者の権利が保護されることを意味する。

○2003年スパム法の概要

- □ 2003年に施行された「2003年スパム法(Spam Act 2003)」は、未承諾の商用電子メッセージ(SMSや電子メール等)の急増に特に対抗するためのものである。同法の特徴の一つに「同意」があり、これは、商用の電子メッセージは受信者の同意を得てのみ送信しなければならないものである。
- □ 商用電子メッセージには、送信者を識別するための情報が含まれている必要があり、メッセージの送信を承認した個人または組織に関する正確な情報が含まれている必要がある。

【出典】https://www.legislation.gov.au/Details/C2011C00445 (2023年2月閲覧)
https://www.legislation.gov.au/Details/C2016C00614 (2023年2月閲覧)を基に作成。



1.1 海外における規制動向



(5)オーストラリア

〇オーストラリア製品安全宣言

- □「オーストラリア製品安全誓約(Australian Product Safety Pledge)」は、オーストラリア競争・消費者委員会(Australian Competition and Consumer Commission: ACCC)が、オンラインマーケットプレースやオンライン販売者を対象とした署名者に特定の製品安全関連の責任を負わせ、製品安全対策の結果を報告する自発的なイニシアチブである。
- □ 現在の署名者は、e AliExpress、Amazon Australia、Catch.com.au、eBay Australia、MyDeal.com.auの5事業者である。誓約署名者は、オンライン製品の安全性を向上させるための予防措置と是正措置を講じ、主要業績評価指標(KPI)によって測定される12の誓約コミットメントに対する業績について、毎年自己報告することを約束するものである。ACCCは、これらのKPIに対する全体的なパフォーマンスの年次報告書を発行している。
- □ 2023年2月24日発行の最新の年次報告書では、以下のように結論付けている(KPIに関する詳細は次ページに示す)。
 - 報告期間中、KPI 1の強力な遵守を示し続けた。
 - KPI 2に対して、誓約署名者は、販売者を教育するための措置の継続的な使用と重要性を報告した。場合によっては、署名国は、規制環境の変化を反映したり、新たな問題に対応したりするために、新しい政策やプロセスを洗練または導入した。新しい規格やリスクの高い製品に対応するため、複数の署名国による積極的なコンプライアンスや認証検証措置の導入は歓迎される。
 - 署名者は、KPI 3に対する報告におけるAIや画像認識の新技術の役割を強調した。前回の報告期間と同様に、キーワードフィルタリングを含む技術は、安全でない製品を防止、検出、削除するための重要なツールであり続けた。



1.1 海外における規制動向



(5)オーストラリア

〇オーストラリア製品安全宣言(続き)

□ KPIは3種類あり、それぞれ12の誓約コミットメントに対応している。

ア製品安全宣言における2022年年次韓	设告結果>
KPI	成果(2022年次報告書)
KPI 1:通知と対応 (a)Product Safety Australia ウェブサイト	(a)99.8%
営業日以内に削除された出品の割合。 (b)オーストラリアの規制当局による削除要	(b)97.8%
ティングの割合。 (c)署名者は、2 営業日以内にリストを削除	(c) 2営業日以内に削除されなかった安全でない製品リストのう
できなかった問題の詳細を提供する。	、
KPI 2:権限移譲と信頼性 (d)販売者と消費者に製品の安全性情報を 宣伝する75%と、消費者が救済措置にア	(d)製品安全方針の策定と実施、販売者登録や出品時のポイント・イン・タイム教育、ニュースレターや会報などの販売者フミュ
クセスする除の支援方法について報告する。	ニケーションの配布、販売者へのリコールの実施に関する情報や、関連するポリシー、ガイド、製品安全情報に販売者の注意を喚起する情報提供等。
KPI3:積極性と革新 (e)安全でない製品を防止、検出、除去、抑	(e)検出、削除するための自動化されたプロセスと手動のプロセ スの組み合わせを実装等。
近9 るためのアフローテ。 (f)製品安全のプロセスと取り組みを改善するためのイノベーション。	(f)特定のリスクの高い製品に対する新しい上場前コンプライアン ス及び認証システムの実施。安全でない製品を検出するため
	のAI、機械学習、自己更新アルゴリズム、画像認識ツールを含む技術の開発利用。禁止製品、不適合製品、安全でない製品
	が参加規制当局から通知された場合の自動除去システムの拡張。義務的な報告とリコール要件を含む、製品安全に対する責任に対する販売者の意識を向上させるために設計されたポリシーとプロセスの変更。
	KPI 1:通知と対応 (a)Product Safety Australia ウェブサイトなどのさまざまな情報源を調べた結果、2営業日以内に削除された出品の割合。 (b)オーストラリアの規制当局による削除要請により、2営業日以内に削除されたリスティングの割合。 (c)署名者は、2営業日以内にリストを削除できなかった問題の詳細を提供する。 KPI 2:権限移譲と信頼性 (d)販売者と消費者に製品の安全性情報を宣伝する方法と、消費者が救済措置にアクセスする際の支援方法について報告する。 KPI3:積極性と革新 (e)安全でない製品を防止、検出、除去、抑止するためのアプローチ。 (f)製品安全のプロセスと取り組みを改善す

【出典】Australian Product Safety Pledge Annual Report 2022 (2023年2月24日)を基に作成。



1.1 海外における規制動向



(6)中国

○オンライン取引の監督及び管理に関する措置

- □「网络交易监督管理办法(オンライン取引の監督及び管理に関する措置)」の概要は以下のとおりである。
 - 発効: 2021年5月1日
 - 目的: オンライン取引活動を規制し、オンライン取引の秩序を維持し、オンライン取引に関与するすべての当事者の正当な権利と利益を保護し、デジタル経済の持続可能で健全な発展を促進する。
 - 対象: インターネットその他の情報網(以下「インターネット」という)を介して商品を販売し、サービスを提供する事業活動及び市場の監督管理。
- □ 同法は、オンライン取引事業者(オンライン取引活動を組織し実行する自然人、法人、非法人組織を指し、オンライン取引プラットフォーム事業者、プラットフォーム上の事業者、自作ウェブサイトの事業者を含む。その他のネットワークの運営者。オンライン取引活動を行うインターネット取引運営者)に以下を義務付けている。
 - 「電子商取引法」第10条の規定により登録を行う。ただし、個人がオンライン取引を行い、年間の累計取引額が 10 万元(連結 ベース)を超えない場合は登録不要。
 - 事業者の主体情報または情報のリンクロゴを、自らのウェブサイトのホームページまたは事業活動を行うメインページにおいて、目立つ位置に継続的に公表する。
 - ① 企業は、統一社会信用コード、名称、企業形態、法定代理人(責任者)、住所、登録資本金(出資額)、その他営業許可証に記録された情報。
 - ② 各産業・商業世帯は、事業許可証に記載された統一社会信用コード、名称、事業者名、事業所、組織形態等の情報。
 - ③ 農民専門組合は、営業許可証に記載された組合員の統一社会信用コード、氏名、法定代理人、住所、出資総額などの情報。
 - 登録する必要のない事業者は、実際の事業所の住所、連絡先情報など、またはリンクのロゴを正確に公開する必要がある。
 - プラットフォーム上で販売する商品または運営者が提供するサービスが人身及び財産の安全を保護するための要件を満たしていないこと、または合法的な権利を侵害するその他の行為があることを知っている、または知るべきである場合及び消費者の利益を侵害し、必要な措置を講じず、法律に従ってプラットフォーム上の運営者と連帯責任を負う。
 - 消費者の生命と健康に関連する商品またはサービスについて、オンライン取引プラットフォームの運営者がプラットフォーム上の運営者の資格を審査する義務を履行しなかった場合、または消費者の安全を保証する義務を履行しなかった場合、消費者に損害を与えた場合、事業者は法律に従って相応の責任を負う。

【出典】网络交易监督管理办法(https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202103/t20210315_326936.html) (2023年2月閲覧)

https://ipkey.eu/sites/default/files/documents/resources/PRC_E-Commerce_Law.pdf (2023年2月閲覧)を基に作成。



1.1 海外における規制動向



(7)台湾

〇電子署名法

- □「電子署名法」の概要は以下のとおりである。
 - 発効:1990年11月14日
 - 目的:電子取引の普及と利用を促進し、電子取引のセキュリティを確保し、電子政府と電子商取引の発展を促進する。
- □ 同法は、証明機関によって承認された電子署名と電子記録により、相手方の同意を得て代理の手段とすることができる。

〇消費者保護法

- □「消費者保護法」の概要は以下のとおりである。
 - 発効:2015年6月17日
 - 目的:消費者の権利と利益を保護し、国民の消費と生活の安全を促進し、国民の消費と生活の質を向上させる。
- □ 同法は、生産もしくは製造またはサービスの提供に従事する事業者に対し、以下を義務付けている。
 - 提供される商品またはサービスが、商品を商業の流れに入れる時またはサービスを提供する時に、合理的に期待される安全 要件を有する現代の技術的及び専門的基準を満たし、かつ、これに適合することを確保しなければならない。
 - すべての安全警告及び緊急時対応マニュアルは、消費者の生命、身体、健康または財産に害を及ぼすおそれのある提供される商品またはサービスに、顕著に表示または表示されなければならない。
 - 事業者は、前各項の規定に違反して消費者または第三者に傷害または損害を与えたときは、連帯責任を負う。

【出典】電子署名法(<u>https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=J0080037</u>) (2023年2月閲覧) 消費者保護法(<u>https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=J0170001</u>) (2023年2月閲覧)を基に作成。



1.1 海外における規制動向



(8)韓国

- ○電子商取引等における消費者保護に関する法律
 - □「電子文書及び電子取引基本法(電子文書法)」の概要は以下のとおりである。
 - 発効:2021年12月30日、
 - 目的:電子商取引及び通信販売等による製品またはサービスの公正な取引に関する事項を規定することにより、消費者の権益を保護し、市場の信頼性を高め、国民経済の健全な発展に資する。
 - □ 同法は、通信販売業者が消費者に情報を提供する義務と、消費者が注文をキャンセルする権利、通信販売業者 及び通信販売仲介業者の義務及び禁止行為を規定している。
 - 通信販売事業者:商品等の販売に関する情報を提供し、消費者からの注文を受けて、郵便、電気通信(インターネット、電話等)等により商品または役務を販売する者。
 - 虚偽または誇大な情報を提供したり、欺瞞的な手段を用いて、消費者を誘い込んだり、消費者との取引を成立させたり、消費者の注文の取り消しや契約の解除などを妨害したりすることを禁じられている。
 - 通信販売仲介事業者:インターネットモールなどを利用して、通信販売の取引を両者間で仲介する者。
 - 通信販売の当事者でないことをあらかじめ通知する。
 - ② 通信販売仲介の依頼者の氏名、住所、電話番号等を注文の成立前に消費者に提供する。
 - ③ 関連する苦情や紛争を遅滞なく解決するために必要なその他の措置を講じる。
 - □ 公正取引委員会は、事業者が消費者の契約解除を妨害したり、詐欺的な手段で消費者を勧誘したりするなど、電子商取引法に違反した場合、事業者に対して是正命令を出したり、是正命令を受けた事実を公表するよう命令したり、課徴金を課したりすることができる。また、事業体またはその従業員を刑事告発することができる。

【出典】電子商取引等における消費者保護に関する法律

(https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%A0%84%EC%9E%90%EC%83%81%EA%B1%B0%EB%9E%98%EB%93%B1%EC%97%90%EC%84%9C%E C%9D%98%EC%86%8C%EB%B9%84%EC%9E%90%EB%B3%B4%ED%98%B8%EC%97%90%EA%B4%80%ED%95%9C%EB%B2%95%EB%A5%A0) (2023年2月閲覧)

https://www.ftc.go.kr/eng/contents.do?key=3060 (2023年2月閲覧)を基に作成。



1.1 海外における規制動向



(9)シンガポール

OCONSUMER PROTECTION (FAIR TRADING) ACT 2003

- □ 「2003年消費者保護法(公正取引)(CONSUMER PROTECTION(FAIR TRADING)ACT 2003)」(2003 年発効、2021年改正)の概要は以下のとおりである。
 - 発効:2003年、改正:2021年
 - 目的:不公正な慣行から消費者を保護し、契約に従わない商品及びそれに関連する事項に関して消費者に追加の権利を与える。
 - 適用範囲:
 - 販売者または消費者がシンガポールに居住している。
 - 消費者取引に係る申込みまたはその承諾は、シンガポールにおいて行われ、またはシンガポールから送られる。

■ 定義:

- 消費者:ビジネスの過程で独占的ではない個人。
 - A) 販売者から商品またはサービスを受け取る、または受け取る権利を持っている。
 - B) 別の個人に提供された、または提供される予定の商品またはサービスに対して、販売者に支払う法的義務がある。
- 消費者取引:
 - A) 購入、リース、贈答、コンテスト、またはその他の取り決めの結果として、販売者が消費者に商品またはサービスを提供すること。
 - B) 購入、リース、贈答品、コンテスト、またはその他の取り決めの結果として、販売者と消費者の間の契約で、販売者が消費者または契約で指定された別の消費者に商品またはサービスを提供することになっていること。
- 販売者:当該の者の取引を進める上でいずれかの行為を行う者。
 - A) 消費者に商品またはサービスを提供する者。
 - B) 商品を製造、組み立て、または生産する者。
 - C) 商品またはサービスの使用または購入を進めるもの。
 - D) 消費者への商品またはサービスの提供の結果として、金銭またはその他の対価を受け取る、または受け取る権利がある者。

【出典】<u>https://oneasia.legal/2627</u> (2023年2月閲覧)

https://sso.agc.gov.sg/act/cpfta2003 (2023年2月閲覧)を基に作成。



1.1 海外における規制動向



(10)タイ

○2001年電子商取引法

- □「2001年電子商取引法(Electronic Transaction Act B.E.2544)」(2008年改正)は、電子記録が紙文書の書類や証明書と同等の法的効力を持つことを認証する法律である。
- □ 同法の第3章(32条、33条、34条)では、電子商取引サービス提供者に事前の届出を義務づけている。

〇1956 年 商業登録法

- □ 「1956 年 商業登録法 (Commercial Registration Act B.E. 2499)」では、商業登録の義務がある事業を指定しており、以下の4事業が登録義務対象業種に指定されている。
 - ① インターネットを通じた商品売買またはサービスを行う者(EC 事業者)(e-マーケットプレース内の店舗、SNS 上の店舗、アプリケーションを含む)
 - ② インターネット・サービス(ISP: Internet Service Provider)
 - ③ ホスティング・サービス(Web Hosting)
 - ④ インターネットを通じた電子発注システムによる、商品売買またはサービスのマーケットプレース・サービス(e-マーケットプレース。オンラインマーケットプレース)

○2017 年 ダイレクトセール及びダイレクトマーケティング法

- □ 2017 年 ダイレクトセール及びダイレクトマーケティング法(Direct Selling and Direct Marketing Act B.E.2560)では、ダイレクトマーケティングを行う事業者に対し、直接販売事業者登録を義務づけている。
- ダイレクトマーケティングと見なされる販売形態のひとつとして、電話による勧誘やテレビ通販とともに、ウェブサイトでの商品販売が指定されている。

【出典】JETRO「タイにおけるオンライン日用品市場(EC)に関する調査」(2020年4月)

https://www.dbd.go.th/download/ecommerce_file/pdf/dbd_ecommanual_openshopoonline_6202.pdf (2023年2月閲覧)を基に作成。



1.2 海外における電子商取引に関する調査



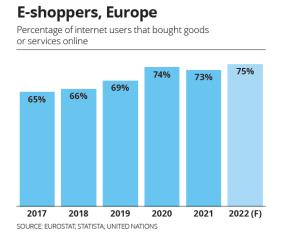
1.2 海外における電子商取引に関する調査



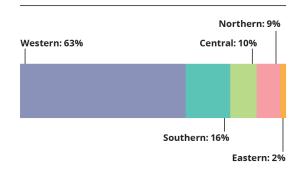
(1)EU

OEUROPE E-COMMERCE REPORT 2022

- □ 2022年2月に、欧州の電子商取引の業界団体Ecommerce Europeは、定期的に欧州の電子商取引市場概況について報告書を発行している。
- □ 電子商取引市場概況について以下のように報告している。
 - インターネットにアクセスし、オンラインで買い物をする人口の割合は増え続けているが、オンラインで販売する中小企業はデジタルツールの利用に遅れをとっている。COVID-19のパンデミックによるロックダウンが解除された後、電子商取引は大幅に減速すると予想されていたが、多くの国ではオンラインでの購入は安定していた。
 - 全体としてヨーロッパのeコマースは2021年にB2Cの売上高が増加した。かなり以前からの傾向であるように、東ヨーロッパは多くの西ヨーロッパ諸国よりもB2Ceコマース売上高の成長率が高いが、総売上高に占める西ヨーロッパの割合は依然として63%で、東ヨーロッパの2%と比べて最大である。



Share of total European e-commerce turnover by region, 2021



【出典】EUROPE E-COMMERCE REPORT 2022(2022年2月)を基に作成



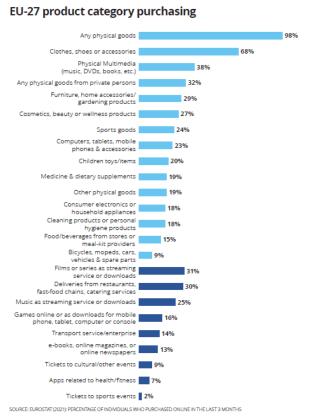
1.2 海外における電子商取引に関する調査



(1)EU

OEUROPE E-COMMERCE REPORT 2022

- □ 購入したことのある製品のうち、服飾・靴・アクセサリーが多くの割合を占める。
- □ 利用のほとんどは国内販売者だが、国外、EU域外からの販売者からの購入経験がある者の割合も 多い。





【出典】EUROPE E-COMMERCE REPORT 2022(2022年2月)を基に作成



2.1 海外における規制調査



2.1 海外における規制調査

(1) 玩具が強制規格となっている国や地域の例

□ 玩具が強制規格となっている国や地域及びその根拠法等の例を以下に示す。

<玩具が強制規格となっている国や地域の例一覧(1/4)>

		へが天が、風雨が配ってなっていべる日で地域に	
地域	国	根拠法等	関連URL等(2023年2月閲覧)
北中米	中米アメリカ	Consumer Product Safety Improvement Act (CPSIA)	http://www.cpsc.gov/cpsia.pdf
	カナダ	Canada Consumer Product Safety Act S.C. 2010, c. 21	https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-1.68/
		Toys Regulations SOR/2011-17	https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2011-17/index.html
	メキシコ	LEY FEDERAL DE PROTECCION AL CONSUMIDOR(消費者保護のための連邦法)	http://www.ordenjuridico.gob.mx/Documentos/Federal/html/wo12974.html
		PROYECTO DE NORMA OFICIAL MEXICANA PROY-NOM-253-SE-2021, JUGUETES-REQUISITOS DE SEGURIDAD MECÁNICA, FÍSICA, ELÉCTRICA E INFLAMABILIDAD. (メキシコ公式規格案PROY-NOM-253-SE-2021、玩具一機械的、物理的、電気的及び可燃性の安全性に関する要件。)	https://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5659094&fecha=25/07/2022#gsc.tab=0
	ジャマイカ	THE CONSUMER PROTECTION ACT	https://www.cac.gov.jm/portal/index.php/consumer-laws/79-the-laws/105-the-consumer-protection-act
		JS 90 1983 - Jamaican Standard Specification for Safety of Toys and Playthings	http://www.ncra.org.jm/sites/default/files/Jamaican%20Stand ards%20Specifications%20%28Compulsory%29%2C%20Fo od%20Regulations%20and%20Trade%20Orders.pdf
		Draft Jamaican Standard Specification for Safety of toys	https://www.bsj.org.jm/sites/default/files/DJS%20ISO%2081 24-1.pdf
欧州	EU各国	Directive 2009/48/EC of the European Parliament and of the Council of 18 June 2009 on the safety of toys	https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2009/48/2022-12-05
		COMMISSION IMPLEMENTING DECISION (EU) 2021/1992	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32021D1992&from=EN
	イギリス	STATUTORY INSTRUMENTS (SI) 1995 No. 204 CONSUMER PROTECTION The Toys (Safety) Regulations 1995	https://www.legislation.gov.uk/uksi/1995/204/made/data.xht?view=snippet&wrap=true



2.1 海外における規制調査

(1) 玩具が強制規格となっている国や地域の例

<玩具が強制規格となっている国や地域の例一覧(2/4)>

		てが大が、近時が近日となっている自て	
地域	国	根拠法等	関連URL等(2023年2月閲覧)
アジア	中国	中华人民共和国产品质量法(中華人民共和国製品品質法)	https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/201906/t20190625_302770.html
		中华人民共和国认证认可条例(中華人民共和国認証認可条例)	https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202101/t20210126_325540.html
		强制性产品认证管理规定(強制製品認証管理規定)	https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202210/t20221008_350551.html
	韓国	어린이제품 안전 특별법(子供用製品安全特別法)	https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%96%B4 %EB%A6%B0%EC%9D%B4%EC%A0%9C%ED%92%88%20%E C%95%88%EC%A0%84%20%ED%8A%B9%EB%B3%84%EB%B 2%95
	台湾	商品檢驗法(商品検験法)	https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?PCode=J0100001
		玩具商品檢驗作業規定(玩具商品検査作業規定)	https://www.bsmi.gov.tw/wSite/public/Data/f1580872177600.pdf
		應施檢驗玩具商品之相關檢驗規定(検査玩具商品の関係検査 規定)	https://www.bsmi.gov.tw/wSite/public/Data/f1580440352704.pdf
	タイマレーシア	仏暦2511年工業製品規格法令(1968年工業規格法)	https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/business/regulations/pdf/corporate_026.pdf
		TIS 685 Part 1-2562 (2019) Toys : Safety requirements Part 1 - Requirements	https://www3.tisi.go.th/hscode/hscode_view.asp?id=141
		CONSUMER PROTECTION ACT 1999 Consumer Protection (Safety Standards for Toys) Regulations 2009	https://mysafe.kpdn.gov.my/img/portal/consumer-safety/P.U.%20A%20275BI.pdf
	シンガポール	CONSUMER PROTECTION (CONSUMER GOODS SAFETY REQUIREMENTS) REGULATIONS	https://sso.agc.gov.sg/SL/CPTDSRA1975-S113- 2011?DocDate=20180329
	インド	Toys (Quality Control) Order, 2020	https://www.bis.gov.in/wp-content/uploads/2020/03/Toy_QC_order.pdf https://www.bis.gov.in/product-certification/products-under-compulsory-certification/scheme-i-mark-scheme/



2.1 海外における規制調査

(1) 玩具が強制規格となっている国や地域の例

<玩具が強制規格となっている国や地域の例一覧(3/4)>

	くが大が、温神が相になっている自じをあながら、見てしてイン						
地域	围	根拠法等	関連URL等(2023年2月閲覧)				
中東	湾岸協力理事会(GCC: Gulf Cooperation Council) 加盟6カ国(サ ウジアラビア、バーレーン、カタール、 クウェート、UAE、オマーン) 及びイエ メン	GCC Technical Regulation on Children Toys	https://www.gso.org.sa/wp-content/uploads/2017/11/GSO-Technical-Regulation-On-Toys.pdf				
アフリカ	南アフリカ	Consumer Protection Act No 68 of 2006	https://www.gov.za/sites/default/files/32186_467.pdf				
		DEPARTMENT OF TRADE, INDUSTRY AND COMPETITION NOTICE 896 OF 2022 (Notice 896/2022)	https://gazettes.africa/archive/za/2022/za-government-gazette-dated-2022-03-18-no-46059-part-1.pdf				
南米	アルゼンチン	MERCOSUR Resolution N°23/04 – Technical Standard on Toy Safety(メルコスール決議No23/04ー玩具安全に関する技術基準)	https://www.argentina.gob.ar/normativa/nacional/resoluci%C3%B3n -23-2004-104985/texto				
	ブラジル		https://www.in.gov.br/en/web/dou/-/portaria-n-302-de-12-de-julho-de-2021-331893705				
	ウルグアイ		https://www.latu.org.uy/certificacion-control/certificacion-de-productos/juguetes				
	パラグアイ	ッグアイ	https://www.intn.gov.py/index.php/noticias/intn-participo-de-reunion-de-comite-sectorial-mercosur-04-juguetes?ccm_paging_p=12				
	ベネズエラ NORMA VENEZOLANA SEGURIDAD DE LOS JUGUETES (ベネズエラ標準 玩具安全)	http://www.sencamer.gob.ve/sencamer/normas/197-1-01.pdf					
	チリ	REGLAMENTO SOBRE SEGURIDAD DE LOS PRODUCTOS DE USO INFANTIL(小児用製品の安全に関する規 則)	https://www.minsal.cl/wp-content/uploads/2021/09/Reglamento-sobre-seguridad-de-los-productos-de-uso-infantil.pdf				



2.1 海外における規制調査

(1) 玩具が強制規格となっている国や地域の例

<玩具が強制規格となっている国や地域の例一覧(4/4)>

地域	=	根拠法等	関連URL等(2023年2月閲覧)						
オセアニア	オーストラリア	Competition and Consumer Act 2010 Schedule 2 The Australian Consumer Law	https://www.legislation.gov.au/Details/C2023C00043						
		Consumer Goods (Aquatic Toys) Safety Standard 2020	https://www.legislation.gov.au/Details/F2020L00686						
		Consumer Goods (Projectile Toys) Safety Standard 2020	https://www.legislation.gov.au/Details/F2021C00813						
		Consumer Goods (Toys Containing Magnets) Safety Standard 2020	https://www.legislation.gov.au/Details/F2020L01074						
		Consumer Protection Notice No. 14 of 2003 — Consumer Product Safety Standard: Toys for children up to and including 36 months of age	https://www.legislation.gov.au/Details/F2008C00607						
	Prod	Fair Trading Act 1986	https://www.legislation.govt.nz/act/public/1986/0121/latest/DLM964 39.html						
									Product Safety Standards (Children's Toys) Regulations 2005
ユーラシア	ベラルーシ	Технический регламент Таможенного союза "О безопасности продукции, предназначенной для детей и	https://www.reglament.by/wp-content/uploads/docs/tr/tr-ts-007-2011-o-bezopasnosti-produktsii-prednaznachennoi-dlja-detei.pdf						
	カザフスタン	подростков"(関税同盟の技術規則「子供及び青年を対象とした製品の安全性について」)	https://plank.kz/tekhreglamenty						
	ロシア キルギスタン	<u>-</u>	https://docs.cntd.ru/document/902308641						
			http://cbd.minjust.gov.kg/act/view/ru-ru/97521/10?cl=ru-ru						
タジキスタン			https://www.tajikistanlaws.com/c-8192-8192-0072011-tr-cu-on-the-safety-of-products-intended-for-children-and-adolescents.aspx						



2.1 海外における規制調査



(2)米国

〇消費者製品安全改善法

- □ 米国の子供用製品は、「消費者製品安全改善法(Consumer Product Safety Improvement Act: CPSIA、Public Law 110-314, August 14, 2008、Public Law 112-28, August 12, 2011」(2008年施行、2011年改正)により規制されている。
- □ CPSIAでは条項ごとに規制対象品の範囲と定義を細かく規定しており、CPSIAの施行に際しては、消費者製品の安全性問題を監督する独立の連邦機関である消費者製品安全委員会(Consumer Product Safety Commission : CPSC)が、さまざまな行政命令を定めている。詳細は官報に公布される連邦規則(Code of Federal Regulations: CFR)で確認することができる。
- □ CPSIAでは子供向け製品を「12歳以下の子供向けに企画された消費生活用製品」と定義している(16CFR Part1200)。定義が適用される条件は以下のとおりである。
 - (1) 製造事業者による製品使用説明(含ラベル表示)に12歳以下の子供向けと表示されている。
 - 2 12歳以下の子供向けの使用に適切な包装、表示、販促、広告が行われている。
 - ③ 一般消費者に12歳以下の子供向けと認識されている。
 - 4 AGE DETERMINATION GUIDELINES(年齢基準書)とその修正版に順守するとみなされる。
- □ CPSIAでは、国際標準化・規格設定機関のASTMが発行するASTM F963をCPSCの安全基準として採択し、順守を義務付けることを明記している(第106条)。安全基準の対象は玩具すべてではなく、自転車、三輪車、凧、子供の遊び目的ではない趣味工芸品、プラモデル等は対象外である。

【出典】Consumer Product Safety Improvement Act: CPSIA(http://www.cpsc.gov/cpsia.pdf) (2023年2月閲覧)

Rules Requiring Third-Party Testing and a Children's Product Certificate (https://www.cpsc.gov/Business--Manufacturing/Testing-Certification/Lab-Accreditation/Rules-Requiring-Third-Party-Testing (2023年2月閲覧)、JETRO資料を基に作成。



2.1 海外における規制調査



(3)カナダ

〇カナダ規格審議会法

- □ 「カナダ規格審議会法(Standards Council of Canada Act R.S.C., 1985, c.S-16)」(1985年施行)は、カナダ規格 審議会(SCC: Standards Council of Canada)の設立、任務及び権利を定義するものである。
- □ カナダ規格審議会の目的は、国民経済の発展、持続可能開発の支援し、労働者及び一般市民の健康・安全・福祉 への貢献、消費者の支援と保護、国内及び国際貿易の円滑化、標準化に関する国際協力の促進としている。
- □ 上記目的のために、カナダの効率的かつ効果的な自発的標準化の推進、国家標準化システムに関与する人や組 織の努力の調和と監督、規格関連の活動を通じたカナダの商品及びサービスにおける品質、性能及び技術革新 の促進等を任務としている。

〇カナダ消費者製品安全法

- □ カナダにおける製品安全は、「カナダ消費者製品安全法(Canada Consumer Product Safety Act: CCPSA S.C. 2010, c. 21)」(2010 年 施行)により規制されている。対象の「消費者製品(Consumer Product)」は、「個人が家 庭用、娯楽用及びスポーツ用を含む非商業目的で使用するために入手することが合理的に予想される製品(その 構成要素、部品または付属品を含む。)をいい、その包装を含む。」と定義されている。
- □ 同法37節「Regulations」には、審議会議長(Governor in Council)は同法の目的及び規定を実施するために規則 を定めることができるとしている。

【出典】Standards Council of Canada(http://www.scc.ca/en) (2023年2月閲覧)

Canada Consumer Product Safety Act S.C. 2010, c. 21(https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-1.68/) (2023年2月閲覧)を基に作成。



2.1 海外における規制調査



(3)カナダ

〇玩具規則

- □ カナダの玩具は、CCPSA第37節に基づき策定された「玩具規則(Toys Regulations SOR/2011-17)」(2011年施行)により規制されている。
- □ 同規則では「玩具」を「14歳未満の子供が学習や遊びに使用することを目的とした製品」と定義し、包装、機械的危険性、聴覚危険性、過熱・可燃危険性、毒性危険性に関して規定している。
- □ 同規則では、上記の玩具全般への規定に加え、個別品目(人形・ぬいぐるみ・ソフトトイ、詰め物や音の出る玩具における植物種子の使用禁止、磁石を使った玩具等)に対して規定している。
- □ 磁石を使った玩具の試験方法は、国際標準化・規格設定機関のASTMが発行するASTM F963をCPSCの安全基準として採択し、順守を義務付けることを明記している(SCHEDULE 9 Test Method for Integrity of Magnetic Toys and Magnetic Components)。



2.1 海外における規制調査



(4)欧州

〇玩具指令(Directive 2009/48/EC)

- □ 欧州の玩具は、「玩具指令2009/48/EC(DIRECTIVE 2009/48/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 18 June 2009 on the safety of toys)」(2009年施行)により規制されている。
- □ 同指令では、玩具を「排他的であるか否かを問わず、14歳未満の子供が遊びの中で使用するように設計または意図された製品」としている。同指令の対象は玩具すべてではなく、公共用の遊具、自動演奏機(硬貨を操作するかしないかを問わない)であって、公共の使用を目的とするもの、燃焼エンジンを搭載した玩具車、おもちゃの蒸気機関、パチンコ、自転車、14歳以上向けの趣味工芸品等は対象外である。
- □ 欧州委員会は、決定(COMMISSION IMPLEMENTING DECISION(EU)2021/1992)において、EN-71を玩具の安全基準(整合規格)として定めている。

【出典】Directive 2009/48/EC(<u>https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2009/48/2022-12-05</u>)(2023年2月閲覧)

COMMISSION IMPLEMENTING DECISION (EU) 2021/1992(https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32021D1992&from=EN) (2023年2月閲覧)を基に作成。



2.1 海外における規制調査



(5)オーストラリア

○2010年競争・消費者法 附則2 オーストラリア消費者法

- □ オーストラリアの製品安全は、「2010年競争・消費者法(Competition and Consumer Act 2010)」の「附則2 オーストラリア消費者法(Schedule 2 The Australian Consumer Law)」により規制されている。対象の「消費者商品(Consumer Goods)」とは、「個人的、家庭的または家庭的な使用または消費のために使用されることが意図され、または使用される可能性のある種類の商品」と定義され、以下の場合には、供給された時点から固定の備品となった当該商品も含むとしている。
 - A) 当該商品の回収通知が発行された場合。
 - B) 人が自主的に製品を回収する行動を取った場合。
- □ 同法第3章「特定の保護(Specific protections)」のパート3-3「消費者商品・製品関連サービスの安全性(Safety of consumer goods and product related services)」には、連邦大臣はインターネット上に公表された書面通知により、安全基準を定めることができるとしている。

〇玩具を対象とした安全基準

□ オーストラリア競争・消費者委員会(Australian Competition and Consumer Commission: ACCC)のホームページでは、以下の玩具4品目について安全基準である強制規格(Mandatory standards)を公表している。

<オーストラリアの玩具を対象とした安全基準(強制規格)>

品目	書面名	規格
水遊び玩具	Consumer Goods (Aquatic Toys) Safety Standard 2020	AS/NZS ISO 8124.1:2019 Safety of toys Part 1
物を発射する玩具	Consumer Goods (Projectile Toys) Safety Standard 2020	
磁石を含む玩具	Consumer Goods (Toys Containing Magnets) Safety Standard 2020	
生後36か月までの子供向けの玩具	Consumer Protection Notice No. 14 of 2003 — Consumer Product Safety Standard: Toys for children up to and including 36 months of age	AS/NZS ISO 8124.1:2002 Safety of toys Part 1

【出典】Competition and Consumer Act 2010 (https://www.legislation.gov.au/Details/C2023C00043) (2023年2月閲覧)

Mandatory standards (https://www.productsafety.gov.au/product-safety-laws/safety-standards-bans/mandatory-standards) (2023年2月閲覧)を基に作成。



2.1 海外における規制調査



(6)中国

〇中華人民共和国製品品質法

- □ 中華人民共和国製品品質法は、製品品質に対する監督管理を強化し、製品品質のレベルを向上させ、製品品質の責任を明確にし、消費者の合法的権益を保護し、社会経済秩序を維持することを目的としている。
- □ 同法では、製品及びその包装上の標識に関して規定しており、製品及びその包装上の標識は必ず真実であり、かつ「製品品質検査合格証明標識」を有すること、正しく使用しない場合に製品自身が壊れやすいまたは人身・財産の安全を脅かす恐れのある製品に対する警告マークまたは中国語での製品説明を有すること等の要求に合致することを規定している。
- □ 同法は、2018年4月に国務院の組織改編によって設立された国家市場監督管理総局(SAMR)が所管し、全製品を対象とし、製造者、販売者の義務として適用されている。

〇中華人民共和国認証認可条例

- □ 中華人民共和国認証認可条例は、製品品質に対する監督管理を強化し、製品品質のレベルを向上させ、製品品質の責任を明確にし、消費者の合法的権益を保護し、社会経済秩序を維持することを目的としている。同条例は、SAMRが所管し、「認証」と「認可」について、以下のように定義している。
 - 認証:製品、サービス、管理システムが関連技術の規定、関連技術規定の強制的要求または標準に符合することを証明する認証機関が行う合格評定活動。
 - 認可:認証機関、検査機関、実験室及び評価、審査などの認証活動に従事する人々の能力と操業資格を承認する認可機関が 行う合格評定活動。
- 並びに、国家は認証が必要な製品に対し、製品目録、技術規定を統一する強制的な要求を実施することを規定している。

【出典】中華人民共和国製品品質法(<u>https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/201906/t20190625_302770.html</u>) (2023年2月閲覧) 中華人民共和国認証認可条例(<u>https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202101/t20210126_325540.html</u>) (2023年2月閲覧)を基に作成。



2.1 海外における規制調査



(6)中国

○強制製品認証管理規定

□ 強制製品認証管理規定は、中華人民共和国認証認可条例等の諸規定に基づき、強制的製品認証業務の規範とし、認証の有効性を高め、国家、社会及び公共の利益を保護することを目的としている。同法では、強制的製品認証の対象となる製品並びに強制的製品認証業務の実施機関、認証書・認証マーク「CCCマーク」について規定している。



○玩具の強制性国家規格

- □ SAMRは、強制製品認証対象となる品目目録を公開しており、規制の対象となる玩具を「14歳以下の子供が遊ぶ時に使用するよう設計または想定された電動玩具、プラスチック玩具、金属玩具、乗り物玩具」とし、それぞれ GB6675を強制規格(安全基準)として規定している。
- □ CNCAより委託を受け、車載用蓄電池の認証を行っている中国品質認証中心(CQC)は、「CQC-C2202-2020強制製品認証実施細則 玩具」に基づく認証を実施している。



2.1 海外における規制調査



(7)台湾

〇商品検験法

- □ 1932年施行の商品檢驗法は、製品の安全性、健康、環境保護及びその他の技術的規制または基準の遵守を促進し、消費者の権利を保護し、通常の経済発展を促進することを目的としている。
- □ 同法では、台湾の輸出入商品・国内販売商品の安全検査等について規定しており、いかなる検査対象商品も検査 基準に達していなければ工場から出荷できず、輸出入もできないと定められている。
- □ 検査は標準検験局(標準檢驗局:BSMI)が実施することを規定している。
- □ 玩具を販売するには、予めBSMIの認証を取得し、製品にBSMIマークを表示する必要がある。認証には、以下の3 つの認証方式があり、製品の種類によって必要な認証方式が定められている。
 - 検験登録(RPC):最も基本的な認証方法である。BSMIの認可試験所で試験を実施し、レポートを作成する必要がある。試験 後、BSMIにて認証取得の合否確認を行い、認証許可された製品は、台湾市場での販売が可能となる。<mark>玩具は対象外</mark>。
 - 型式認可(TA): BSMIが指定した試験所で試験を実施し、レポートを作成し、型式認可の申請書をBSMIに提出する必要がある。BSMIは申請書資料の審査を行い、その際、新たにテストサンプルが要求される。対象製品は、DoC以外の玩具が対象となり、国家標準CNS 4797「玩具安全(一般要求)」に適合する必要がある。
 - 適合宣言(DoC):BSMIで認可が行われる。合否確認を行わずに認証を発行し、台湾市場で販売することができる。危険度が低い一般普及製品が対象製品で、絵本、色紙、貯金箱、望遠鏡等が該当する。
- □ BSMIは玩具を「14歳未満の子供が遊びに使用するために設計、製造、販売、表示、または ラベル付けされた製品」と定義している。



【出典】商品檢驗法(https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?PCode=J0100001) (2023年2月閲覧) 玩具商品檢驗作業規定(https://www.bsmi.gov.tw/wSite/public/Data/f1580872177600.pdf) (2023年2月閲覧) 玩具標準確保兒童安全使用玩具(https://fsms.bsmi.gov.tw/cat/epaper/0703.html) を基に作成。



2.1 海外における規制調査



(8)韓国

〇子供用製品安全特別法

- □ 韓国の子供用製品は、「子供用製品安全特別法」(2014年6月制定)により規制されている。
- □ 同法は、子ども用製品について規定を設けていた「品質経営及び工産品安全管理法」などの複数の法律から子ども用製品に対する規定をまとめ、一つの法律として制定したものであり、さらに規制の対象品目を拡大し、安全性規定を追加するとともに、許容基準も強化したものである。
- □ 同法の施行により、13歳以下の子供が使用する全ての製品に対して、流通前または販売前の検査が必要となった。また、一般的な使用中に子供に届かない製品の構成部分には適用しないとしている。
- □ 同法は、子供用製品を以下の3つに分類し、危険度に応じた安全性確認を製造者・輸入者等に義務付けている。
 - ① 安全認証対象子供用製品:構造・材質及び使用方法等により、子どもの生命・身体に対する危害または財産上の被害に対する 懸念が大きいと認められる子供用製品の中で、安全認証を通じてその危害を防止する、できると認められる子供用製品として 産業通商資源部令で定めるもの。
 - ② 安全確認対象子供用製品:構造・材質及び使用方法等により、子供の生命・身体に危害を及ぼす恐れのある子供用製品の中から製品検査でその危害を防止できると認められる子供用製品として産業通常資源部令で定めるもの。
 - ③ 供給者適合性確認対象子供用製品:安全認証対象子供用製品及び安全確認対象子供用製品を除く子供用製品。
- □ また同法は、産業通商資源部長官による安全認証機関の指名、技術基準の告示について定めている。

【出典】子供製品安全特別法

(https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%96%B4%EB%A6%B0%EC%9D%B4%EC%A0%9C%ED%92%88%20%EC%95%88%EC%A0%84%20%E D%8A%B9%EB%B3%84%EB%B2%95) (2023年2月閲覧)

エンヴィックス有限会社資料、JETRO資料を基に作成。



2.1 海外における規制調査



(8)韓国

〇子供製品安全特別法施行令、子供製品安全特別法施行規則、子供製品共通安全基準

- □「子供製品安全特別法施行令」は、「子供用製品安全特別法」で委任された事項とその施行に必要な事項を規定している。同施行令では、子どもの生命・身体に危害を及ぼす恐れがある子供用製品に関する情報の産業通商資源部長官による公表の方法や公表する項目、安全認証機関の要件、国家技術標準院長への安全認証機関の指定の委任等が定められている。
- □「子供製品安全特別法施行規則」は、「子供用製品安全特別法」及び「「子供用製品安全特別法施行令」で委任された事項とその施行に必要な事項を規定している。同規則では、安全認証対象子供用製品(別表1)、安全確認対象子供用製品(別表2)、供給者適合性確認対象子供用製品(別表3)の種類と適用する安全基準等を定めている。
- □ 「子供製品共通安全基準」は、施行規則で定められた個別の技術基準のない子供用製品に適用される。内容は ISO8124-1に準拠したものとなっている。

【出典】子供製品安全特別法施行令

(https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%96%B4%EB%A6%B0%EC%9D%B4%EC%A0%9C%ED%92%88%20%EC%95%88%EC%A0%84%20%E D%8A%B9%EB%B3%84%EB%B2%95%20%EC%8B%9C%ED%96%89%EB%A0%B9) (2023年2月閲覧)

子供製品安全特別法施行規則

(https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%96%B4%EB%A6%B0%EC%9D%B4%EC%A0%9C%ED%92%88%20%EC%95%88%EC%A0%84%20%ED%8A%B9%EB%B3%84%EB%B2%95%20%EC%8B%9C%ED%96%89%EA%B7%9C%EC%B9%99) (2023年2月閲覧)

子供製品共通安全基準

(https://www.law.go.kr/%ED%96%89%EC%A0%95%EA%B7%9C%EC%B9%99/%EC%96%B4%EB%A6%B0%EC%9D%B4%EC%A0%9C%ED%92%88%EA%B3%B5%ED%86%B5%EC%95%88%EC%A0%84%EA%B8%B0%EC%A4%80/) (2023年2月閲覧)



2.1 海外における規制調査



(9)シンガポール

OCGSR(The Consumer Protection (Consumer Goods Safety Requirements) Regulations)

- □ CGSR(The Consumer Protection (Consumer Goods Safety Requirements) Regulations)は、子供向け製品 やおもちゃを含む、国内の他の規制や規制機関の対象とならない一般的な消費生活用製品を規制している。
- □ 対象となる消費生活用製品は、「通常私的使用または消費のために供給される物品であって、付表に定める物品でないものをいい、当該物品が供給される包装を含む」であり、Category 1と2の2つに分類される。
- □ すなわち、ISO、IEC、EN、ASTMに規格が存在するCategory 1に属する子供用製品は、全て規制の対象となり、 各規格に準拠することが求められる。
- □ Category 2の子供用製品の規格であるSS 474(Safety of toys)は2009年に取り下げられており、ISO 8124及び EN 71シリーズに準拠することとなっている。
- □ なお、CGSRでカバーしていない子供用製品として、定格電圧250V以下の玩具等の用途に交流または直流の電源を供給するACアダプター、道路交通法の規定による幼児拘束装置(チャイルドシート)がある。

<シンガポールの消費生活用製品のカテゴリー>

分類	定義
Category 1	次のような規格で既にカバーされている製品 (a) the International Organisation for Standardisation(ISO) (b) the International Electrotechnical Commission (IEC) (c) the European Committee for Standardisation(EN) (d) ASTM International
Category 2	Category 2に含まれない全ての消費生活用製品

【出典】CONSUMER PROTECTION (CONSUMER GOODS SAFETY REQUIREMENTS) REGULATIONS (https://sso.agc.gov.sg/SL/CPTDSRA1975-S113-2011?DocDate=20180329) (2023年2月閲覧)

SINGAPOLRE STANDARDS(https://www.singaporestandardseshop.sg/Home/Index) (2023年2月閲覧)、各種公刊情報を基に作成。



2.1 海外における規制調査



(10)タイ

○仏暦2511年工業製品規格法令(1968年工業規格法)

- □ 仏暦2511年工業製品規格法令(1968年工業規格法)に基づく、「勅令が規格に従わなければならないと定めた工業製品」は、タイ工業規格局(Thai Industrial Standards Institute: TISI)ホームページで掲示されているリストにより140品目が指定されている。
- □ 玩具は、そのうちの一つであり、国家規格TIS 685 Part 1-2562(2019)に適合する必要がある。
- □ TIS 685 Part 1-2562(2019)では、玩具を「14 歳未満の人が遊ぶことを目的とした製品及び当該製品で使用される部品及び機器(それ自体で遊ぶことができる、または当該製品と組み合わせて使用する必要があるもの)を含む」と定義している。

【出典】Compulsory Standards (https://www.tisi.go.th/website/standardlist/comp_thai/en) (2023年2月閲覧)

Thailand Mandates New Standard for Toy Safety(https://www.sgs.com/en/news/2022/04/safeguards-04522-thailand-mandates-new-standard-for-toy-safety) (2023年2月閲覧)を基に作成。



2.2 基準・規格の対象に関する調査



2.2 基準・規格の対象に関する調査

(1)概要

□ 調査対象として指定のあった4製品の安全性に関する基準・規格(ISO、EN、ASTM、JIS、UL、GB、KS)の存在について調査を行った。

	ISO	EN	ASTM	JIS	UL	GB	KS
玩具	ISO8124-1	EN71-1	ASTM F963	なし	なし	GB 6675.2	子供製品共通安 全基準
子供用服	なし	EN14682	ASTM F1816	JIS L 4129	なし	GB/T 22705 GB/T 31900 (Woven children's clothing)	KS K 0941
幼児用自転車	ISO8124-1 (サドル高さ 435mm以 下) ISO8098(サ ドル高さ 435mm超 635mm以 下)	EN71-1(サドル 高さ435mm以 下) EN ISO 8098 (サドル高さ 435mm超 635mm以下)	16 CFR Part 1512 (bicycle)	JIS D 9302 (乳幼児自転車:サドル高さ 435mm超 635mm以下) (用語はJIS D9111)	なし	GB 6675.2(サドル高さ435mm以下) GB 14746(サドル高さ435mm超635mm以下) GB/T 23160(輸出入子供用自転車サドル)	KS R 8043(サドル高さ435mm以下) KS R ISO8098 (サドル高さ 435mm超635mm 以下)
子供用自転車へルメット	なし	EN1078(自転 車乗員、スケー トボード及び ローラースケー ト使用者のため のヘルメット)	ASTM F1447 (Helmets Used in Recreational Bicycling or Roller Skating)	JIS T 8133: 2015(乗車用 ヘルメット)	なし	GB 24429(スポーツヘルメット、自転車、スケートボード、ローラースケート用スポーツヘルメット)	KS G 7004

2.2 基準・規格の対象に関する調査

(参考)関連する規格(電気製品を除く)

	ISO	EN	ASTM	JIS	UL	GB	KS
玩具	なし	なし	なし	なし	UL172(環境基 準)	なし	なし
子供用服	ISO 8559-1(衣 料サイズの定 義)	なし	なし	なし	なし	なし	KS K 9402(男子 服の寸法) KS K 9403(女性 の子供服の寸 法)
幼児用自転車	なし	なし	ASTM F1975-15 (nonpowered trailers intended to be pulled behind bicycles to transport one or two children)	なし	なし	なし	KS R 1092(一般 用自転車の安全 性)
子供用自転車へルメット	なし	なし	なし	なし	なし	GB/T 41526 (冬季スポー ツ用ヘルメット) GB 811 (オートバイ と電動自転 車の乗員)	なし



2.2 基準・規格の対象に関する調査

(1)概要

① 玩具

□ 各基準・規格の適用範囲は以下のとおりである。

<玩具を対象とした基準・規格の適用範囲>

規格	基準•規格名	適用範囲
ISO	ISO8124-1	14歳未満の子供が遊びで使用するように設計された、または明確に意図された製品。
EN	EN71-1	14歳未満の子供が遊びで使用するように設計された、または明確に意図された製品または材料。
ASTM	ASTM F963	14 歳未満の子供が使用することを意図した玩具。
JIS	なし	_
UL	なし	_
GB	GB 6675.2	14歳未満の子供が遊びで使用するように設計された、または明確に意図された製品または材料。
KS	子供製品共通安全基準	満13歳以下の子供が使用する場合、または満13歳以下の子供のために使用される製品またはその部分品または付属品。

2.2 基準・規格の対象に関する調査

(1)概要

② 子供用服

□ 各基準・規格の適用範囲は以下のとおりである。

<子供用服を対象とした基準・規格の適用範囲>

規格	基準•規格名	適用範囲
ISO	なし	_
EN	EN14682	14歳までの変装衣装やスキー服を含む子供服のコードと引きひも。安全でない衣服を作成する可能性のあるすべての潜在的な危険をカバーすることはできない。
ASTM	ASTM F1816	子供の上着の引きひも。
JIS	JIS L 4129	子供用衣料に附属するひも。子供にとって特殊なニーズに応える必要のある衣料への補足的または追加的な要求事項は含まない。
UL	なし	_
GB	GB/T 22705	14歳以下の幼児及び児童の衣類にコード及び引きひも。
	GB/T 31900	織り子供服。布地を主布とする子供服。36か月未満の乳幼児には適用されない。
KS	KS K 0941	14歳までの変装衣装やスキー服を含む子供服のコードと引きひも。



2.2 基準・規格の対象に関する調査

(1)概要

③ 幼児用自転車

□ 各基準・規格の適用範囲は以下のとおりである。

<幼児用自転車を対象とした基準・規格の適用範囲>

規格	基準•規格名	適用範囲
ISO	ISO8124-1	自転車(サドルの高さが最大435 mmのもの)。玩具とみなされるものは除く。
	ISO8098	最大サドル高さが435 mm以上635 mm未満で、後輪への伝達駆動で推進する自転車。スタント(例:BMX自転車)を目的とした特殊自転車には適用されない。
EN	EN71-1	最大サドル高さが435 mm以下で、その車両に乗っている人の筋肉エネルギー、特にペダルによってのみ推進される二輪車で、フリーホイール機構または固定駆動のいずれかを有するもの。
	EN ISO 8098	最大サドル高さが435 mm以上635 mm未満で、後輪への伝達駆動で推進する自転車。スタント(例:BMX自転車)を目的とした特殊自転車には適用されない。
ASTM	16 CFR Part 1512	後部駆動輪が人力のみの二輪車。シートの高さが635 mm(25.0インチ)未満の自転車
JIS	JIS D 9302	幼児用自転車。主に学齢前の幼児一人が日常の遊戯用として用いる2輪の自転車。
UL	なし	_
GB	GB 6675.2	自転車(サドルの高さが最大435 mmのもの)。玩具とみなされるものは除く。
	GB 14746	最大サドル高さが435 mm以上635 mm未満で、後輪への伝達駆動で推進する自転車。
KS	KS R 8043	幼児用自転車。主に学齢前の幼児一人が日常の遊戯用として用いる2輪の自転車。
	KS R ISO8098	最大サドル高さが435 mm以上635 mm未満で、後輪への伝達駆動で推進する自転車。スタント(例:BMX自転車)を目的とした特殊自転車には適用されない。



2.2 基準・規格の対象に関する調査

(1)概要

④ 子供用自転車ヘルメット

- □ 各基準・規格の適用範囲は以下のとおりである。
- □ いずれの規格も、適用範囲について、自転車やレクリエーション等の用途を定めており、年齢やサイズに関する規定はない。

<子供用自転車ヘルメットを対象とした基準・規格の適用範囲>

規格	基準•規格名	適用範囲
ISO	なし	_
EN	EN1078	自転車、スケートボード、ローラースケート用ヘルメット。
ASTM	ASTM F1447	レクリエーションで乗車する自転車、ローラースケート用ヘルメット。
JIS	JIS T 8133	原動機付自転車、自動二輪車(サイドカー付きを含む。)、及び一般四輪自動車の運転者及び同乗者のための乗車用ヘルメット。
UL	なし	_
GB	GB 24429	自転車、スケートボード、ローラースケート用ヘルメット。
KS	KS G 7004	自転車用ヘルメット。

2.2 基準・規格の対象に関する調査

(2)日本のSGマーク対象①(子供用製品)

□ SGマーク対象品目のうち、子供用製品は20品目。

	□ 364ーク対象面目の75、丁供用製品は20面目。				
	乳幼児用製品(SG)	ISO8124	米国	ASTM-Federal register	EN
1	ベビーカー		0	ASTM F833-13 (Carriage and Strollers)	EN1888:2018 (baby carriage)
2	步行器		0	ASTM F977-07 (Infant Walkers)	EN1273 (baby walker)
3	ぶらんこ	0		ASTM F1148-22(Home Playground Equipment)	EN 1176-1(Playground equipment and surfacing) EN 1176-2(swings)
4	すべり台	0		ASTM F1148-22(Home Playground Equipment)	EN 1176-1(Playground equipment and surfacing) EN 1176-3(slides)
5	幼児用鉄棒	0		ASTM F1148-22(Home Playground Equipment)	EN 1176-1(Playground equipment and surfacing)
6	幼児用三輪車	0		ANSI Z315.1(Tricycles)	EN 71(Safety of toys)
7	足踏式自動車	0		ASTM F963(Toy Safety)	EN 71(Safety of toys)
8	乳幼児用ベッド(特定製品)		0	ASTM F1169-13 (Full-size crib)	EN1130:2020 (crib)
9	抱っこひも		0	ASTM F2907-19 (Sling Carriers)	EN13209-2 (Soft Carrier) EN13209-1 (Framed back carrier)
10	乳幼児用ハイチェア		0	ASTM F404-18 (High Chair)	EN14988:2017 (Children high chairs)
11	乳幼児用移動防止さく		0	ASTM F1004-19 (gates and enclosures)	EN 1930(Safety barriers)
12	学童用かさ		×	×	×
13	乳幼児用いす		0	ASTM F2640-18 (Booster Seats)	×
14	プレイペン		0	ASTM F1004-19 (gates and enclosures)	EN 1930(Safety barriers)
15	乳幼児用テーブル取付け座席		0	ASTM F1235-18 (Portable Hook-On Chairs)	×
16	クーハン		0	ASTM F2906-13 (Bedside Sleepers)	EN 1130
17	乳幼児用ハイローラック		0	ASTM F2194-13 (Bassinets and Cradles)	EN12790:2009 (Reclined cradles)
18	乳幼児用ベッドガード		0	ASTM F2085-10a (Portable Bed Rails)	×
19	乳幼児用振動シート		0	ASTM2167-19 (Infant Bouncer Seats)	EN16232 (infant swing)
20	自転車用幼児座席		Δ	ASTM F1975-15 (nonpowered trailers intended to be pulled behind bicycles to transport one or two children)	EN 14344(Child seats for cycles)

2.2 基準・規格の対象に関する調査

(3)日本のSGマーク対象②(子供が使うことがある製品)

	乳幼児用製品(SG)	ISO8124	米国	ASTM	EN
1	水中マスク	0		×	EN16805 (Diving Mask)
2	シューズ系ホイール付走行ギア	0		×	EN13899 (roller skates)
3	ボード系ホイール付走行ギア	0		UL2272 (Hoverboard) ASTM F2264-14(Non-Powered Scooters)	EN14619:2019 (kick scooters)
4	とびなわ			×	×
5	衝撃緩和帽			×	×
6	自転車用ヘルメット		0	ASTM F1447 (Helmets Used in Recreational Bicycling or Roller Skating)	EN 1078(Helmets for pedal cyclists and for users of skateboards and roller skates)

2.2 基準・規格の対象に関する調査

(4)子供用製品に指定すべきか要検討の製品(子供が使うことがある製品)

	製品名	ISO8124	米国	ASTM	EN
1	おしゃぶりホルダー			×	EN12568 (Soother holder)
2	子供用バスシート		0	ASTM F1967-13 (Infant bath Seats)	×
3	幼児用ベッド		0	ASTM F1821 (Toddler beds)	×

2.2 基準・規格の対象に関する調査

(5)米国の強制規格対象品目(CPC:子供用製品)

品名	具体的品目	規格
Bicycle Helmets	自転車ヘルメット	16 CFR Part 1203
Infant Bath Seats	乳幼児用を浴室でサポートする椅子等	16 CFR Part 1215, ASTM F1967-19
Infant Walker	乳幼児歩行器	16 CFR Part 1216、ASTM F977-12
Toddler Beds	幼児用ベッド	16 CFR Part 1217, ASTM F1821-19e1
Bassinets and Cradles	バシネット、ゆりかご	16 CFR Part 1218、ASTM F2194-13
Cribs(Full-Size)	ベビーベッド	16 CFR Part 1219、ASTM F1169-19
Cribs(Non-Full-Size)	ベビーベッド	16 CFR Part 1220、ASTM F406-19
Play Yards	赤ちゃん用遊び場	16 CFR Part 1221, ASTM F406-19
Bedside Sleepers	ベッドサイドスリーパー	16 CFR Part 1222、ASTM F2906-13
Infant Swings	乳幼児用スイング	16 CFR Part 1223、ASTM F2088-22
Portable Bedrails	ベッドの横板	16 CFR Part 1224、ASTM F2085-19
Hand-held Infant Carriers	携帯型抱っこひも	16 CFR Part 1225、ASTM F2050-19
Soft Infant and Toddler Carriers	ソフト抱っこひも	16 CFR Part 1226、ASTM F2236-14
Carriages and Strollers	ベビーカー	16 CFR Part 1227、ASTM F833-21
Sling Carriers	抱っこひも	16 CFR Part 1228、ASTM F2907-22
Infant Bouncer Seats	乳幼児用バウンサー	16 CFR Part 1229、ASTM F2167-22
Frame Child Carriers	フレーム子供キャリア	16 CFR Part 1230、ASTM F2549-22
High Chairs	ハイチェア	16 CFR part 1231, ASTM F404-21

【出典】Rules Requiring Third-Party Testing and a Children's Product Certificate (https://www.cpsc.gov/Business--Manufacturing/Testing-Certification/Lab-Accreditation/Rules-Requiring-Third-Party-Testing) (2023年2月閲覧)



2.2 基準・規格の対象に関する調査

(5)米国の強制規格対象品目(CPC:子供用製品)

品名	具体的品目	規格
Children's Folding Chairs and Stools	子供用折りたたみ椅子	16 CFR Part 1232, ASTM F2613-19
Portable Hook-On Chairs	可搬型椅子	16 CFR part 1233、ASTM F1235-18
Infant Bath Tubs	乳幼児用バスタブ	16 CFR Part 1234、ASTM F2670-22
Baby Changing Products	乳幼児用の高さ変更テーブル等	16 CFR part 1235、ASTM F2388-21
Booster Seats	大人の椅子の上にのせる子供用椅子	16 CFR part 1237、ASTM F2640-18
Stationary Activity Centers (SAC)	子供用静止製品(歩けない乳児用)	16 CFR part 1238、ASTM F2012-18
Gate and Enclosures	ゲートと囲い	16 CFR part 1239、ASTM F1004-22
Children's Toy	子供用玩具	16 CFR Part 1250、ASTM F963
Paints and Similar Surface Coatings	絵の具	16 CFR Part 1303、ASTM F963-17
Phthalates	フタル酸エステル	16 CFR part 1307、ASTM F963
All-Terrain Vehicles (ATVs)	陸地用乗り物	16 CFR Part 1420, ANSI/SVIA 1-2017
Clacker Balls	クラッカーボール	16 CFR 1500.86(a)(5)
Dive Sticks and Other Similar Article	ダイビングスティック	16 CFR 1500.86(a)(7) and (8)
Small Parts	小部品	16 CFR Part 1501.2、ASTM F-963
Electrically Operated Toys or Articles	電動玩具	16 CFR Part 1505
Rattles	がらがら	16 CFR Part 1510, ASTM F 963
Pacifiers	おしゃぶり	16 CFR Part 1511, ASTM F963

【出典】Rules Requiring Third-Party Testing and a Children's Product Certificate (https://www.cpsc.gov/Business--Manufacturing/Testing-Certification/Lab-Accreditation/Rules-Requiring-Third-Party-Testing) (2023年2月閲覧)



2.2 基準・規格の対象に関する調査

(5)米国の強制規格対象品目(CPC:子供用製品)

品名	具体的品目	規格
Bicycles	自転車	16 CFR Part 1512
Bunk Beds	2段ベッド	16 CFR Part 1213、ASTM F1427-13
Clothing and General Wearing Apparel	衣服	16 CFR Part 1610
Vinyl Plastic Film	ビニルフィルム	16 CFR Part 1611
Children's Sleepwear	子供用パジャマ	16 CFR Part 1616
Carpets and Rugs	カーペットとラグ	16 CFR Part 1630
Small Carpets and Rugs	小さいカーペットとラグ	16 CFR Part 1631
Mattresses and Mattress Pads	マットレス(土台なし)	16 CFR Part 1632
Mattresses and Mattress Sets	マットレス(土台付き)	16 CFR Part 1633

【出典】Rules Requiring Third-Party Testing and a Children's Product Certificate (https://www.cpsc.gov/Business--Manufacturing/Testing-Certification/Lab-Accreditation/Rules-Requiring-Third-Party-Testing) (2023年2月閲覧)



2.2 基準・規格の対象に関する調査

(6)オーストラリアの強制規格対象品目(電気製品除く)

品名	具体的品目	規格
Aquatic toys(水中玩具)	14歳未満、浅い水中用の玩具ボート	Consumer Goods (Aquatic Toys) Safety Standard 2020、AS/NZS ISO 8124またはISO 8124-1
Baby bath aids (浴室乳児援助)	乳幼児用を浴室でサポートする椅子等	Consumer Goods (Baby Bath Aids) Safety Standard 2017, ASTM F1967-13
Baby dummies and dummy chains	おしゃぶり	Consumer Goods (Babies' Dummies and Dummy Chains) Safety Standard 2017、AS 2432及びEN 1400
Baby walkers(乳幼児歩行器)	乳幼児の歩行訓練をサポートするもの	Consumer Protection Notice No.1 of 2013, ASTM F977-12
Balloon blowing kits	ゴム風船キット	Trade Practices (Consumer Product Safety Standards) Regulations 1979
Basketball rings & backboards	バスケットリング(日本ではほぼない)	Consumer Goods (Basketball Rings and Backboards) Safety Standard 2017
Bean bags (豆用のバッグ)	注意警告ラベルの貼付が必要	Consumer Goods (Bean Bags) Safety Standard 2014
Bicycle helmets(自転車用ヘルメット)	安全マーク貼付が必要	Trade Practices (Consumer Product Safety Standards) Regulations 2001—Bicycle Helmets、AS/NZS 2063
Bicycles(自転車)	安全マーク貼付が必要	Consumer Protection Notice No. 6 of 2004, AS/NZS 1927
Blinds, curtains and window fittings	ブラインド、カーテン等	Trade Practices (Consumer Product Safety Standard - Corded Internal Window Coverings) Regulations 2010
Bunk beds	二段ベッド	Consumer Protection Notice No. 1 of 2003, AS/NZS 4220

【出典】Mandatory standards(https://www.productsafety.gov.au/product-safety-laws/safety-standards-bans/mandatory-standards) (2023年2月閲覧)



2.2 基準・規格の対象に関する調査

(6)オーストラリアの強制規格対象品目(電気製品除く)

品名	具体的品目	規格
Button and coin batteries(ボタン電池)	ボタン電池、ボタン電池含有製品	Consumer Goods (Products Containing Button/Coin Batteries) Safety Standard Consumer Goods (Products Containing Button/Coin Batteries) Information Standard Consumer Goods (Button/Coin Batteries) Safety Standard Consumer Goods (Button/Coin Batteries) Information Standard
Care labelling for clothing & textiles	繊維製品の表示基準	Consumer Protection Notice No. 25 of 2010, AS/NZS 1957
Child restraints for use in motor vehicles	チャイルドシート	Consumer Protection Notice No. 3 of 2014, AS/NZS 1754
Cosmetics ingredients labelling	化粧品の成分表示	Consumer Goods (Cosmetics) Information Standard 2020
Decorative alcohol fueled devices	アルコール燃料の装飾品	Consumer Goods (Decorative Alcohol Fuelled Devices) Safety Standard 2017
Disposable cigarette lighters	使い捨てライター	Consumer Goods (Disposable Cigarette Lighters) Safety Standard 2019、ASTM F400-10またはEN 13869
Elastic luggage straps	弾性のある旅行かばんストラップ	Consumer Goods (Elastic luggage straps) Safety Standard 2017
Exercise cycles	自転車トレーニング機	Consumer Protection Notice No. 9 of 1997, AS 4092
Folding cots	折りたたみ式ベッド	Consumer Protection Notice No. 4 of 2008, AS/NZS 2195
Hot water bottles	温水ボトル	Trade Practices (Consumer Product Safety Standard) Hot Water Bottles Regulations 2008
Household cots	ベッド	Consumer Protection Notice No. 6 of 2005 , AS/NZS 2172
Miniature motorbikes	ミニチュアバイク	Consumer Goods (Miniature Motorbikes) Safety Standard 2019

【出典】Mandatory standards(https://www.productsafety.gov.au/product-safety-laws/safety-standards-bans/mandatory-standards) (2023年2月閲覧)



2.2 基準・規格の対象に関する調査

(6)オーストラリアの強制規格対象品目(電気製品除く)

品名	具体的品目	規格
Moveable soccer goals	サッカーゴール	Consumer Protection Notice No. 28 of 2010, AS 4866.1
Nightwear for children	子供用パジャマ(火への警告)	Consumer Goods (Children's Nightwear and Limited Daywear and Paper Patterns for Children's Nightwear) Safety Standard 2017、AS/NZS 1249
Non-refillable helium cylinders	ヘリウムガス容器	Consumer Goods (Non-refillable Helium Cylinders) Safety Standard 2022
Portable aerosol fire extinguishers	消火器	Consumer Protection Notice No. 9 of 2004、AS/NZS 4353
Portable non-aerosol fire extinguishers	消火器	Consumer Goods (Portable Non-aerosol Fire Extinguishers) Safety Standard 2021 , AS/NZS 1841.1
Portable ramps for vehicles	車用のランプ	Consumer Goods (Portable Ramps for Vehicles) Safety Standard 2017, AS 2640
Portable swimming pools	持ち運びプール	Consumer Goods (Portable Swimming Pools) Safety Standard 2013
Prams & strollers	ベビーカー	Consumer Product Safety Standard for Prams and Strollers - Consumer Protection Notice No. 8 of 2007 , AS/NZS 2088
Projectile toys	投射玩具	Consumer Goods (Projectile Toys) Safety Standard 2020、
Quad bikes	4輪バイク	Consumer Goods (Quad Bikes) Safety Standard 2019
Recovery straps for motor vehicles	車用ストラップ	Consumer Goods (Motor Vehicle Recovery Straps) Safety Standard 2017
Reduced Fire Risk Cigarettes	たばこ	Trade Practices (Consumer Product Safety Standard) (Reduced Fire Risk Cigarettes) Regulations 2008 No.195, AS 4830-2007

【出典】Mandatory standards(https://www.productsafety.gov.au/product-safety-laws/safety-standards-bans/mandatory-standards) (2023年2月閲覧)



2.2 基準・規格の対象に関する調査

(6)オーストラリアの強制規格対象品目(電気製品除く)

品名	具体的品目	規格
Self-balancing scooters	バランススクーター	Consumer Goods (Self-balancing Scooters) Safety Standard 2018またはUL 2272またはIEC
Sunglasses & fashion spectacles	サングラス	Consumer Goods (Sunglasses and Fashion Spectacles) Safety Standard 2017, AS/NZS 1067.1
Swimming & flotation aids	水泳浮具	Consumer Goods (Swimming and Flotation Aids) Safety Standard 2017, AS/NZS 1900
Tobacco health warnings	たばこへの健康警告表示	Competition and Consumer (Tobacco) Information Standard 2011
Toys containing lead & other elements	鉛含有玩具	Consumer Protection Notice No. 1 of 2009, AS/NZS 8124.3
Toys containing magnets	磁石含有玩具	Consumer Goods (Toys Containing Magnets) Safety Standard 2020、AS/NZS ISO 8124.1またはEN 71-1またはISO 8124-1またはASTM F963
Toys for children up to and including 36 months of age	36ヶ月までの子供用玩具	Consumer Protection Notice No. 14 of 2003, as amended by Consumer Protection No. 1 of 2005, AS/NZS ISO 8124
Treadmills	ランニングマシン	Trade Practices (Consumer Product Safety Standard) (Treadmills) Regulations 2009
Trolley jacks	車用のジャッキ	Consumer Goods (Trolley Jacks) Safety Standard 2017、AS 2615
Vehicle jacks	車用のジャッキ	Consumer Protection Notice No. 1 of 2010 , AS/NZS 2693
Vehicle support stands	車用スタンド	Consumer Goods (Vehicle Support Stands) Safety Standard 2017, AS 2538

【出典】Mandatory standards (https://www.productsafety.gov.au/product-safety-laws/safety-standards-bans/mandatory-standards) (2023年2月閲覧)





(1)検討会名称

□ 消費生活用製品の安全確保に向けた検討会

(2)検討会委員一覧(敬称略)

□ 三上 喜貴 開志専門職大学副学長 (座長)

□ 依田 高典 京都大学大学院経済学研究科教授

□ 大橋 弘 東京大学大学院経済学研究科教授

□ カライスコス アントニオス 京都大学大学院法学研究科准教授

□ 釘宮 悦子 消費生活アドバイザー

□ 西田 佳史 東京工業大学工学院教授

□ 早川 吉尚 立教大学法学部教授

□ 正木 義久 一般社団法人日本経済団体連合会ソーシャル・コミュニケーション本部長

□ 増田 悦子 公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長

□ 森 亮二 英知法律事務所 弁護士

□ 山内 洋嗣 森・濱田松本法律事務所 弁護士

□ 鷲田 祐一 一橋大学商学部教授

(3)検討会の開催、議事、及び主な議論

〇第1回

- □ 日時:2023年1月17日16:00~18:00
- □ 場所:経済産業省本館 17 階第 1 特別会議室、及び Web会議
- □ 主な議事:
 - 事務局である製品安全課から、資料をもとに消費生活用製品の安全確保に向けた製品安全4法を巡る課題・論点の説明等があった。
 - 委員及びオブザーバーから意見が提示された。提示された主な意見を、①インターネットモールの製品安全、② 子供用製品事故拡大防止、に分けて次ページ以降に示す。

(3)検討会の開催、議事、及び主な議論

- 〇第1回(続き)
 - □ インターネットモールの製品安全については、インターネットモール上の販売者の規制、販売する製品 安全の事前検査や事故報告について主に意見が提示された。

<第1回検討会主な意見:①インターネットモールの製品安全(インターネットモール上の販売者の規制)>

	<第1回検討会主な息見:①インダーネットモールの製品安全(インダーネットモール上の販売者の規制)>
項目	意見概要
インターネットモール上の販売者の規制	・(委員)特定商取引法上、国内インターネットモール上の販売者は住所や電話番号等を表示しなければならないが、どの程度、正確な住所等を掲載し、消費者と連絡が取れるようになっているのか。 ・委員法律で海外会社が継続して事業をする場合に会社を登記すべきであることについて、会社法と電気通信事業法に法律上の規定がある。消費生活用製品安全法の法執行として、消費者の安全性に係る会社法とは独立した法制度を設けて、海外事業者にも法執行できることが重要と考えている。 ・(委員)外国企業に日本の中で代表者のようなものを置いて、日本に報告義務を求めても、対応できるか疑問がある。実際にインターネットモールを通じて消費者にアクセスしているので、インターネットモール事業者の協力の下、日本に代表を置く事業者のみが日本で販売できるような仕組みが必要。 ・(委員)多くの日本の事業者が重い義務を負っており、オンライン、海外の事業者が違反しやすい状況は是正するべきである。 ・(委員)多くの日本の事業者が重い義務を負っており、オンライン、海外の事業者が違反しやすい状況は是正するべきである。 ・(委員)製品安全4法では製造事業者や輸入事業者への規制が主眼だが、様々な取引 形態が出てきている中、全てはカバーできていない。EUで規制が出てきているフルフィルメントサービスへの規制をにも踏み込んだ議論が行われることが望ましい。事業者の協力を得ながら、取り組んでいくことが望ましい。 ・(オブザーバー)インターネットモール事業者に事故報告が来るのは非常に稀であり、インターネットモールでは販売されたもので事故が起きているのかどうかを必ずしも把握できていないところがある。海外で製造された問題のある製品が、国内外の事業者かかわらず販売されており、海外の事業者は連絡の取りやすさ等で問題が生じやすいと思う。連絡は取れるが、日本に人を置いたり、登記したりするのが難しいという場合もあるので、一番現実的で施行しやすい形を考えた上で対応する必要がある。海外事業者はインターネットモール以外の販路(例: SNS、オンラインショッブ等)で直接販売するケースもある。 ・(オブザーバー)届出事業者に連携をでは制度上、海外製品については形式的には届出事業者はいるが、これまでの経験上、製品事故が起き届出事業者は誰かということになった場合に、企業名が勝手に使用されていたり、虚偽の届出がなされていたりして実態として届出事業者がいないケース、届出事業者はいるが製品事故が起こった場合に責任を認めない、あるいは履行能力がなくて倒産といったケースに遭遇しており、このような場合最終的に国内の消費者が守られななる。インターネットモール事業者としては、届出事業者が履行能力を有する者であるか確認できるように、例えば登録制にしてオープンデータ化していただければ協力しやすいと思う。

(3)検討会の開催、議事、及び主な議論

〇第1回(続き)

<第1回検討会主な意見:①インターネットモールの製品安全(製品安全の事前検査及び事故報告の体制)>

 	`	〈第1回検討会王な意見:①インダーネットモールの製品安全(製品安全の事前検査及び事故報告の体制)>
なっているのか。製造事業者が報告義務を果たさない場合、インターネットモール事業者、販売事業者、消費者から情報が上がる可能性がある。インターネットモール事業者からは販売事業者からの事故が報告されているのか。 ・(委員)重大製品事故は誰が重大事故を探知できるのか、探知できたとして報告が期待できる信頼ある主体なのか、2点で考えなければならない。事業者は事故が起きてしまったときに、消費生活用製品安全法35条の「重大製品事故」に該当するか否かを判断して報告するという高いコンプライアンス力が必要である。全ての海外の販売事業者が満足に対応できるわけではないと感じる。 ・(委員)対面販売は製品事故に対する製造事業者や輸入事業者との協力が従前行われてきたが、インターネットモールは販売前の出品前検査に協力して欲しいと考えている。非純正品や誤使用を誘導するような製品の情報提供の協力が必要である。インターネットモールを利用する人は価格に敏感だが、安全性にも敏感であるべきと考える。 ・(委員)オンラインで、消費者が製品の実物を確認して購入するのは難しく、製造事業者のみならず、販売事業者にも一定の規律を求めて協力をいただくと、安全性確保につながる。 ・(委員)インターネットモール事業者から、膨大な製品に対し法的規制のない製品に対して出品前審査を行うのは難しいという意見があった。 ・(委員)製造や輸入事業者ではない事業者(例:インターネットモール事業者、倉庫業者等)に消費者から事故の情報が寄せられる場合に、行政窓口に気軽に相談して、政府が権限を持って調査できるような仕組みができると意義深い。製造事業者は製品に詳しい一方、ネットモール事業者は製品に詳して、政府が権限を持つて調査できるような形式には限らず、寄せられた情報を行政窓口に伝えて、政府が調査権限を行使する形がやりやすいのではないか。 ・(オブザーバー)事故報告は、情報が1か所に集約され、そこから事業者や消費者に対し確認がいくような仕組みが構築されるとよい。	項目	意見概要
国内で責任者を置くことも有効と思うが海外で製品の輸出を止める、相手国に働きかけるのも有効と思う。 ・(オブザーバー)インターネットモール販売の重大事故の割合の増加において、輸入事業者が特定できるケースと、特定できない場合があり、海外からの販売品の重大事故製品の割合が増えている。重大事故製品が、ネットだけではなく、海外からの直接販売の事故件数が多いならば、どのような削減できるのか。客観的なデータがあるのならば、ご教示いただきたい。	査及び事故報告の	なっているのか。製造事業者が報告義務を果たさない場合、インターネットモール事業者、販売事業者、消費者から情報が上がる可能性がある。インターネットモール事業者からは販売事業者からの事故が報告されているのか。 ・(委員) 重大製品事故は誰が重大事故を探知できるのか、探知できたとして報告が期待できる信頼ある主体なのか、2点で考えなければならない。事業者は事故が起きてしまったときに、消費生活用製品安全法35条の「重大製品事故」に該当するか否かを判断して報告するという高いコンプライアンス力が必要である。全ての海外の販売事業者が満足に対応できるわけではないと感じる。・(委員) 対面販売は製品事故に対する製造事業者や輸入事業者との協力が従前行われてきたが、インターネットモールは販売前の出品前検査に協力して欲しいと考えている。非純正品や誤使用を誘導するような製品の情報提供の協力が必要である。インターネットモールを利用する人は価格に敏感だが、安全性にも敏感であるべきと考える。・(委員) オンラインで、消費者が製品の実物を確認して購入するのは難しく、製造事業者のみならず、販売事業者にも一定の規律を求めて協力をいただくと、安全性確保につながる。・(委員) オンラインで、消費者が製品の実物を確認して購入するのは難しく、製造事業者のみならず、販売事業者にも一定の規律を求めて協力をいただくと、安全性確保につながる。・(委員) 製造や輸入事業者ではない事業者(例:インターネットモール事業者、倉庫業者等)に消費者から事故の情報が寄せられる場合に、行政窓口に気軽に相談して、政府が権限を持って調査できるような仕組みができると意義深い。製造事業者は製品に詳しい一方、ネットモール事業者は製品に詳しくないため、必ずしも事故報告書のような形式には限らず、寄せられた情報を行政窓口に伝えて、政府が調査権限を行使する形がやりやすいのではないか。・(オブザーバー) :製品事故について海外ではどのような情報共有しているのか、輸出事業者にどのように要請をかけているのか、「オブザーバー) :製品事故について海外ではどのような情報共有しているのか、輸出事業者にどのように要請をかけているのか、国内で責任者を置くことも有効と思うが海外で製品の輸出を止める、相手国に働きかけるのも有効と思う。・(オブザーバー) インターネットモール販売の重大事故の割合の増加において、輸入事業者が特定できるケースと、特定できない場合があり、海外からの販売品の重大事故製品の割合が増えている。重大事故製品が、ネットだけではなく、海外からの直接販売の

(3)検討会の開催、議事、及び主な議論

〇第1回(続き)

<第1回検討会主な意見:①インターネットモールの製品安全(その他)>

○ 「			
項目	意見概要		
その他	 ・(委員)域外適用問題として、外国から安全性を欠く製品を日本で販売していく事態が色々なところで起きていて、コストをかけていない安価である同時に安全性が低い製品が売られると、日本の事業者がコストをかけた安全で高価な製品との競争上の問題もある。日本の安全基準を下回る製品が流通することを避けるべきである。 ・(委員)輸入事業者、インターネットモール事業者に独自にヒアリングしてみたが、消費生活用製品で粗悪なものが流通して信頼性が失われていることに危機感があり、市場を健全化することに賛成している。 ・(委員)リチウムイオン蓄電池で原因の特定に至らず、といった事例がある。リチウムイオン蓄電池についてはかなり技術基準を厳しくしていても、非純正品や単純なモバイルバッテリーは原因が特定できず火災が起きている。エネルギー密度、エネルギー量の大きなものは輸入禁止に踏み込むような取り組みも必要でないか。エネルギー量が大きくなってきており、ガス製品と同等の製品となりつつある。価格が安いというだけで海外から入って来る。時間をかけて、エネルギーが大きいものについては輸入規制をかけることも必要と思った。 ・(オブザーバー)性能的に問題のない製品は国際的に推奨するべき製品としてピーアールし、消費者に情報提供していくことが大事。・(オブザーバー)企業の販売チャネルとしては、実店舗、インターネットモール両方があり、取扱っている製品に責任を持って対応していく。インターネットモール上での直接販売については直接関係ない部分もあるが、商品の販売者として今回の検討会でどのような貢献ができるか考えていきたい。 		



(3)検討会の開催、議事、及び主な議論

〇第1回(続き)

□ 子供用製品事故拡大防止については、主に強制規格化、マグネットボールの規制に関する意見が提示された。

<第1回検討会主な意見:②子供用製品事故拡大防止(強制規格化)>

-Œ C	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
項目		
強制規格化	・(委員)子供が製品事故で怪我等を負った後の影響を考え、海外では子供用製品の強制規格化が進んでいることからも、日本でも強制規格とすることを検討いただきたい。他には米国では角度が付いたベッドインクラインベッドは禁止だが、日本はまだ規制されていない。	
	・(委員)玩具製造事業者に独自にヒアリングしてみたが、子供用製品で粗悪なものが流通して信頼性が失われていることに危機感があり、市場を健全化することに賛成している。	
	・(委員)強制規格を設ける 場合は、これまでの規格、ST基準を国として認めていく検討をお願いしたい。	
	・(委員)法的規制のない製品に対して出品前審査を行うのは難しいという意見があった。子供用製品について法的な規制をかけることは、諸外国との整合の観点でも重要。	
	・(オブザーバー)強制規格による規制が必要。また、製品の規格だけでなく、広告やパッケージの在り方なども含めて検討いただきたい。	
	・(オブザーバー)玩具安全については、国内で業界の自主規制で対応するSTマーク制度が1971年から始まっており、ST基準は海	
	外の基準と比べても同等であり国内制度としては任意規格だが定着している。日本の死亡事故は低い水準にあり、有効に機能している取り組みは可能な限り維持するアプローチもある。また、日本特有の取組もあり、対象年齢について表示位置も統一されて表示されている。海外の企業にも、現在の状況でどこまで対応するべきか難しい。	
	・(オブザーバー)製品ごとの対応をどのように行うのかを整理する必要がある。強制規格は一つのアプローチだが、強制規格にすれば全て解決するのではなく、基準がどのような形で使われているのかが重要である。チャンピオンとなる製品が基準に適合しているからといってロット全体が基準に適合しているとは限らない。また、安全に使うことも重要である。SG基準は、製品の使用に加えて、取扱業の表表を表表し、	
	取扱説明書、表示までカバーしている。また、基準は生き物のようなものであって製品の動向に応じて見直していかねばならない。 基準を安定的に制定・改正できる体制も重要である。	

(3)検討会の開催、議事、及び主な議論

〇第1回(続き)

<第1回検討会主な意見:②子供用製品事故拡大防止(マグネットボールの規制)>

(お・回状的女工の心光・色) 大力を加手収加入的工(ヘンイン) イールの状態 / ク			
項目	意見概要		
マグネットボールの 規制	・(委員)3年前にインターネット取引について、製品安全に関する検討会に参加し、インターネットモール運営事業者との連携等、色々なところで改善されてきたことがある。その時からマグネットボールについて問題意識はあったが、現時点でも解決には至っていない。 ・(委員)マグネットボールの規制について、海外ではリコールが2011、2012年に始まっていたが、日本は遅れている。日本は重大事故報告後に規制を行うのが現状で、海外では問題が発覚した製品に関しては連携して先手を打っている。 ・(委員)マグネットボールは国民生活センターからの情報発信が数年前にあり、対応が行われているが、速やかに対応するべきことと考えている。		



(3)検討会の開催、議事、及び主な議論

〇第2回

- □ 日時:2023年2月8日10:00~12:00
- □ 場所:経済産業省本館 17 階第 1 特別会議室、及び Web会議
- □ 主な議事:
 - インターネットモール事業者を対象に、①販売店や販売製品の審査・確認方法等、②製品事故の把握と対応、③ 国内代表者の設置、についてヒアリングを行った。
 - 主な質疑応答を以下に示す。

<第2回検討会主な質疑応答:①販売店や販売製品の審査・確認方法等について>

質問(委員等)

回答(インターネットモール事業者)

- ・インターネットモール事業者が 国内外の販売店を登録する際 に、どのような審査を行ってい るのか。
- ・販売店が取り扱う製品に対し、 どのような審査を行っているの か。
- ・出店規制や出品停止等の措置 を濫用すると独禁法、取引透 明化法との関係もあるところ、 どう販売店に配慮しているか。
- ・海外製造事業者の製品を取扱 う販売店や製品の実態、製 造事業者はどの程度把握でき ているのか。

- ・実存性や本人性の確認を目的として、必要十分な情報を審査している会社法上の義務履行は審査対象としていないが、会社法も含む国内の法令遵守を求めている。販売店が虚偽の情報を登録等していて消費者が出品者と連絡が取れない場合は、インターネットモール事業者の方から販売店に対して、消費者に返信をするように促すといった対応をしている。
- ・取引透明化法 に基づき、販売店と消費者のコミュニケーションのサポートを行っている。
- ・独禁法や取引透明化法との関係では、ポリシーの変更等の際の事前周知のルールを守っていても出品者からは過剰 と言われたり、優越的地位の濫用として官公庁に駆け込む出品者が発生したりする懸念がある。
- ・商流、製造業者、通関法上の輸入事業者の把握が非常に難しく、統計データはない。特に販売店が一次小売ではない リセラーの場合、製造者までたどり着くことは困難な場合が多い。
- ・製品安全4法の一部製品について出品前審査でPS マーク取得状況等を審査しており、これを拡大していくことを行っている。今後、輸入事業者や製品リストが経産省より公表されることになれば、情報を突合し、対応に活かすことができると考える。行政機関等から提供された製品検査・試買テストの情報に基づき、危険な製品については調査をした上で出品停止等の措置を取っている。
- ・機械学習やキーワード検出等で広く対象となりそうな製品を毎日巡回しており、最終的に人の目視で精度を高めて審査をしている。

(3)検討会の開催、議事、及び主な議論

○第2回(続き)

<第2回検討会主な質疑応答:②製品事故の把握と対応について>

(お2回次的女工の長光心日・⑥数明子版の)に歴これがに フザーン					
質問(委員等)	回答(インターネットモール事業者)				
 ・製品事故の把握はどのように 行っており、件数はどの程度 か。 ・製品事故の対応はどのように 行っているか。 	 ・製品事故の正確な数字は不明だが、多くない。理由ははっきり分析ができておらず、そもそも製品事故が起こっていないか、販売店側で対応している場合、販売店から連絡が上がっていない可能性もある。売買契約は販売店と消費者で、顧客対応も販売店が直接やっているため、製品の問合せは販売店にまず一報が行くことも関係すると推察している。 ・現在、カスタマーサービスに寄せられた事故情報は速やかに販売店にも共有しており、事故原因の確認 結果も販売店から報告してもらっている。製造・輸入事業者が一義的に製品の詳細や製品事故であるかの判断をするので、販売店を介して輸入事業者の確認結果のフィードバックを得て、安全であると証明する書類が提出され、内容に問題がなければ出品の再開という対応をしている。 ・消費者からの事故報告はカスタマーサービスやレビューで、懸念が示されたものが主であるが、消費者からの情報のため確度が低く、真偽が判断できないものもある。また、製品事故なのか、消費者の誤使用の問題なのか、インターネットモール事業者では判断できない。 ・全ての取引内容を把握するのも難しいが、インターネットモール内で検知されたものは常にエスカレーション対応方針の検討をしており、社内体制の構築はできている。 				

(3)検討会の開催、議事、及び主な議論

○第2回(続き)

<第2回検討会主な質疑応答:③国内代表者の設置について>

質問(委員等)

- ・会社法で求められている国内代表者の設置 を審査していないのはなぜか。
- ・代表者の選定は会社法上の義務。海外出品者の場合、サイト上に国内の代表者を表示する欄を設けて連絡先を載せれば、消費者や政府機関も連絡できる。そうすればもっと問題が簡単に解決できる。虚偽の代表者が登録されているならば、コンプライアンス違反、登録要件義務違反となる。制度上、法令を改正して代表者についてサイトの表示を求めることもできるが、対応コスト等、弊害はあるのか。
- ・重要なのは連絡が取れる体制の確保とのことだが、連絡がつく人が海外にいると製品安全法、罰則が直接執行できず、訴訟になった場合は国内に登記がないと海外訴訟になるが、解決策があるのか。
- ・インターネットモール上の取引は店舗と消費者の取引だが、消費者が店舗を訴えたい場合、海外事業者の店舗が日本に登記がないときの対応はどうなっているのか。

回答(インターネットモール事業者)

- ・代表者登記はすべて必須とはしていない。海外事業者でも国内に支社があって法人登記しているところは確認している。海外に支社がない・拠点が海外にしかない、いわゆる個人輸入については、国内への登記・代表者設置は必須にはしていないが、日本語対応可能な人を設置するルールを設けている。
- ・インターネットモール事業者としては、何を出品者情報として表示するのか、特商法上規定されており、 販売店によりそれが履行されているか は確認している。
- ・製品安全4法上はPS マークを取得している製品については法令上国内に居住している届出事業者がいることになっており、まさにこの届出事業者がリコール責任を負う者であるため、同事業者の実存性、履行能力の有無を確認し、実効性が担保されることが重要。
- ・国内代表者の記載を法制化したとしても、その代表者に対してリコール義務を負わせることを想定した場合、その代表者についても履行能力・実存性を担保できる制度設計をしないと、現行の届出事業者同様、 形式的にはいるが履行能力がなく実態上はいないことと同じとなってしまう。
- ・現状は海外事業者でも店舗運営責任者を置いて、連絡を密にとって対応している。必ずしも会社法の条文、日本で取引継続がどういった事業者にどこまで適用できるのかが整理できていなかった。改めて所管省庁に確認し、検討と対応が必要と考えている。事業者によっては即対応が困難であることを懸念している。インターネットモールだけではなく海外事業者にも波及していくところだと思うので、改めて対応を検討していきたい。
- ・前述のとおり、販売店のアカウント登録に際しては、実存性や本人性の確認を目的として、必要十分な情報を審査しているもの。販売店に対して、あまねく法令の義務が課される中で、会社法はじめ個別法令について須らく履行審査を行うのは実務上難しい。会社法上の登記を行っていないということや虚偽情報の登録等は国内外の事業者問わず起きる問題である。特に海外事業者に強く求めるということはなかなかやれない。

(3)検討会の開催、議事、及び主な議論

〇第3回

- □ 日時:2023年2月20日10:00~12:00
- □ 場所:経済産業省本館 17 階第 2特別会議室、及び Web会議
- □ 主な議事:
 - 子供用製品関連団体・事業者を対象に、①日本の子供用製品市場における安全な製品の流通状況、②強制規格化、③インターネットモールにおける販売方法、についてヒアリングを行った。
 - 主な質疑応答を次ページ以降に示す。

(3)検討会の開催、議事、及び主な議論

○第3回(続き)

<第3回検討会主な質疑応答:①日本の子供用製品市場における安全な製品の流通状況について>

質問(委員等)

- ・日本に流通している子供用製品 全体に対し、どの程度の製品が STマークを取得しているか統計 データはあるか。STマークを取得 していない製品の安全性はどの ようにとらえているか。
- ・安全基準の定期的な見直しでは、 事故データの収集とかフィード バック、政府からST基準に関する 要請を行う仕組みの有無や実施 状況を教えて欲しい。
- ・海外の製品安全に関するデータベースを見ると、事故は起きていないが未然の防止の観点から販売停止になっている事例が多数ある。現状では同じものが仮に日本で流通していても法的に流通を規制することはできないが、どのように考えているのか。のように考えているのか。

回答(子供用製品関連団体・事業者)

- ・市場に流通している玩具全体におけるSTマーク取得の統計データはないが、店頭の様子から6~7割程度と考えている。STマークを取得していない製品について直接的な安全性の担保はないが、日本の玩具メーカーは、STマーク制度を通じて玩具安全制度を承知しているので、自社の取り扱う製品についてSTマークを取得しない場合にも安全でない製品を製造することはないと考えている。日本の玩具市場は、日本企業のシェアが圧倒的に高いため、同時に安全性の高い製品のシェアの向上につながっている。強制規格にせよ自主制度にせよ、玩具安全制度は玩具事故を防ぐためにあるが、米国と日本の玩具事故の統計データを比較すると、日本の玩具事故は概ね低い水準にあると受け止めている。この統計結果から見ても、日本市場での玩具が安全であることが推測できると考える。
- ・玩具の特性として保護者が購入するケースが多く、保護者が知らない製造事業者や海外製は子供に与えたくないという自浄作用は働いていると思う。STマークや日本の特殊な注意喚起、良質なアフターサービスが日本製製品の購入につながっている。
- ・日本玩具協会ではST 基準判定会議を設置し、そこで検討して ST 基準の改定を行っている。改定の頻度は年 1 回程度と多い。改定に当たっては、国際規格の改定のほか、海外の事故事案、個別商品の判定結果、消費者庁・国民生活センター等による事故情報等を踏まえて改定を行ってきている。ST基準判定会議と経済産業省製品安全課との間で公式な連絡系統はないが、大きな改訂の際は経産省に報告し、担当の方に説明会等に出席いただいている。
- ・危険と思われる製品等に気付いた場合に経産省に対しそれを直接提言する公式な仕組みはないが、重篤な事故を引き起こすような製品を個別に指定し規制する制度があると、業界団体としては海外等で問題となっている製品をいち早く経産省に報告し対応をお願いすることができると考えている。その点、今回マグネットセットや高吸水性樹脂ボールを特定製品に指定することは重要なステップと考えている。これをもう一歩進め、更に使いやすい制度を作って頂ければと思う。

(3)検討会の開催、議事、及び主な議論

○第3回(続き)

<第3回検討会主な質疑応答:②強制規格化について>

質問(委員等)

- ・強制規格の導入と、STマーク制度の仕組みの両立性について意見を聞きたい。強制規格が存在しても、より高品質な認証規格としてSTマーク制度が存在し、保護者の選択肢から外れることはなく、両立することもあり得るのではないか。また、共存することの懸念点はあるか。
- ・強制規格化する場合は子供用製品が網羅的に規制対象となるが、事故が多発している製品を特定できる仕組みになり、ピンポイントなものになると思う。海外規格でもしかるべき審査の上でST基準と同等であれば認定するような仕組みができると思うが、意見を聞きたい。
- ・ST基準の対象となっているもので、他の年齢層や用途を想定した同様の製品が強制規格の対象となるケースが発生する。特定製品とST基準対象製品の両立について意見を聞きたい。
- ・仮に子供用製品に強制規格を導入した場合、STマーク取得の見直しを行う可能性はあるか。
- ・強制規格化に対する事業者の負担は懸念されていないか。

回答(子供用製品関連団体・事業者)

- ・STマークを取得するには、2年ごとの検査、法律では求めていない対象年齢6歳以上についても化学的安全性の検査が要求される。現在、機械的安全性に関する法規制はないが、これについて強制規格(法規制)ができると、食品衛生法による6歳までの化学的安全性と、強制規格の機械的完全性の2つの法規制に適合していれば市場で通用することになるので、化学的安全性の高額な検査費を考えると、STマーク取得を不要と考える事業者が多く発生し、STマーク取得数が少なくなりST制度そのものが衰退することを懸念する。
- ・強制規格の導入だけで玩具の安全性が確保できるものではなく、強制規格の 実効性 は試買・査察といった市場管理 の度合に拠ると考える。STマーク制度は、検査頻度、注意表示、不正マークの根絶など、世界的にも際立った管理 を行っており、それを強制規格でカバーすることは容易ではないと思われる。強制規格の導入によってST制度が衰 退すると、却って日本の玩具安全の水準を損なうことになりかねない。現在、問題になっているのは、玩具全般という ことではなく、重篤な事故のおそれのある個別・特定の製品である。全体の仕組みを変更するのではなく、先ずはこう した特定の製品への対応を図るのが良いと思う。なお、特定の製品を指定して、それに強制規格を設定するのは 賛成である。
- ・例えばSGマークなど、他の制度でそれに特化した安全基準がある製品は、ST基準の対象から除くようにしている。 現行の特定製品についても、レーザーポインターはST基準の対象から除外している。なお、基準の内容が同じ場合は、その取扱いは、事業者に誤解や混乱が生じないかどうかがポイント思う。
- ・安全性確保において強制規格のレベルが不十分だった場合に、安全でない製品が流通する懸念がある。また、マーク貼付の基準について、海外では検査項目毎に Pass と記載されるだけで合格書は発行されない。また、依頼主により検査項目を省略しているような製品が検査を通過しマークを貼付して、輸入事業者が流通させているケースがある。こうしたケースは単に強制規格を導入するだけでは防げない。仮に強制規格を導入し、製品の安全性が ST 基準・STマーク制度と同等に製品安全水準が担保され、かつ ST基準・STマーク制度が果たしている役割/機能を強制規格が自ら担うことができるならば、社会の玩具安全度合いは変わらないため、良いと考える。また消費者教育が行き届き、STマーク取得製品は最低限の安全性が担保されているという認識が進めば、より安全なものを購入していく流れにはなると思う。その場合、強制規格が存在する意義はなく、強制規格は不要と考える。
- ・小型強力磁石がそうであったように、子供が扱う可能性があり、その結果事故が発生するような製品を事前に全て想 定して規制するのはほぼ不可能と考えている。そのような危険製品が流通した場合の速やかな事後対応の仕組み を設けておくことが必要である。
- ・安全に対しての意識が高い製造事業者が多く、輸入事業者も安全の評価、偽物品対策を行いながら事業をしている。 輸入事業者は海外の強制規格に適合した製品を輸入しており、その場合はほとんどの事業者は日本語の取り扱い 説明書、注意の啓発活動を行っている。

- (3)検討会の開催、議事、及び主な議論
 - ○第3回(続き)

<第3回検討会主な質疑応答:③インターネットモールにおける販売方法について>

質問(委員等)	回答(子供用製品関連団体・事業者)			
・インターネットモールではブランド品もノーブランド品も取り扱われている。抜け漏れがないようにということなら、自社サイトだけ、あるいは団体プラットフォームで販売し、インターネットモールでは販売しないことは考えられるか。また、製造事業者としてはインターネットモール事業者と取り組みについて協議することはあるか。	・自社でできる企業もあるが中小の事業者も多く、大手の インターネットモールを使うのが現実的な流れとなっている。 インターネットモール事業者との意見交換は過去行っている。			



MIZUHO

みずほリサーチ&テクノロジーズ

二次利用未承諾リスト

「令和4年度産業保安等技術基準策定調査研究等事業 (製品安全政策の在り方に関する調査事業)」 調査 報告書

令和4年度産業保安等技術基準策定調査研究等事業

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

		> > > -
頁	図表番号	タイトル
8	_	Product Safety Business Alert Gatewayのイ メージ
9	_	Safety Gate
9		Salety date
12	_	欧州消費者機構(BEUC:Bureau Européen des Unions de Consommateurs)(2020年)
82	_	EUROPE E-COMMERCE REPORT 2022
83		EUROPE E-COMMERCE REPORT 2022
95	_	CCCマーク
96		BMSIマーク
—		
<u> </u>		